

712
46



0029322-000

712-46


満洲に於ける通貨・金融の過去
及現在

満洲事情案内所・編

満洲事情案内所

昭11

ADI

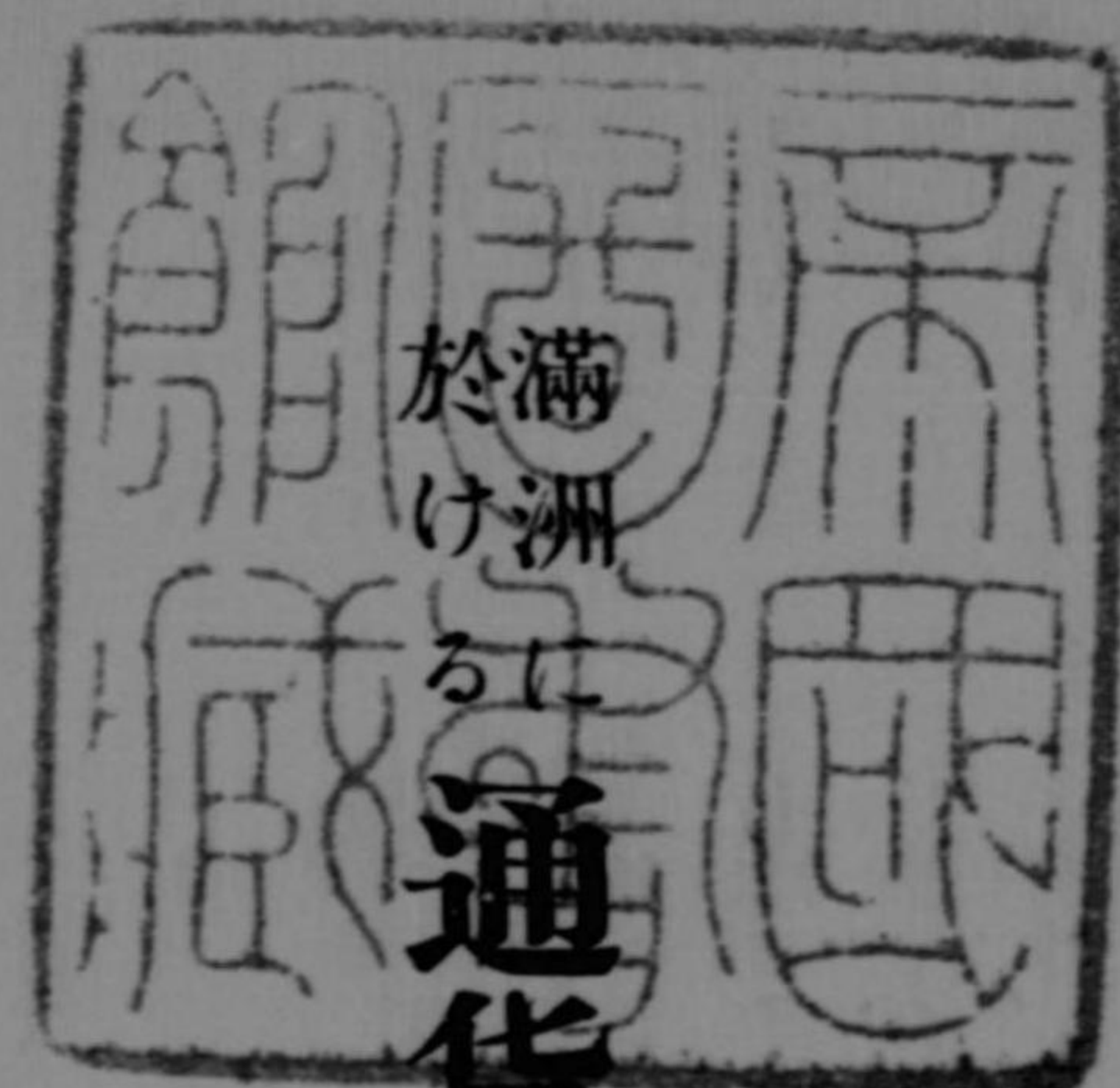


712
46

滿洲事情案內所報告 (36)

滿洲に於ける
通貨・金融の過去及現在

滿洲事情案內所編



滿洲に於ける

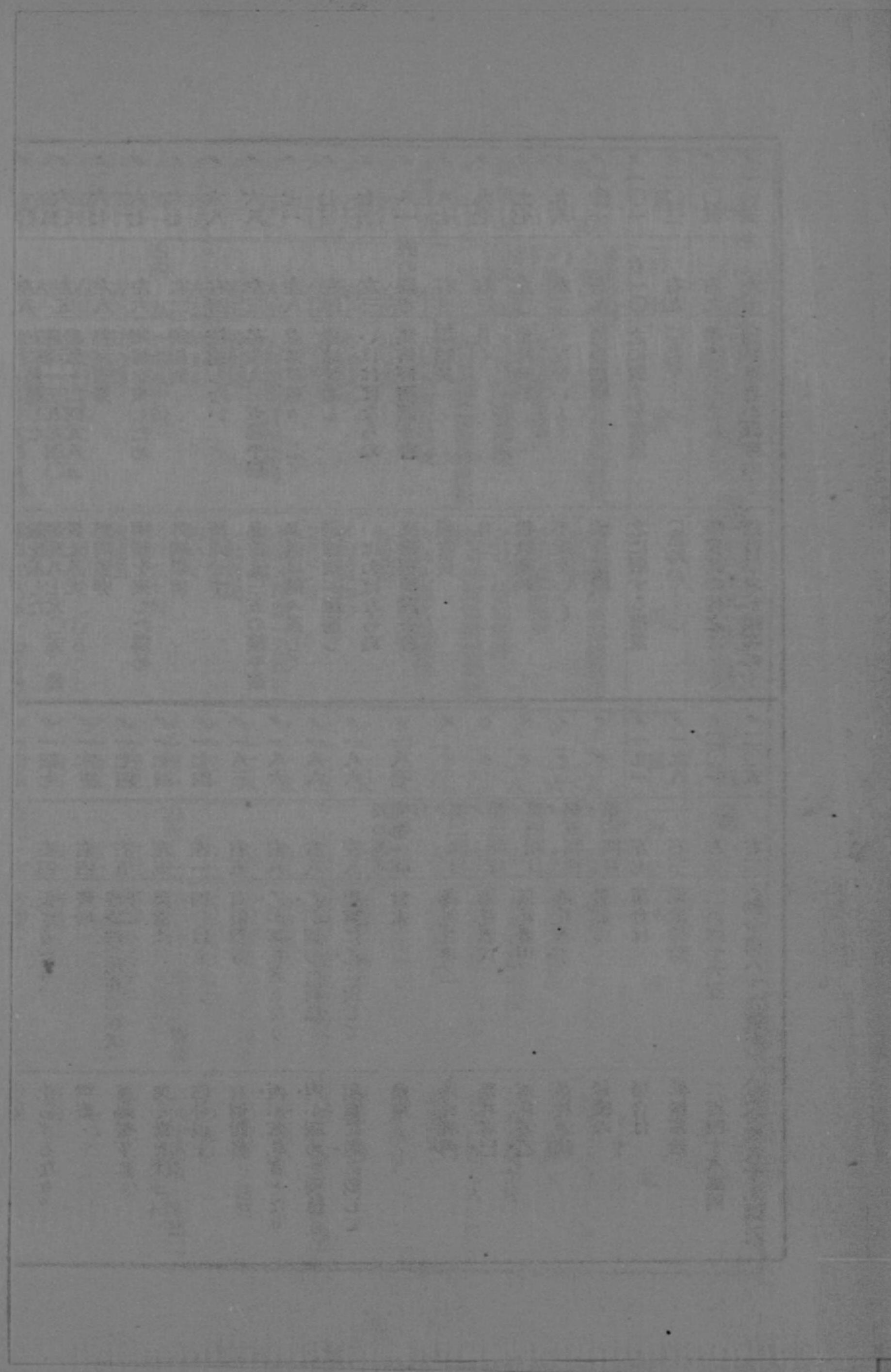
通貨

金融の過去及現在

滿洲事情案内所編



發行所寄贈本



「滿洲に於ける通貨金融の過去及現在」 正誤表

頁	行目	誤	正	頁	行目	誤	正
凡例の	参考文獻	滿洲國財政部理財司	滿洲國財政部總務司	二〇八	左五	變更すべきことを	變更すべきことを
目次四	上第八列	及川儀右衛門	及川儀右衛門	一一六	左四	取引に終る	取引に依る
目次四	下第四節	其他の通貨整理	其他の通貨整理	一一八	右一	長春金融市場	長春金融市場
一一	右二	新京卸賣物價別指數	新京卸賣物價別指數	一一〇	左六	前年に比し大いに	前年に比し大いに
本文一九	右七	吉林永衡官銀號	吉林永衡官銀號	一一〇	左五	諸國間て	諸國間に
二〇	左四	抹兌銀	抹兌銀	一一三	左四	存在は全く	存在は全く
二二	右七	各種貨物の	各種貨物の	一一五	右三	業績を擧げ	業績を擧げ
二七	右七	「奉天の」	「奉天の」	一二五	右三	舊「瀋江糧食交易所」	舊「瀋江糧食交易所」
三〇	左七	大洋票對官幣相場	永衡大洋票一元對官幣相場	一二五	右八	金額拂込	金額拂込
三三	右五	般省民	般省民	一二八	左五	大商店及び即ち錢莊	大商店及び錢莊
四五	左七	始あて	始めて	一三一	右七	其き其他の	其他の
五一	右四一五	比價五十對一	比價五十對一	一四一	右六	百三十六箇所(康徳二年六月末現在)	百四十箇所(康徳二年十二月末現在)
五二	左八	流通券	流通券	一四五	右二	微々たるものを	微々たるものを
五三	右五	を發行すること	を發行せしむること	一四五	右七	であつたが	であつたが
五五	左一	愛渡し	愛渡し	一四六	右一	防過	防過
六〇	左八	依然として九四元四	遂に九六元一〇と昂騰を示した	一四六	左七・六	苦惱	苦惱
六〇	左五	最高一三四元四五	最高八七元〇五、最低七八元	一四七	右四	止らざるなり。	止らざるなり。
六七	左八	熱河省券	熱河省券	一六五	右四	資増	資増
六七	左六	困難を來したため	困難を來したため	一七四	右五	瀋陽縣(現在の奉天)下に	瀋陽縣下に
六七	右二	國銀貨	外國銀貨	一七四	左五	典當とは	典當とは
六八	右四	流通しない	流通せず	一七四	左一	四分以下	四分以下
六八	左三	品位九三五鎊平銀	品位九三五の鎊平銀	一八三	右五	有限證券	有限證券
七一	左八	暴落は感々しく	暴落は感々甚しく	一八六	右八	乙が落札者となり	丙が落札者となり
七三	左四	過爐流通し	過爐銀が流通し	一八六	右八	乙が認めた利息	丙が認めた利息
七三	左三	いはばならぬ	いはばならぬ	一八六	左八	現實に乙に對して	現實に丙に對して
八一	表の備考	滿鐵經濟調査會	滿鐵經濟調査會	一八七	表の備考	會本	會東
八七	右三	副總長	副會長	一八七	第一回	落札者乙	落札者丙
九七	右三	且の	且つ	一八七	第二回	落札者乙	落札者丙
九七	左二	借條契約	借條契約	一八七	第三回	落札者乙	落札者丙
九八	左二	不況をいよく	不況をいよく	一八七	第四回	落札者甲	落札者乙
一〇一	右九	治外法權	治外法權	一八七	第五回	落札者丁	落札者戊
一〇一	右一〇	之に對する措置	之に對する措置	一九一	第六回	最後の	最後の
一〇三	右九	(現行……)	(當時の……)	一九八	左七	現合は	現合は
一〇五	右九	學費其の之に……	學費其の他之に……	二〇一	右三	低級俸給	低級俸給
一〇五	左七	爲替業者が顧客の……	爲替業者が顧客の……	二〇五	左三	二百四十六萬	二百四十六萬円
二〇五	左七	爲替業者が顧客の……	爲替業者が顧客の……	二〇五	右二	(勅令第八十九號が)	(勅令第八十九號が)



於滿洲
けるに
通貨・金融の過去及現在



滿洲事情案内所編

發行所寄贈本

滿洲事情案内所既刊資料

報告書 番号	書名	頁数	残部
	滿洲年鑑(普及版)	100	無
	滿洲經濟指針(各産業別七種)	20	無
(1)	採算上より見たる滿蒙牛の輸出事情	20	無
(2)	滿洲國に於ける砂糖事情	20	無
(3)	滿洲國財政に見る王道政治	20	無
(4)	國都新京經濟事情	50	無
(5)	首都新京の經濟的發展策	10	無
(6)	滿洲國の賑々廟會と其市場研究	50	無
(7)	奉山線・錦縣經濟事情	10	無
(8)	新京に於ける貨物集散機關と其設備	20	無
	滿洲經濟地圖	80	無
(9)	滿洲國企業統制の現況	30	無
(10)	農安事情	20	無
(11)	新京事情	30	無
(12)	扶餘事情	20	無
(13)	滿洲國産業資源と其開發	20	無
(14)	滿洲事情(上)農・畜・林・水産篇(九年版)	40	無
(15)	同(中)通貨・金融・商業・貿易篇(九年版)	40	無
(16)	同(下)工業・鑛業篇(九年版)	40	無
(17)	滿洲國の自然	10	無
(18)	在滿主要會社一覽	10	無
(19)	滿洲國の産業(概説篇)	15	無
(20)	松花江	40	無
	滿洲國有鐵道沿線及背後地各縣概況	50	無
	Industry of Manchoukuo (英文)	30	有
(21)	滿洲事情(下)工・鑛業篇(十年版)	30	有
(22)	滿洲事情(上)農・畜産篇(同)	30	有
(23)	滿洲事情(中)林・水産篇(同)	30	有
	滿洲經濟地圖(改訂十年版)	50	有
(24)	蒙古事情概要	30	有
(25)	松花江(改訂版)	40	有
(26)	遼河	40	有
(27)	滿洲國の産業(概説篇)(改訂版)	15	有
(28)	滿洲に於ける農村聚落狀況・耕作面積・地價	10	有
(29)	滿洲國に於ける交通事情	40	無
(30)	滿洲國の習俗	50	有
(31)	北支那事情	40	有
(32)	滿蘇支邊境事情	40	有
(33)	外蒙古事情	20	有
(34)	日滿貿易事情	20	有
(35)	黑龍江	30	有
(36)	滿洲國に於ける通貨金融の過去及現在	100	有

71246

緒言

滿洲國の健實な歩みを最も端的、且つ雄辯に證明するものは、幣制統一の輝かしい成功であると爲し得よう。舊軍閥時代に於ける、滿洲幣制の紊亂は、國民の大多數を貧困にする重荷であり、滿洲自體を枯渴せしめる悪魔の手であつた。上は各省官銀號より濫發される雑多な不換紙幣と、下は民間の商舖より發行される紙帖の類、更に日本側通貨や露國紙幣等、之等多種多様な通貨の流通する氣違ひじみた世界に住んでゐた住民は絶えず動搖する通貨の脅威に打ちひしがれ、又滿洲そのもの、經濟的發展は頑強に阻止されてゐたのである。

然るに滿洲國の成立となり、大同元年七月、滿洲中央銀行が營業を開始するや、同行は新に制定された貨幣法に基いて紙幣及び鑄貨を發行すると共に、亂雜を極めた舊紙幣の回收に着手し、僅々二箇年間にして全滿津々浦々に至るまで國幣を普及せしめ、康徳二年六月迄に、舊紙幣の九七%餘を回收することが出來た。此の大事業の成功に、驚異の眼をみはらぬものはなかつた。昭和九年秋、日本新聞協會の招待によつて滿洲を見學した米國各地の有力新聞業者が、歸國後、各その發表した感想には、他の事項に關する記事に於いて幾分の皮肉な見解が發見されるにも拘はらず、滿洲國の幣制統一と通貨の安定の事實に對しては、何れも讚嘆の言葉を以てせざるを得なかつた。又英國のデーリー・メールの一記者は、熱河討伐軍の疾風迅雷的行動に併行してなされた中銀派遣員の目覺しい金融工作を見て、ナポレオン戦争以來始めての事だと激賞した。

舊軍閥の通貨政策が、民衆の生活を犠牲として強行されたものであつたに反して、滿洲中央銀行は、民衆への誠實なる慈父として、凡ゆる政策を進めて來た。この事は民衆の貨幣への信用恢復を通じて、滿洲國自體への強い信頼

を、覺醒せしめずには置かなかつた。日滿軍警の不斷の掃匪工作と、凡ゆる産業振興策に並んで、窮民の生活更生のための、金融の道が着々と盛りひらかれ、民は世界恐慌の嵐に揉まれつゝも、今や前途に光明を見出して、各々その業に安んぜんとしてゐる。而して其の後、滿洲中央銀行は時々に変化する情勢に對して、刻々に適應する最善の政策を以て臨み、創立以來曾つて蹉跌を見せなかつたことは、中銀當局及び滿洲國幣の將來に對して、一種宗教的な信頼さへも湧き、國幣の銀離脱後遂に示現した日滿爲替パーは、日滿兩政府の協力によつてもはや確固として動かざるものゝ如くである。之に續いて、中銀鮮銀の業務協定は、滿洲國內鮮銀券の、漸次的撤收のための具體的一步を踏み出し、斯くて、さしも混迷を極めてゐた滿洲幣制の完全なる統一が、將に爲し遂げられんとしてゐる。

斯くの如き世界史上稀に見る、成功的な滿洲國幣制統一の時期に際して、此の國の過去に於ける通貨、金融事情の移りかはりを顧み、現在の状況を敘述することによつて、滿洲國の諸建設事業中の輝かしい一部門を記念する忠實なる記録たらしめんとして、本書の刊行は企てられたのである。然し、編纂擔當者として、本書中幾多不滿の箇所を見のがし得ないことは、筆者の無力の致すところであるが、滿洲に於ける通貨金融の、單なる鳥瞰圖に過ぎない本書が、資料として幾分の役割を果すことが出来、又諸賢の御教示を仰ぐことが出来れば、無上の光榮である。

終りに、本書編纂に當り、終始好意ある助言、御指導を受け更に校閲の勞を賜つた、關東軍參謀部、滿洲國財政部、滿洲中央銀行に深甚の感謝を捧げたい。

昭和十一年三月

滿洲事情案内所職員

編纂擔當者 平川 榮

凡 例

- 一、本書は、滿洲に於ける通貨・金融の沿革を敘し、滿洲國幣制整理と、金融機關の現状とを鳥瞰したものである。
- 一、本書の編纂に當つて、特に重點を置いたのは、滿洲國側の通貨、金融事情であつて、日本その他外國側の夫等に就いては、極めて簡單に記述したに過ぎない。
- 一、本書は脱稿後、關東軍參謀部の好意により、滿洲國財政部並に滿洲中央銀行のエキスパートによつて、全部の校閲を經、然る後印刷に附した。上記の各機關並に直接校閲の勞を執られた各位に對し、厚く感謝する次第である。
- 一、附録として掲げた(1)通過・金融關係法規並に統計 (2)當所備付資料の通貨・金融關係索引は相當多くの頁を要したが、之は一に讀者の研究に資せんとするの意圖によるのである。
- 一、本書編纂擔當者は當所職員平川榮で、附録の通貨・金融關係資料索引は職員瀧田正が作製した。

昭和十一年三月

滿洲事情案内所

なほ、本書編纂に當つては、卷末附録の當所備付資料索引中主なる資料を参考としたが、特に第一篇中の通貨の沿革に關しては左記資料に據つた。

滿洲幣制年表……………	滿洲國財政部理財司	熱河興業銀行史……………	滿洲中央銀行調査課
滿洲の通貨……………	安田保善社銀行部編	營口の過爐銀(經濟資料第十卷第八號)……………	東亞經濟調査局
奉天票と東三省の金融……………	南 郷 龍 音	營口の過爐銀(資料彙存第三號)……………	滿 鐵 調 査 課
東三省金融整理委員會報告書……………	滿鐵調査月報(一三三號、一三六號、一三七號)所載譯文	鎮平銀(安東に於ける馬蹄銀の調査)……………	滿 鐵 調 査 課
遼寧の準備庫と現大洋票……………	滿 鐵 調 査 課	支那貨幣研究……………	吉 田 虎 雄
吉黒兩省發行紙幣概要……………	關 東 廳 財 務 部	支那貨幣史錢莊考……………	廣 畑 茂
北滿特殊通貨としての官帖に就て……………	橫濱正金銀行調査課	滿洲發達史(増訂版)……………	稻 葉 岩 吉
哈爾濱大洋票流通史……………	滿 鐵 調 査 課	滿洲通史……………	及 川 穰 右 衛 門
熱河興業銀行紙幣概況記略……………	中銀「中衛」所載(第二卷第六號、第七號)	世界歴史大系(東洋中世史)……………	平 凡 社 版

目 次

第一篇 通貨……………	一
第一章 滿洲通貨の沿革……………	一
第一節 遼及び金代の幣制……………	一
遼の制錢鑄造……………	一
金代の紙幣と銀貨幣……………	一
第二節 元及び明代の幣制……………	四
元の鈔法と銀使用の増加……………	四
元幣制の特色と失敗の原因……………	七
明代鈔法の失敗……………	九
第三節 清代の通貨……………	一五
清代の制錢……………	一五
銅元の嚆矢……………	一五
銀 錠……………	一五
銀元の鑄造……………	一六

紙幣……………一七

新式銀行の設立と兌換券の發行……………一七

私帖の出現……………二〇

營口の過爐銀制度の發生……………二〇

清代以前の滿洲社會と貨幣經濟の浸潤過程……………二一

第四節 民國以後に於ける幣制紊亂史……………二二

奉天票の沿革……………二三

發行準備庫の成立と現大洋券……………二六

吉林官帖及び永衡大小洋票……………二九

江省官帖、廣信大洋票及び四釐債券……………三一

哈爾濱大洋票……………三五

熱河票……………四四

不換紙幣と農民の窮乏……………五一

第五節 外國通貨の流通沿革……………五二

第六節 關東州に於ける小洋錢……………五六

流通沿革……………五六

小洋錢相場の推移……………五九

州内小洋錢の流通禁止……………六〇

第二章 建國當時の舊通貨と流通高……………六五

第一節 舊通貨の種類……………六五

制錢及び銅元……………六六

官帖……………六六

銅元票……………六七

大洋錢及び小洋錢……………六七

銀錠(馬蹄銀)……………六八

大洋票及び小洋票……………六九

過爐銀……………七一

私帖……………七二

救濟券及び流通券……………七二

第二節 舊通貨の流通高及び地方別用途……………七三

第三章 滿洲に於ける外國通貨……………七九

 第一節 概説……………七九

 第二節 金票……………七九

 第三節 鈔票……………八二

第四章 滿洲國の幣制統一……………八四

 第一節 滿洲中央銀行の設立……………八四

 第二節 新幣制と舊通貨の整理……………八七

 滿洲國の幣制……………八七

 紙幣及び補助貨の發行……………八八

 舊紙幣回收成績……………九二

 其他の通貨整理……………九四

 第三節 日滿通貨統制の進展……………九八

 國幣の銀離脱と金圓への移行……………九八

 日滿爲替安定策の確立……………一〇〇

 中銀・鮮銀の業務協定……………一〇二

 滿洲國爲替管理法の實施……………一〇四

日本側の外國爲替管理令……………一〇九

滿洲國國際收支より觀たる日滿爲替の持続性……………一〇九

鈔票廢止問題……………一一三

第五章 錢鈔取引と對外爲替……………一一四

 第一節 滿洲に於ける錢鈔取引の發達……………一一四

 錢鈔取引の基調……………一一四

 錢鈔取引所の沿革……………一一六

 第二節 日本側錢鈔取引所……………一一八

 大連錢鈔取引所と滿洲の銀市場……………一一八

 奉天取引所其他……………一二三

 第三節 滿洲國側錢鈔取引所……………一二四

 哈爾濱交易所其他……………一二四

 第四節 對外爲替關係……………一二八

第二篇 金融……………一二九

 第一章 滿洲從前の舊式銀行……………一二九

第一節 錢 莊 の 沿 革……………一二九

第二節 錢 莊 の 組 織 並 に 業 務……………一三〇

第三節 錢 莊 の 現 在……………一三七

第二章 滿洲中央銀行……………一三八

第一節 組 織 及 び 業 務……………一三八

資本及び株式……………一三八

政府納附金制度及び株主配當保證……………一三八

積立金……………一三九

營業期……………一三九

存立期間……………一三九

業務の範圍……………一三九

舊附屬業務の分離……………一四〇

役 員……………一四〇

組織系統……………一四一

第二節 營 業 成 績……………一四三

預 金……………一四五

貸 出……………一四五

(1) 特産資金……………一四五

(2) 春耕貸款……………一四五

(3) 普通銀行に對する融資……………一五〇

(4) 庶民金融……………一五一

(5) 特殊貸出……………一五一

金 利……………一五一

内國爲替……………一五二

外國爲替……………一五三

産金買上……………一五三

國庫事務……………一五六

(1) 歳入事務……………一五六

(2) 歳出事務……………一五七

(3) 送金事務……………一五七

(4) 公債事務……………一五七

(5) 郵局資金受拂事務……………一五七

(6) 彩票事務……………一五八

第三章 普通銀行の統制……………一五八

 第一節 銀行法の制定……………一五八

 第二節 弱小銀行の改組と増資……………一六四

第四章 満洲に於ける庶民金融……………一七〇

 第一節 過去に於ける農業金融の概要……………一七〇

 第二節 當舖の沿革……………一七三

 第三節 當舖の組織及業務……………一七四

 當舖の種類……………一七四

 當舖の企業形態……………一七五

 當舖の内部組織……………一七五

 入質品の評價……………一七六

 質貸利息と流質期限……………一七六

起 願……………一七八

 典物保管の責任……………一七九

 第四節 日滿實業の比較……………一七九

 第五節 満洲當舖の現況……………一八一

 全滿當舖數……………一八一

 大興股份有限公司……………一八二

 第六節 儲蓄會……………一八四

 第七節 錢會(講會)……………一八四

 第八節 金融合作社……………一八九

 設立の經過……………一八九

 金融合作社法の公布……………一九〇

 金融合作社の現況……………一九三

 金融合作社の指導方針……………一九四

第五章 満洲に於ける外國側金融機關……………二〇一

 第一節 日本側金融機關……………二〇一

銀行業……………二〇一

金融組合……………二〇四

東洋殖産株式會社……………二〇六

無盡業……………二〇六

質屋……………二〇八

第二節 其他の外國銀行……………二〇九

附 錄

(一) 通貨金融關係法規並統計

○貨幣法……………一

○滿洲中央銀行法……………二

○滿洲中央銀行組織辦法……………七

○滿洲中央銀行監理官章程……………八

○滿洲中央銀行の發行する貨幣の様式並に製造發行損幣引換及銷却に關する件……………九

○銀行法……………一〇

○銀行法施行細則……………一三

○銀行法第十六條の規定に依る銀行の特例に關する件……………一九

○金融合作社法……………二〇

○金融合作社法施行規則……………三六

○爲替管理法……………四四

○爲替管理法に基く命令の件……………四六

○爲替管理法に關する施行手續……………四九

○關東州及南滿洲鐵道附屬地外國爲替管理規則……………五五

○關東州及南滿洲鐵道附屬地外國爲替管理規則施行細則……………六二

○關東州及南滿洲鐵道附屬地外國爲替管理規則改正令……………六九

○滿洲國對外爲替相場及指數……………七一

○倫敦金銀塊相場……………七二

○新京卸賣物價別指數……………七四

○内外卸賣物價指數……………七六

(二) 滿洲通貨・金融關係資料一覽

【附表目次】

第一表 大連錢鈔取引小洋錢相場表……………六一

第二表 滿洲舊通貨流通額表……………七四

第三表 鮮銀券發行高……………八〇

第四表 鮮銀券の在滿流通推定額……………八一

第五表 橫濱正金銀行鈔票發行高……………八三

第六表 滿洲中央銀行の舊四行號との合併貸借對照表……………八六

第七表 滿洲中央銀行舊紙幣承繼額……………八八

第八表 滿洲國幣發行狀況……………八九

第九表 舊紙幣換算率……………九三

第十表 舊紙幣回收額……………九四

第十一表 大同二年・康德元年滿洲國國際收支調查表……………一一一

第十二表 大連錢鈔先物取引出來高五箇年比較……………一二一

第十三表 滿洲中央銀行總分支行所在地……………一四二

第十四表 滿洲中央銀行每期決算報告……………一四三

第十五表 滿洲中央銀行預金貸出利率……………一五二

第十六表 滿洲中央銀行國內爲替取組高……………一五三

第十七表 滿洲中央銀行コルレス先銀行……………一五四

第十八表 滿洲國普通銀行一覽表……………一五九

第十九表 全國普通銀行勘定調……………一六七

第二十表 省別內國普通銀行勘定……………一六七

第二十一表 中國側銀行勘定……………一六九

第二十二表 全滿當舖金利一覽表……………一七七

第二十三表 全滿當舖數及質貸高……………一八二

第二十四表 金融合作社累月業況……………一九二

第二十五表 省別金融合作社業務概況……………一九三

第二十六表 在滿日本人側銀行一覽表……………二〇三

第二十七表 無盡會社概況……………二〇七

第二十八表 關東州並滿鐵附屬地質屋業態……………二〇八

第二十九表 滿洲國內所在外國銀行一覽(日本側を除く)……………二〇九

滿洲に於ける通貨・金融の過去及現在

滿洲事情案内所編

第一篇 通貨

第一章 滿洲通貨の沿革

第一節 遼及び金代の幣制

遼の制錢鑄造 滿洲に於いて何時の頃から如何なる形態の貨幣が用ゐられたかに就いては未だ明かではないが、滿洲の歴史に遼が登場するに及んで貨幣の制度及び流通の状態は稍々明瞭となる。

即ち遼の太祖阿保機の父薩剌越は域内に銅の産が多かつた爲め始めて錢を鑄造したが、太祖の天贊元年（西紀九二二年）之を襲用して輕九分、重量三銖六銖の天贊通寶錢を鑄造して之を流通せしめ、聖宗の太平元年（一〇二二）には太平元寶錢を鑄造し、其後代々皆開鑄した。又興宗は鐵錢を鑄造し、重熙二十二年（一〇五四）長春州に錢帛司を置いた。道宗の清寧九年（一〇六三）には私鑄を禁じ、又銅錢を回紇（國の名、突厥の別種族）に賣ることを嚴禁した。尙ほ之等の新錢の外に宋の鑄造に係る制錢も共に流通したものゝ如くである。

金代の紙幣と銀貨幣 金代には太宗の天會十一年（一一三三）黃龍府（今の農安）に同じく十三年肇州に錢帛司を置き、初めは遼及び宋の舊錢を使用し、又天會の末年には重量五十兩、價格百貫文の銀錠即ち秤量貨幣も通用した。其

後金は燕に都を遷した翌年、即ち貞元二年（一一五四）宋に倣つて交鈔（紙幣）を發行したが、之は大定十三年（一一七三）世宗の東巡運錢に依り錢と共に滿洲に流通することゝなつた。

始めて金が銅錢の鑄造を行つたのは海陵王の正隆二年（一一五七）で、面文を正隆通寶とし舊錢と共に通用せしめ、其後大定十八年（一一七八）には大定通寶錢の鑄造が開始されたが、同二十九年鑄錢は停止せられた。而して當時銅の不足を來した爲め大定八年（一一六八）民間の鑄錢を禁じ、同十一年銅鏡の鑄造を禁じ神佛像・鐘・磬・鈸・腰帶・魚袋の類を除く舊有の銅器は悉く官に送らしめて半價を給し、在都官局及び外路に於て銅器を製造して販賣せしめた。又章宗の時には銅錢の不足に苦しんで、明昌五年（一一九四）唐の限錢法に倣つて、官民存留見錢法を定め、官位の高下及び資産の多少等によつて各人の銅錢貯藏額を限定し、之に違反する者は罪することゝしたが、錢の宋に入ることが益々多かつたので承安三年には制錢の越境を禁じ、錢を外國の人使に與へ、又は之と交易する者は徒五年、三斤以上は死罪、その仲介を爲した者も亦同罪とした。

ついで泰和四年（一二〇四）には大錢を鑄造してその一を以つて小錢の十に當てることゝし、之を交鈔とともに通用せしめ、同年限錢法を廢止したが、七年（一二〇七）再び之を行つた。其の後交鈔の價格が暴落するに至つたので遂に宣宗の貞祐三年（一二一六）銅錢の使用を禁止し、爾後民間の交易は主として銀のみが用ゐらるゝに至つた。尙ほ銅の缺乏はまた金をして銅錢の外に鐵錢の鑄造をも行はしめてゐる。

銀錠が天會末年に使用されてゐたことは既述したが、之は秤量貨幣であるため、民間に於いて之を截鑿する者があつて其の價格に高下を生ずるに至つた爲め承安二年（一一九七）之を改鑄して承安寶貨と名づけ、一兩、二兩、三兩、五兩及び十兩の五種を造つて每兩錢二貫に相當するものとし、公私共に現錢同様に使用せしめた。此の寶貨は鑄造貨幣と見るべきもので、形式、重量及び價格を一定し、法貨として之を發行するに至つたのである。而して之を計數貨幣とした爲め偽造が起り、銅、錫を雜へて之を私鑄する者があつて寶貨の流通が漸く阻滯するに至つたので、承安五年（一二〇〇）十二月遂に之を廢止した。然し民間に於ける銀の使用は日を逐ふて増加し、哀宗の正大年間（一二二四年以後）には民間の諸取引は主として銀のみを以て行はるゝに至つた。次に海陵王の貞元二年（一一五四）始めて交鈔の發行を見たことは前述したが、此の不換紙幣の濫發は大いに經濟の發達を害するに至つた。

交鈔の濫發とも見るべきものは飛錢即ち爲替の制度で、唐の憲宗の元和年間（八〇六—八三〇）錢の不足のため商人が京都に至り、錢を諸路の進奏院及び諸軍使富家に納めて券をうけ、輕裝して四方を奔走し、券を合して之を受け取り、此の一種の爲替手形の制度を飛錢と稱した。宋の太祖もこれに倣ひ、民が左藏庫に錢を納めて諸州に於いて受け取ることを許し、便錢務を置いて券をつくり、之に交附した。宋の眞宗の咸平年間（九九八—一〇〇三）蜀の成都の富人が鐵錢の重いのを不便とし私に券をつくつて貿易に便し、三年の期限で之を回收し、之を交子（後に錢引・會子・關子等とも稱した）と名づけたが、後に兌換の準備が乏しくなり、争訟が屢々起つた。そこで轉運使薛田が請うて交子務を置き、紙幣發行の事を掌り、民間の私造を禁止した。而して徽宗の崇寧（一一〇二—一一〇六）の頃には之が廣く行はれ其の増發によつて財政の窮乏を補ふに至つて流弊漸く甚しさを加へ、特に南宋の孝宗（一一六三—一一八九）の頃に至つても甚しく、新に造つて舊に換へるのみではや償還は不可能となり、高宗（一一二七—一一六二）以來楮（紙幣）を以つて錢となして來たのを廢し、錢を鑄て民の苦しみを除かんと努めたけれど、光宗（一一九〇—一一九四）、寧宗（一一九五—一二二四）以後になると楮幣の濫發となつた。

金の交鈔は宋の交子の制に倣つたもので、其の種類は大鈔・小鈔の二種に分ち、大鈔は一貫、二貫、三貫、五貫、十貫の五等、小鈔は一百、二百、三百、五百、七百元の五等とし錢と並び行ひ、世宗の世に至つても之を沿用した。當初は七年を以つて限とし、舊を納れて新に易ふるの定めであつたが、章宗が位に即くに及んで、之を改めて永久通

用とし、若し永年通用して文字が磨滅したものは、所在の官庫に於いて新紙幣と交換することを許し、其の際工墨錢として每貫十五文を徴することとした。其後大定二十三年（一一八三）に工墨錢は貫に拘らず毎張八文としたが、承安二年（一一九七）に十二文に改め、泰和五年（一二〇五）に六文となし、同七年に二文に減じた。

然るに交鈔の流通壅塞し、銅錢との比價が懸絶するに至つた爲め、既述の如く承安二年（一一八七）銀を改鑄して承安寶貨と名づけて之を以つて鈔本に代へたが、偽造する者が多かつた爲め之も中止し、同七年には民間の交易典質一貫以上は交鈔を使用せしめ、翌八年にも咸平、東京兩路に於て制錢一貫以上の使用を禁止したが鈔の價値は益々下落し、衛紹王、宣宗等は多端な用度を専ら交鈔の濫發によつて支へようとし、宣宗の貞祐（一二一四—一二一六）の頃には更に二十貫、百貫、二百貫、千貫の四種の大鈔（貞祐寶券）が發行された。斯くして錢貨と紙幣との開きは益々甚しくなり、興定元年（一二一七）頃に於いては錢一貫は鈔千貫に當つたといふ。而して哀宗正大年間には民間に於いて銀が主として交易に使用されたことは前に述べた如くである。

而して金が大銅錢及び鐵錢を鑄、又銀貨及び紙幣を使用した等のことは當時銅の不足が甚しかつた爲めに外ならぬものであるが、不換紙幣の濫發による幣制の混亂は民間の信用を失墜し且つ經濟の發達を阻害して金の減亡を早める一因となつたのであつた。

第二節 元及び明代の幣制

元の鈔法と銀使用の増加 元代には太祖鐵木眞の頃既に金の交鈔に倣つて鈔法が行はれてゐたと見られるが其の制度の詳細は明かでない。元朝の幣制として初めて交鈔が印造されたのは太宗窩闊台汗の八年（一二三六）、即ち蒙古

が金を減した翌々年であつた。其の後憲宗の三年（一二五三）交鈔提舉司を立て、之を増發して經用をたすけたが、名稱等級等は前二者ともに不明である。次いで世祖の中統元年（一二六〇）十文より二貫まで十等級の中統元寶交鈔を發行して悉く舊鈔を回收し、新鈔を以つて年月を限らず諸路に通用せしめ、稅賦は總て之を以つて納附するを許した。此の中統交鈔は銀本位の紙幣で、その一貫文（錢一千文）を以つて銀一兩と同價値を有せしめた。同三年には民間の金銀賣買を禁じ、錢を以つて支拂ふべきものは凡て鈔を以つて支拂はしめ、各路に平準行用庫を設けて、鈔一萬二千錠（一錠は五十貫即ち銀五十兩に當る）を給して鈔本となし、物價の調節、鈔法の利通を圖らしめ、又金銀の賣買も之をして行はしめた。其の後至元三年（一二六六）諸路交鈔都提舉揚浚より平準行用庫に於いて銀を出入する際偷盜の弊があつたので、之を鑄成して錠となし重量五十兩とし、元寶の文字を記し、以つて之を使用せんことを奏請した爲め初めて銀錠を鑄造することとなつた。滿洲國の舊貨幣整理前まで流通してゐた元寶銀の名は此に始つたのである。然し之は民間に廣く使用せしめんと目的ではなく、官府の取扱の便宜上鑄成したもので、其の重量は五十兩のもの以外に四十八兩、四十九兩のものも鑄造され、大約五十兩を標準とした。

至元十二年（一二七五）には二文、三文、五文の三種の疊鈔を發行したが、人民は之を不便としたので同十五年之を廢した。

而して銅錢の使用は初めより禁ぜられてゐたが、民間には依然として歷代の銅錢を使用するものが多かつたので、世祖の至元十七年（一二八〇）銅錢の使用を嚴禁して中統鈔を以つて之に代らしめ、銅錢と共に銅及び銅器も引上げ、同二十二年には更に全國的に銅錢の引上げを徹底せしめた（此の年銅及び銅器の使用は之を許した）。又金銀の賣買を禁じ、官に於いて之を行つたことは既述したが、民間に於いては從來の慣習により金銀を貨幣として使用するも

のが多く、殊に當時連年宋と兵を交へ、且日本及び安南に兵を動かして浩大なる経費を要した爲め紙幣の濫發前後四百三十二萬錠の多額に達し、従つて鈔價の下落、物價の奔騰となり、之が爲め歴代の銅錢と共に銀の使用は益々増加して來たので至元二十二年（一二八五）正月遂に民間金銀賣買の禁を解くに至つた。

次いで至元二十四年五文より二貫に至る十一種の至元寶鈔を發行して、之を中統鈔と共に使用し、至元鈔一貫文を以つて中統鈔五貫文に當て、歲賜、軍餉等皆中統鈔を以つて準とした。其後二十年にして又復増發の爲め鈔價下落、物價騰貴を來し、鈔の流通が壅塞したので武宗の至大二年（一三〇九）更に至大銀鈔を發行し、同三年正月初めて至大通寶と大元通寶の二種の銅錢を鑄造し、至大通寶一文は至大銀鈔一釐に、大元通寶一枚は至大通寶錢十文に當て、歴代銅錢も悉く至大錢と共に通用せしめ、其の當五、當三、折二錢は舊數を以つて之を用ゐることを許した。然るに之が爲め紙幣の價格は益々下落した爲め、其の翌年四月仁宗の即位と共に又復銅錢を廢止するに至つた。至大銀鈔は一厘より二兩に至る十三等とし、每一兩を以つて至元鈔五貫（中統鈔の二十五貫）、銀一兩、銅一千錢に準し、各路に平準行用庫を置いて金銀を買賣せしめ、昏鈔を引換へ、又人民が絲、綿布、帛を以つて庫に赴き回易するときは時價により代價を給し、私に金銀を賣買することを禁じたが、其の翌々年即ち至大四年に又其の禁を解くに至り、其の後民間の交易に金銀を使用することは益々増加するに至つた。然し金銀使用といつても實際に於いては主として銀が使用されたのである。

斯くて元の鈔法は三回の變化を見たのであるが、其の價値は下落するのみであつて、至元鈔は中統鈔の五分の一の價値となり、至大鈔はまた至元鈔の五分の一となつた。其の後期年ならずして仁宗位に即き、同時に皇慶元年（一三二二）四月遂に銅錢及び銀鈔を廢止するに至つた。

順宗の至正十年（一三五〇）十一月更に至正交鈔を發行し、此の時新に鑄造した銅錢と共に流通せしめ、至正交鈔一貫文を以つて銅錢一千文に相當せしめた。然るに其後久しからずして物價暴騰し、且つ大亂が続いた爲め軍備賞賜の爲め紙幣の濫發は夥しい額に上り、其の價値は激落して遂に弊紙同様となつて顧みるものがなく、交易には銀と銅のみを使用するに至り、又地方に於いては物々交換の原始的經濟状態となつて交鈔の流通全く阻滯するに至り、之が爲め財政は極度に窮乏して元滅亡の原因をなした。

元幣制の特色と失敗の原因 以上の如く元の鈔法は失敗に終つたのであるが、漠北に興つた蒙古民族が支那全土に君臨するに及んで前後百餘年間大規模な紙幣本位制度を持続したことは、世界史上にも特筆すべき事蹟であつたと謂はねばならぬ。元が硬貨の鑄造を殆んど行はず、専ら交鈔を以つて國家經濟を運用する方策を貫徹した理由は次の如きものであらう。

一、蒙古人は廣茫たる沙漠地に崛起し、後大なる領土を開拓した爲め軍資政費の搬送、租税の徴運及び取扱保管等に交鈔を使用することが最も便利であつた。

二、硬貨の鑄造には實質の金屬を要するが、銅は既に前々代より缺乏を來して居り、紙幣ならば經費少くして多く印造することを得、財政的に困難であつた元朝には好都合で、且つ性量檢秤の必要もなかつた。

三、支那及び滿蒙地方の住民は宋、金時代の經驗により紙幣の使用に慣れ、殊に商人が大いに之を便利とした。而して元の鈔法は宋、金、等の紙幣制度の缺陷に鑑みて當初より稍々優れた制度を採つたのであつて、太宗の八年始めて鈔が印造された時名臣耶律楚材は鈔法の將來を洞見して太宗に請うて交鈔發行の數を限定し、禍害を少からしめんとした。其の後も土地の擴大、人口の激増につれて發行額は増加したが、大體制限を越ゆることなく、至正八年頃より諸處に叛亂が起つた爲め始めて至正十五年制限を越えて六百萬錠の發行を餘儀なくされたのみであつた。又交

鈔はそれ自身殆んど無價値に近いものであるから、蒙古人が異民族をして安心して之を使用せしめる爲めには相當の確實なる兌換準備を必要とし、既に世祖の初年から各路に平準行用庫（交鈔庫ともいふ）を置き、庫に若干の金銀を準備し置き、鈔本又は鈔母と稱して人民に自由兌換を許し、入庫の金銀には法定相場（入庫銀一兩〓鈔二貫、同金一兩〓鈔二十貫）の鈔を與へ、出庫の際は之に四十分の一の手數料を加へた（出庫銀一兩〓鈔二貫五十文、同金一兩〓鈔二十貫五百文）而して民間と官庫とに金、銀を絶えず流動して、人民が金銀を多く私藏し、又恣に賣買するを禁じた。（宋に於いては約三割の兌換準備を置き、金代にも諸處に回易務を設けて鈔と錢絹との換易を掌らしめてゐたが、共に永續せずして忽ち不換紙幣の濫發となり、大に財界を攪亂した。）尙ほ當時の紙幣は紙質脆弱で昏爛し易かつたので、隨時各地の回易庫に於いて四十分の一の工墨料を以つて新鈔と交換し、昏鈔は之を集めて燒毀した。

其他納税には鈔を以つてせしめたこと（政府の發行に係る紙幣を以つて人民が納税することは當然の權利であるが、紙幣價值が下落すれば、その收受を拒むことが他の朝には多かつた）、百餘年間に數回その制を改めたけれど全國一様に統一されて人民は頗る便益を得、又不正者の取締も他朝に比して大體中正を得てゐたこと等が制度として優れてゐた點で、従つてそのはじめ元の鈔法は頗る信用を維持したのである。

然し乍ら紙幣の發行統制は極めて複雑困難なる金融制度に屬し、政府の適切なる方策と一般民衆の堅實なる自覺自制とに俟たなければならぬので、之を六七百年前の老なる國土に施行して十分の好成績を擧げることが到底至難の事業であつた。而して蒙古民族のみでなく、すべて塞外民族が支那を支配する場合は常にその統治上、彼等よりも高い文化を有した漢人の言説に耳を藉し、且つ重用した。しかも財政上の智能に於いて低級であつた蒙古人は漢人を支配せんとして却つて自國破綻の因をつくつたのである。

元の鈔法の失敗の原因は先づ兌換の阻滯を擧げ得るであらう。兌換の準備は大抵銀を以つてし、最初各鈔庫に若干を備付けたことは前に述べたが、交鈔庫には庫使及び副庫使が置かれ、副庫使には創立のはじめ夫々地方の富民を選定して之に充てた。既に富民である以上、交鈔の利を壟斷し、専ら私腹を肥すに至ることは明かであるが、政府はこゝに氣付かなかつた。之に加ふるに紙幣の信用が漸次低下すると共に兌換の要求が多く、又朝廷自身が各鈔庫の貯銀を徵發したこともあつて、銀は次第に不足し、兌換は甚だ圓滑を缺くに至つたのである。

第二に數ふべきものは偽鈔の跋扈であつた。交鈔の偽造は鈔に關する諸犯罪中最も重く、至元鈔面にも「偽造者處死、首告者賞銀五定、仍給犯人家産」と明記して、重刑を課したにも拘らず偽造紙幣は盛んに横行した。尙ほ之も偽鈔の一種であるが、偽鈔より遙かに多かつたものに挑刺鈔といふものがある。之は紙幣の改造即ち二十文を三十文又は五十文と書き改めることで、比較的容易に爲し得るため此の犯罪が數に於いて最も多かつたものゝ如くである。以上の外に元代政綱の弛廢、特に財政の紊亂、及び官場の腐敗が如上の弊を甚だしからしめたこと勿論であつた。斯くて鈔は下落を續け、年々印造して軍費、政費、歲賜、工事費等として支拂ひ、出された鈔も直ちに朝廷に集中され、實質ある銅錢並に銀が主として民間に使用されたのであつた。而して此の鈔法失敗によつて最大の打撃を蒙るものは發行者たる政府であつて、爲に國庫は常に匱乏し、遂には哀れな末路へと引きづられる外はなかつた。

明代鈔法の失敗 元が亡び明の滿洲經營が始つたのは太祖洪武帝の時代であるが、實際に於いて滿洲に加へられた明の勢力は開原以西の千山々脈、以北の遼河の平野と、遼西の海岸とのみに過ぎず。其の後永樂帝成祖の代に及んでその滿洲經營も積極化されたとはいへ、絶えず韃靼人の復讐や瓦剌人の來襲に脅え、女真人の懷柔に氣を配らねばならなかつたのであるから、元滅亡前既に物々交換の原始的經濟状態に戻つてゐた滿洲に貨幣經濟が成立し得たとは考

へられないであらう。永樂帝の歿後は忽ち明の滿洲經營に於ける統制力は瓦解し、其後代々内憂外患にせめられて遂に滿洲族たる女眞に滅されるに至つた。明代に於いて、如何なる程度に明の幣制が滿洲に行はれ、又貨幣の流通を見たかは頗る疑問であるが、以下明代に於ける幣制の一斑を述べるであらう。

明の吳國公（太祖）は元の至正二十一年（一三六一）大中通寶錢を鑄造し、歴代の錢と共に之を使用せしめたが、位に即くに及んで洪武通寶錢を鑄造した。此の銅錢は五種に分たれ、當十重さ一兩、當五重さ五錢、當三及び當二も重さを各其の當の數の如くし、小錢は重さ一錢とした。然るに當時銅の缺乏甚しく、鑄造困難且つ民間の盜鑄が多かつたので洪武八年（一三七五）始めて鈔法を立て、大明寶鈔を印造すると共に鑄錢を停止したが、同十年復各省に命じて小錢を鑄造せしめ、鈔と共に通用することとした。洪武二十年には再び停鑄し、二十二年にまた鑄造を始め、二十六年之を廢した（京師のみが鑄造を停止しなかつた）。

大明寶鈔の種類は一貫、五百文、四百文、三百文、二百文、一百文の六種とし、鈔一貫を以て銅一千文、銀一兩に、鈔四貫を以て黄金一兩に相當せしめ、商税は錢三鈔七の割合を以て錢鈔兼收とし、一百文以下は専ら銅錢を使用せしめた。又民間に於いて金銀物貨を以て交易するを禁じ、違反する者は之を罪し、告發者には其の金銀を給賞することとし、又金銀を以て鈔に換へることを許し、翌九年更に天下の税糧は銀、鈔、錢、絹を以て折納することを許した。（銀一兩、錢千文、鈔一貫は何れも米一石に換算し、綿、苧、絲、絹は各輕重によつて換算率を増減した）。

同年倒鈔法（紙幣引換規則）を規定し、各地に行用庫を置いて昏爛の鈔（文字が消えかゝつたり、紙が破れたりした汚損紙幣）と新鈔との引換を爲さしめたが、其の後尙ほ用に堪える鈔を新鈔に引換へる者が多かつたので、同三年（一三八〇）汚損紙幣と雖も貫百（金額の文字）が分明で、挑描剗補したもの（金額の文字の消えかゝつたのを補正したり、又は破れたところを紙で補つたりしたもの）に非ざる限りは民間の交易、商税の納附共に之を行使せしめ、貫百の昏爛せるものにして始めて引換を許すことを言明した。然るに其後民間に於いては昏鈔を以て商品を買入るゝ場合は著しく其の商品の價格を高め、又官府に於いては商税の徴收は皆新鈔を以てするようになり、之が爲め紙幣の流通が益々阻滞したので同二十四年（一三九一）戸部に命じてそれ等を禁せしめ、且つ各處の商税衙門及び河船舶所等に榜諭して、收税の際鈔の字貫眞偽を辨じ得るものは破爛、油污、水跡、紙補を問はず之を收受せしめ、故意に之を阻む者は罪することとした。

是れより先、同十八年十二月、天下の祿米は皆鈔を以て給することとし、鈔二貫五百文を以て米一石に準ずることと定め、同二十二年四月、更に十文より五十文に至る小鈔を發行した。然るに鈔の發行額が漸次増加した爲め人民は益々錢を重んじて鈔を輕んじ、従つて鈔價の下落を來し、初め鈔一貫を以て錢五十文に交換したものが、後には百六十文となり、之が爲め物價は躍騰し鈔法は益々行はれなくなつた。それで同二十七年（一三九四）八月戸部に命じて民間の錢を引上げ、數によつて鈔に換えしめることとし、更に銅錢の使用を嚴禁し、半月を限り凡て軍民商賈の所有する銅錢は悉く官に送附せしめ、敢て私に自行行使し又は埋藏棄毀するものは之を罪することとした。而も尙ほ鈔の流通が悪かつたので成祖の永樂元年（一四〇三）四月、更に金銀を用ゐて交易するの禁を嚴にし、犯す者は姦惡を以て論じ、能く首捕する者は其の交易する所の金銀を以て賞に充て、兩人相交易して一人自首する者は連座を免じ、賞は首捕者と同じにした。又同二年八月、戸口食鹽法（戸口を計つて官より鹽を強賣する制）を行ひ、鈔を以て其の代價を納めしむることとした。それでも鈔の壅滯は益々甚しく、價格は愈々下落して銀一兩に付鈔八十貫、黄金一兩に付鈔四百貫となつた。斯くて民間の交易は殆んど金銀布帛を用ゐるに至つたので仁宗の洪熙元年（一四二五）に市肆

の門攤課（店舗に課する税）を増徴し（宣德四年には更に五倍に増課）、金銀布帛を以て交易するの禁を一層厳にしたが行はれず、鈔の壅滯は如何とも策の施し様なく、宣宗の初め（一四二六）には米一石は鈔五十貫に値し、太祖の時に比して二十倍となつた。

敍上の如き状態となつた爲め宣宗の宣德三年（一四二八）新鈔の印造を停止し、其の在庫のものも之を出さず、舊鈔の中用に堪へるものを選んで賞賜に充て、用に堪へないものは焼燬し、同四年には諸種の新税を増設して鈔を以て之を徴收し（此の時關稅の徴收機關として鈔關を始めて設けた）、其の信用の恢復に力めたので稍々鈔の流通が増加したが、其の後宣宗の宣德十年（一四三五）銅錢使用の禁を弛めた、めまた錢を以て交易するものが増加し、鈔一貫の値僅に錢二文となつたので、英宗の正統十三年（一四四八）銅錢を使用して鈔法を阻壞するを禁じ、犯す者は十倍の罰金に處し、其の後更に其の禁を嚴重にし、犯す者は追鈔一萬貫、全家成邊に處することとし、天順中始めて其の禁を解いたが、景帝の時また之を禁じ、後また銅錢の使用を許した。

其の後鈔の下落は益々甚しく、終に一貫の鈔が錢一文にも値しなくなり、民間の交易には銅錢及び銀を使用し、殊に銀の流通は大いに増加するに至り穆宗の隆慶元年（一五六七）新舊稅鈔を盡く銀を以て徴收するに及んで後は鈔の流通は全く廢絶に歸した。

各種租税が多く銀徴收となつた結果、其の銀の輸送及び出入上の必要より世宗の嘉靖八年（一五二九）全国各地より中央に送附する銀は皆之を錠に鑄造せしむることとしたが、神宗の萬曆十年（一五八二）に州縣より發送する銀錠は官吏及び銀匠の姓名を各錠面に鑿刻することとした。

尙ほ銅錢の鑄造は洪武以後武宗の正徳までの間に於いて、成祖の永樂年間と宣宗の宣德年間及び孝宗の弘治十六年

（一五〇三）に各其の年號の錢を鑄造したゞけであつたが、世宗以後は帝ごとに之を鑄造した。而して嘉靖通寶及び隆慶通寶は一文の重さ一錢三分とし、萬曆通寶は饒邊錢一錢三分、金背錢一錢二分五厘とした。天啓朝に至り漢武の白金三品の制に倣ひ當十、當百、當千の大錢を鑄造したが、崇禎に至つては錢式更に亂れ、重量を減じて毎文一錢となし、其の後また減じて八分とした。

明代は鈔法を行つた爲め、制錢の鑄造は少かつたが、一方に於いては民間に銷毀せらるゝものが多く、遂に錢の不足を來して私鑄が盛んに行はれた。英宗の時、民間に行はるゝ錢の種類が多く、揀擇の甚しいものがあつたので、凡て歷代竝に洪武、永樂、宣德錢の使用を許し、當二、當三等も其の當數によつて使用を許し、人民が勝手に挑選することを禁じ、憲宗の成化十六年（一四八〇）にも國圖錢（完整なる錢）は總て使用を許し、揀擇を禁じたが、之が爲め反つて私鑄が増加し、世宗の時に至つては官錢にも亦劣悪なものが多かつた爲め盜鑄は一層甚しく、嚴罰を以てしても之を止めることが出来なかつたので遂に嘉靖四十三年（一五六四）政府は銅錢の鑄造を停止するに至つた。

斯くの如く惡錢の跳梁は益々甚しかつたので、嘉靖の末年には各種租税は銀を徵して銅錢を徵しなくなり、之が爲め錢價は下落して漸次其の使用は減少するに至つた。それで隆慶四年（一五七〇）商税は銀三兩以下は錢を以て納むることを許し、民間の交易は銀一錢以下は錢を使用せしむることとした。神宗の萬曆四年各省をして一體に開鑄せしむることとしたが、民間に於いて官錢を銷毀して私錢を鑄造する者が益々多く、政府も亦漸く錢息（造幣利益）を貪り、各省に對して之を重課し、而も造幣當局の官吏が工匠と結托して、不正をなす者が多く、天啓以來其の幣は殊に甚しく、之が爲め官鑄の錢はまた濫惡を極むるに至つた。

以上が明代に於ける幣制の概要であるが、之を通觀するとき元代の鈔法を承けて、その失敗は前代以上の混亂を以

て終つた事が明かである。太祖は、はじめ硬貨だけで紙幣を出さなかつた。至正二十一年には大中通寶なるものを鑄、天下を一統するとすく、洪武元年に洪武通寶なるものを鑄た。然るに洪武七年に寶鈔提舉司なる役所を設け翌年から大明寶鈔なる紙幣を發行せしめた。其の後は銅錢及び銀の使用を再參禁じて弊紙同様の紙幣を強制したのである。而して紙幣發行の理由は銅の不足によるとあるが事實は經費の膨脹による財政の缺乏を糊塗する爲めであつたらう。銅の不足によるものであれば之を銀によつて補ひ得たであらうにも拘はらず、政府は金、元を経て漸次増加しつゝあつた銀の流通を禁止してゐる。之は自然に放任して置けば政府が財政缺乏のために發行する紙幣及び銅錢は使用せられず、實價ある銀のみが使はれることゝなるのを虞れた結果で、而も自ら發行した銅錢をも遂に禁止するに至つたことは、此の紙幣の強制をより徹底せしむる爲めには餘儀ないことであつたに違ひない。

然しながら此の暴制に虐げられた民間に潮の如く起つて來た銀の使用を到底政府は抑へることが出來ず、又政府そのものを構成する官吏に於いても、紙屑の如き紙幣を俸給として渡されることを喜ばないことは當然で、之等の官吏が銀の通用を望むに至つて遂に正統元年からは從來給せられてゐた米を銀で支拂はれる様になり、従つて民間より納める米も幾分銀納が許容されるに至つた。斯くて明の中期には民間の希望する通り銀を用ふることゝしたが、之に伴つてその補助貨として銅錢が當然用ゐられ、鈔は次第に行はれなくなつて正統頃からは殆んど鈔の流通は杜絶し、弘治以後は鈔關でさへ錢又は銀を以て收受するに至つた。

斯くて明の幣制も完全な失敗に終つたが、此の紊亂した制度が如何なる程度に滿洲の地に行はれ、又影響を與へたかは、本項の冒頭に記した如く之を詳かにすることが出來ない。然し乍ら制度として後の滿洲族の清朝が支那に君臨して後に於ける幣制への關聯上茲に記述したのである。

第三節 清代の通貨

清代の制錢 清代に於いては太祖以來歷代其の年號の制錢が開鑄され、咸豐年間には大錢、鐵錢及び鉛錢の鑄造を見たが、制錢は重量尠ければ私鑄が盛んとなり、私鑄を防ぐ爲めに重量を増せば、民間に鑄潰さるゝものが多くなつて政府は多大の損失を來した。大錢も盜鑄が起つた爲め間もなく廢止し、鉛錢及び鐵錢も相繼いで鑄造を止め其の行使を禁じた。

銅元の嚙矢 前清末葉には銅價騰貴のため支那各省の官錢局は制錢の鑄造を停止するに至つたが、銅價の昂騰は亦制錢の鎔毀を促して其の流通は大いに減少し、銀との比價が漸次昂騰するに至つたので、光緒二十六年(一九〇〇)廣東に於いて始めて外國の銅貨に倣つて銅元(銅子兒)の鑄造を行つた。之が支那に於ける銅元鑄造の嚙矢であるが、滿洲に於いては翌二十七年吉林及び奉天の鑄造局に於いて始めて鑄造された。此の新銅貨は一般人民に歡迎され且つ制錢缺乏のため銀との比價は大いに昂騰したので支那各省の銅元鑄造は俄に増加して遂に濫鑄となり、政府の種々の對策も效果なく銅元は大暴落を來した。(吉林の鑄造局は民國三年閉鎖され、滿洲に於いて最近まで流通してゐた銅元は支那内地鑄造のものが多い)

銀 錠 銀貨幣の使用が金、元、明と次第に増加したことは既に述べたが、清代には一層盛んとなり、國初以來政府の收入支出には主として銀を用ひ、乾隆十年(一七四五)には民間に於いても小口取引以外は必ず銀兩を使用せしめたるして之は銀錠即ち秤量貨幣であつて、最近まで安東に流通して居た鎮平銀は之である。其の他滿洲に於いては當時營口の營平銀、奉天の滿平銀、長春の寬平銀、吉林の吉平銀、黑龍江省城の江平銀等が流通した。

銀錠には元寶、中錠、小錠の三種があり、元寶銀は通常馬蹄銀といふ。元寶銀は重量五十兩を標準とするが地方により又銀爐によつて

多少の差がある。中錠は十兩内外、銀子（小銀）は一、二兩から三兩内外又は五兩位のものがある。此の外に補助貨として散碎銀と稱する小粒銀及び銀の断片があり、板状の板銀と稱する小額のものもあつた。銀兩の品位（成色）も亦各地其の標準を異にし、同一地方に於いても鑑定方法が科學的でない爲め一定でない。

銀錠の鑄造業者を銀爐又は爐房と稱し、品位の鑑定業者を公估局といふが、地方により銀爐が鑑定をも行ひ又銀行業をも兼營する。清初に於いては銀爐は戸部に出願して部照の發給を受けて始めて營業するを得たが、清末には戸部の許可を得ずして私に開設するものを生じ、之を官許の官爐と區別して私爐と稱した。然し銀爐は凡て其所鑄の元寶に對しては無限の責任を負ひ、其の相續人も亦同じであつて、元寶には必ず其の鑄造銀爐名を刻してある。而して元寶は公估局の鑑定證明を得なければ通用するを得ないが、銀爐が鑑定業務を兼營する地方では該銀爐が其所鑄の元寶に對して自ら證明の責任を負つた。

公估局も政府の許可を得なければ設立するを得ず、且つ其の地の錢業公所の承認を要した。公估局は其の鑑定證明に係る元寶に對しては無限の責任を有し、鑑定が間違つた場合は損害賠償の責を負つた。

銀元の鑄造 道光以後には外國銀貨の輸入が増加して銀兩は海外に流出し、洋銀貨が取扱に便である爲め一般商民は之を歡び、又銀兩及び銅錢に對する比價が過大であるため各地に洋銀貨の模造が行はれ、光緒初年には吉林機器官局に於いて一錢、三錢、半兩、七錢、一兩の五種の銀貨が鑄造されたが、之等は孰れも餘り流通を見ずして廢止された。

其後墨西哥（メキシコ）を始めとして外國銀元の流入は益々盛んとなつたので光緒十三年（一八八七）廣東省に於いて始めて龍洋の鑄造を行つた。之は銀元一個の重量を庫平七錢三分とし、墨銀一元の漕平七錢三分より一分五厘多くして自ら流通を促進したので、民間に於いて評判よく、更に小銀貨をも數種鑄造して流通せしめた。これ以後各省に銀元鑄造が促され、滿洲に於ては吉林省が之に倣つて銀元を鑄造した。光緒二十七年（一九〇一）には各省毎に區々であつた

銀元の形式、重量等を劃一にするため上諭を發して毎元の重量を庫平七錢二分とし、補助貨として小銀元を兼鑄することゝなつた。同三十一年には純銀九錢六分及び純銅一錢を配合して一兩銀貨を鑄造し、之を以て本位貨と爲し、五錢、二錢及び一錢の三種の銀貨を補助貨とする事が規定されたが、從來七錢二分の銀元が使用されてゐるため新一兩銀貨は不便であり、且つ流通も阻滞したので其後再び一圓銀貨の重量は七錢二分と改められた。宣統二年（一九一〇）の幣制則例に據れば國幣の種類は銀幣、銀幣、銅幣の三種で、銀幣を一圓、五角、二角五分、一角の四種とし、一圓銀幣は重さ庫平七錢二分、品位九〇〇と定めて之を本位貨となし、五角以下の銀幣及び銅幣、銀幣を以つて補助貨とした。

紙幣 次に清朝に於いて始めて紙幣の發行を見たのは順治八年で、之を鈔貫と稱した。然し明代に於ける紙幣發行の弊害に鑑みて、其の發行額は僅かに過ぎず且つ十年後の順治十八年には發行を停止して其後百九十年間は紙幣の發行は行はれなかつた。文宗の咸豐三年に至り太平亂のため受けた財政難を救ふために銀票及び錢票の二種の紙幣を發行し、銀票を官票、錢票を寶鈔と稱した。而して兩票共不換紙幣で、租税の納付には五割以上紙幣を使用することゝ許さず、又地方に於いては紙幣を以て納付することを全く禁じた地方官がある等のため其の流通は次第に行はれなくなつた。其後政府は北京の商人をして官銀錢號を設立せしめ、戸部の監督の下に寶鈔に對しては同商人の發行に係る錢票又は現錢を以つて兌換に應ずることを許し、以て官票に對しては寶鈔を換給することを許した。然し乍ら官銀錢號の辦理宜しきを得ず、且つ地方官中に私利を貪る者があつて紙幣の價格は暴落し、同治の頃には全く流通せず自然廢滅に終つて、其の後は政府に於いて紙幣の發行を爲すことは無かつた。

新式銀行の設立と兌換券の發行 右の如き紙幣の他に光緒年間には近代式兌換券の發行が始めて開始されるに至

つた。

明代に端緒を開いた英支貿易は、十八世紀に於ける英國の産業革命によつて急激に促進され、英國資本主義の支那侵略は宣宗の道光十二年（一八四二）の南京條約以來次々に開港場を設けしめ、光緒の中葉には各通商港には相前後して外國銀行の設立を見た。而して之等の銀行が紙幣を發行するに及んで其の信用確實にして携帶に便利なるため一般商民は之を歓迎し、始めて支那に於ける銀行券の行使を見るに至つた。斯くて支那に於いても新式銀行設立の氣運を促し、光緒二十三年（一八九七）には中國通商銀行の設立を見、外國銀行に倣つて紙幣を發行するに至り、茲に近代式兌換券の支那に於ける嚆矢をなした。

滿洲に於ける新式銀行の設立は、光緒三十一年（一九〇五）時の奉天將軍趙爾巽が東三省流通紙幣の統一を目的として創設した奉天官銀號（宣統元年東三省官銀號と改名）を以つて初めとする、同官銀號は創立と同時に各票莊錢號の發行に係る紙幣を禁止し、光緒三十二年に現小銀元を本位とする小銀元票（小洋票又は奉票ともいふ）、同三十四年には龍元を準備とする大龍元票を發行し、其他銀兩及び銅錢本位の紙幣を發行して之等の兌換紙幣を市中に流通せしめた。

光緒三十三年（一九〇七）戶部銀行（光緒三十年北京政府の中央銀行として設立、同三十四年大清銀行と改稱、民國二年中國銀行となる）が滿洲に進出して奉天、營口、安東、錦州、大連、蓋平、鐵嶺の各地に相踵いで分行及び分號を設け、光緒三十四年（一九〇八）には交通銀行（光緒三十三年創立）が營口に分行を設け、更に宣統二年には奉天分行の設立を見、以後各地に分行、分號を置くに至り、又光緒三十年（一九〇四）には黑龍江省城に廣信公司、同三十四年（一九〇八）には黑龍江省官銀號が創立せられ、廣信公司及び江省官銀號は民國八年合併して黑龍江省廣信公司となつた。廣信公司是官帖を、官銀號は小洋票及び銅元票を發行した。吉林省に於いては硬貨缺乏の結果既に咸豐六年（一八五六）官帖の發行を見たが其額は多からず、又憑帖と稱する私人發行の制錢手形が盛んに濫發されてゐた爲め

之を整理する目的で光緒二十四年（一八九八）官帖局が設立され改めて銀元本位の吉林官帖が發行された。之が吉林官帖のはじめである。而して此の官帖は小銀元一元につき二吊二百文及び銀一兩に付三吊三百文、又官帖一吊につき制錢五百文と定められ、又吉林の制錢は中錢と稱し五百文を以つて一吊に計算されたが、從來制錢建に慣れた商民は此の銀元本位の官帖を歓迎せず。流通が不圓滑であつた爲め光緒二十六年（一九〇〇年）制錢額面の一吊、二吊、三吊、五吊の制錢官帖が發行され、光緒三十四年（一九〇八年）には以上四種の外に十吊、五十吊、百吊の額面のものが發行された。而して其の翌年即ち宣統元年（一九〇九年）に、銀兩及び銀元票を發行してゐた官錢局（一九〇八年官帖局内に附設）と官帖局とは合併して吉林永衡官銀號が成立し、以後吉林官帖及び永衡大洋票（一元、五元、十元券の三種）、同小洋票（一角、二角、五角、一元、五元、十元、五十元券）の七種の發行をなした。熱河に於いても光緒三十二年（一九〇六年）熱河都統の官金を支出して熱河官銀錢號（民國六年公益錢局と合併して熱河興業銀行と改稱）が創立された。

斯くの如く多數の發券銀行が簇出し、其の紙幣は孰れも當初無制限に或は一定の制限額を設けて兌換に應じてゐたものであるが、後には各省財政救済のため又は銀行自身の營利的見地より漸次濫發の度を増し、紙幣暴落の傾向が顯著となつたので、宣統元年（一九〇九年）には發行額の制限、兌換準備等を規定して、銀行の紙幣發行を取締るため通用銀錢票暫行章程の公布を見たが、遂に革命勃發してその實施を見ることは出来なかつた。宣統三年の革命は滿洲にも其の影響を傳波した、當時滿洲に通用してゐた通貨は主として前記諸銀行の發行紙幣で現銀は頗る缺乏してゐた一度び動亂勃發の事が滿洲に傳はるや流言蜚語が亂れとび、奸商は術策を弄し、特産物價の大暴落、紙幣の慘落を招き財界は忽ち混亂した。かくて現銀兌換の請求は一時に殺到して、當局が應急策として奉天造幣廠に命じた舊小銀

元の鑄造も到底間に合はなかつた。然し當局は一箇月間毎日の各銀行兌換額を定めて漸く危機を脱し、奉天總督趙爾巽の努力と保安會の成立、漢陽の陥落和議等が漸次財界に安心を與へて、此の兌換請求も次第に鎮まり、紙幣の流通も再び圓滑となることが出来た。

私帖の出現 而して以上の外に私帖が発生したのも清代であると謂はれてゐる。私帖の濫觴は明かでないが、咸豐の時發行された官票及び錢票が下落して地方商民の官廳に對する信用が喪はれ、寧ろ民間個人信用を確實とする傾向を生ずるに至り、其後同治、光緒年代には歴年内亂の餘波を受けて現銀の缺乏甚しく、前記の如く光緒末期には各省官銀號は紙幣を發行して之を補はんとしたが、其の紙幣は官廳と取引ある小數の商店間に受授されたのみであり、且つ漸く濫發されるに及んで紙幣は慘落を続けるに至つたので、各地方商民の富裕なるものは自己の信用によつて各自帖子を發行し之により相互記帳を以て決済するに至つたものであらうといふ。

營口の過爐銀制度の發生 次に元寶銀を基礎として帳簿上の振替に依つて取引の決済を行ふ抹兌銀(抹銀とも云ふ)なるものが清代に起つた。之は銀元及び銀角の流通増加によつて元寶銀は次第に減少し、殊に滿洲に於いては安東の鎮平銀以外殆んど流通を見なくなつたが、商品の建値は習慣上銀兩建が依然として行はれたにも拘はらず現銀缺乏の状態であつた爲め、賣買取引の便宜上自然に案出された決済方法である。滿洲に於いては營口の過爐銀が其の一種である。尙ほ制錢を基礎とする抹兌銀も滿洲に行はれた事があるが、後官憲によつて禁止された。

營口は光緒初年南支那地方との取引が盛んとなつてより當時滿洲唯一の貨物吞吐港として急速な發展をしたが、南支の商人は營口經由滿洲に輸入した商品の代價を銀で受けとり、之を營口に於いて特産物買入れの資本とするためには之等の代金として受入れた銀及び持参した銀を營口の銀爐に預託して營平五十三兩五匁、品位九九二の營平銀に改鑄する必要があつた。而して營口に於ける貿易の増進、取引

高の増大につれて改鑄依頼者が増加し、鑄造が間に合はなくなり、遂ひに或期間之を銀爐が預つて置いて、依頼者の必要に應じて支拂ふ習慣を生じた。依頼者も現銀取扱の不便と品質鑑定の煩を免れるため此の方法を歡び、支拂の必要あるときは此の銀爐をして代つて支拂はしめ、銀爐は恰も銀行の當座預金の如き業務を行ふに至つて次第に營口の金融市場に於ける支配的勢力となつた。其の後銀爐は預託された銀を利用して貸付けを行ふに至り、次第に當座貸越又は信用貸付を爲し、更に之を帳簿の上で信用を給することによつて所謂預金貨幣を造出した。斯くて貸付の増大と共に準備金の不足を生じ、預託者に對する支拂ひに窮した結果終には預託者に對し打歩の支拂を要求するに至つたので漸く取引の圓滑は阻害される傾向となり、茲に銀爐、油坊の主なるものが相談つて光緒九年始めて過爐銀制度なるものが案出されたのである。

此の制度の要旨は、一年を四期(舊曆三月、六月、九月、十二月の各月朔日)に分つて之を卯期と稱し、此の四卯期に於て諸勘定を締切り現銀を以つて總ての貸借關係を決済し、其の他の時期に於いては其の預金に對して隨時引出しに應ずるが原則として現銀の拂戻には應じないこととなつてゐた。(第七一頁參照)

清代以前の滿洲社會と貨幣經濟の浸潤過程 以上に於いて、明を除いては滿洲の地に興つた所の遼、金、元及び清の各代に於ける通貨の概略を見たが、斯くの如き歴代の貨幣が如何なる程度に於いて滿洲に流通したかは頗る疑問である。遼の契丹人にしろ、金及び清の女真にしろ、元の蒙古人にしろ孰れも所謂塞外民族として或は森林に棲み或は漠北に狩獵して原始的な經濟生活を送りつゝあつたもので、一八〇〇年代に清朝政府が、その封禁の一角を解いて、漢人を誘入するに至るまでは、概ね天産物採取時代であつて、かつて農業時代に入らなかつた所の滿洲が凡そ貨幣經濟に相距ること遠いものであつたことは明白である。清朝の招民開墾例以來漢人流民によつて忽ち滿洲の耕地は擴大され、之等流民の後を逐つて山西、河北の商業、高利貸資本が全滿に網の目の様に張り繞らされたけれども、身を以つて流入した農民の恐らくは徹底した自足經濟に對しては尙ほ相當の年月を経るまで商業、高利貸資本の吸血的な爪

すら伸び得なかつたであらう。

要するに遼より元を経て清の中葉に至るまでの幣制は、彼等が漢人との接觸面に於いて、文化の吸收、漢人利用或は支配の必要上採つたもので、支那内地に於ける流通を除いては、滿洲の地に交換の手段として一般に貨幣が行使されたことは極めて稀であつたと考へられる。而して滿洲が實質的に廣汎な範圍に於いて貨幣經濟時代に入つたのは、滿洲經濟の世界經濟への結合以來の事で、大豆を初めとする滿洲農産物の世界商品化の過程を経て貨幣が滿洲に於ける經濟生活を浸潤したものと謂ふことが出来る。然し、滿洲國建國當時に於てすら尙然うであつた如く、奥地に於いては貨幣そのものが流通することは少く、取引は各種貨の相場を金錢にて定むる丈で殆んど物々交換の域を出でず、燒鍋、油坊、磨坊、糧棧、當舖より發行した私帖が僅かに流通したに止つたであらう。

第四節 民國以後に於ける幣制紊亂史

前節に於いて述べた滿洲幣制の沿革を通觀するに、歴代貨幣は混亂に混亂を重ね、殊に金以後紙幣の發行を見るに及んで以來悉く紊亂の歴史に終始した。然し乍ら大局的には滿洲經濟は未だ貨幣經濟の浸透を見なかつた時代であるから、歴代政府財政的破綻の因とはなつても其の弊が滿洲の一般民衆の生活に對して影響した程度は、制度としての甚だしい紊亂にも拘はらず、僅かに過ぎなかつたと見るべきではあるまいか。

然るに清の末期天津條約（一八六〇）により牛莊が開港されて以來滿洲經濟は農産物の商品化を通じて世界經濟の渦中に捲き込まれ、更に外國資本による近代工業の發生、林、鑛産資源の開発等によつて滿洲經濟が急速な轉換を見てからは、貨幣制度は滿洲に於ける民衆の生活にも無關係ではあり得なかつた。殊に民國の東北政權時代に於ける軍

閥の罪惡史の主要な部分をなしたのは、不換紙幣の濫發によつて滿洲農民を徹底的に窮乏へ追ひ遣つた事ではなければならぬ。瘦せ細る農民も省財政の逼迫をも軍閥には顧る暇はなかつた。

奉天票の沿革 宣統三年の兌換請求が一時的現象として漸次靜謐に歸したことは既に述べた所であるが、銀價昂騰による銀元の流出が漸く盛んとなり、然も各銀行は營利的に紙幣を濫發することを止めなかつたので、必然に準備金は不足するに至つた。遂に民國二年一日本人商店が東三省官銀號に對し、其の發行に係る小洋票の兌換を請求した事に端を發して在滿日本人の兌換問題を誘發し、各銀行が兌換に應じない事と現銀の流出との爲めに銀紙は益々其の差を増大して止る所を知らなかつた。民國三年七月には歐洲大戰勃發の波動を受けて金融は益々逼迫し、此の混亂に乗じて中國銀行は滿洲に於いて五元及び十元の小洋匯兌券を發行する旨を廣告した。（之は實行されたか否か明かでない）。其後制限兌換次いで無制限兌換の實行によつて辛うじて混亂を防ぐに至り民國三年末より同四年までは銀紙の差も安定して曲りなりにも平穩に過ぎた。然し民國五年には袁世凱に反對して支那南部諸省は内亂の渦を捲き起し其のため當時財政窮乏の極にあつた奉天財政廳は政府上納金支出のため東三省官銀號に對し莫大の債務を有することとなり、其の借用證券は銀行の紙幣に姿を變じて市場に溢れるに至つた。更に奉天商業銀行（民國三年創立）が紙幣の發行權を得て（設立當初は許可されてゐなかつた）殖邊銀行支店（北京總行設立は民國三年、同四年滿洲の奉天、吉林、哈爾濱、長春等に分行を設立）と共に紙幣の發行を開始するに至つて再び銀紙の開きを生じ、滿洲金融界はまたも兌換請求の脅威を受けるに至つたが、各銀行とも之に應ずる事は不可能であつたので、從來の小洋票を回收する目的で民國五年末大洋票（一二大洋票）を發行し、引換率を小洋票十二角に對し大洋票一元とした。兌換請求は依然として繼續されつゝ、民國六年には北京に本店を有する華富殖業銀行が奉天に支店を設けて紙幣發行銀行として業務

を始め自ら兌換問題の渦中に投じたが間もなく業務を停止し、又従来北京本店発行の大洋票を東三省に於いて小洋票に通用せしめる意味の文字（東三省通用每圓付十角）を加印した變形小洋票を發行してゐた中國、交通兩銀行は、奉天に於ける直接兌換を避けるため、更に中國銀行小洋票には「吉黒」の二字を印し、交通銀行小洋票には「長春」なる文字を加印したものを發行して最初の兌換回避策を謀り、之に續いて奉天興業銀行（宣統三年の奉天省大水災の罹災農民救済のため民國元年農業銀行を奉天に設立、兌換紙幣を發行、翌年奉天興業銀行と改名、當初小洋票のみを發行）は時の奉天督軍兼省長張作霖によつて督軍の金庫となつたが、同行も窮狀打開のため滙票と稱する額面五圓、十圓、五十圓の一覽拂小爲替券を發行して市中に紙幣同様流通せしめ、其の流通には自ら制限があるので更に年四分の利の債券なる名稱の下に「本券は現銀に兌換するを得ず云々」と記載した一種の大洋票を發行した。東三省官銀號も亦同年（民國六年）末突然一元、五元、十元の三種の滙兌券なる一種の大洋票を發行して、前發行の大洋票と同一の效力を附與し、舊大洋票が兌換の義務を有するため、此の爲替券によつて兌換を回避せんとした。而して中國、交通兩銀行も之に倣つて滙兌券を發行するに至つた。尙ほ民國八年一月には奉天に公濟平市錢號（光緒二十七年創立、公義商局の名稱にて一般錢莊業務開始、同三十三年奉天官銀號の經營となり、公濟錢號と改稱して兌換竝に爲替事務を開始、後四箇所に公濟當を開設、民國六年東三省官銀號に合併、同八年公濟平市錢號となる）が設立せられて銅元に對する兌換券として銅元票の發行を開始したが、之は實際は銅元を兌換準備とせず、滙兌券を仕拂準備としてゐたといはれてゐる。

斯の如く日本人の兌換問題は民國三年より六年まで滿洲金融界の苦悶時代を現出せしめ、其の間支那側當局の必死の打開策も殆んど效果なく過ぎたが、民國八年末世界的銀高の影響を受けて洋票も亦之に伴れて騰貴したので、いつしかさしもの兌換問題も鳴を鎮めるに至つた。

越えて民國九年には紊亂の極に達した東三省の幣制を改革せんとして奉天、吉林、黑龍江各省の分擔引受官株と張作霖、東三省官銀號奉天興業銀行及び東三省各總商會の引受民株とによつて東三省銀行の設立を見、哈爾濱に本店を設け、長春、奉天及び黑河等に支店を置いて一般銀行業務を開始したが、同年末には早くも紙幣が濫發されて銀紙の間に開きを生ずるに至り、且つ雙城、滿洲里に支店を設置し、熱河、察哈爾等の特別區域まで進出せんとし、斯く外面の擴張にのみ専心した爲め開業後僅か三年を経ずして破綻するに至つた。

民國十一年から十二年にかけて奉天票の相場は銀價の騰落、奉直戰、張作霖の武器購入、新紙幣の發行、その他日本の關東大震災による日米爲替下落等の影響を受けて絶えず浮動してゐたが、奉天當局の金融整理に對する努力も亦不斷に続けられた。

然し數回に亘る東三省幣制統一計畫は一として成功してゐない。民國十三年三月には奉天、吉林、黑龍江三省を實行機關として東三省金融整理委員會が設置され、同年六月には經費の節約、各形式を異にする發行紙幣の統一等の目的で東三省官銀號、興業銀行及び東三省銀行の三銀行號の合併を見て、紙幣信用維持のため東三省庫、東三省官銀號中國銀行、其他銀行號合計三千萬元の現銀鑄造が計畫されたが之も實現しなかつた。其の後第二奉直戰に於いて張作霖の勢力が直隸、山東より安徽、江蘇にまで擴大するや之に伴つて奉票の流通區域も延長され、戰費充當のため濫發された不換紙幣は各地に強制流通せしめられた。

以上の如き經過を辿つて奉天當局の不斷の紙幣統一の努力により發行機關としては東三省官銀號、中國銀行、交通銀行及び公濟平市錢號の四者に整理され、紙幣は滙兌券と銅元票のみが残り、或程度迄成功したのであるが、其の後

奉直戰、張擴戰等による戰費の支出膨脹と共に東三省の財政は極端に窮乏し、紙幣價值は張家勢力の浮沈と共に浮動し續けて、滿洲事變當時まで此の不安な状態は依然たるものであつた。

發行準備庫の成立と現大洋券 前述の如き各銀行の不換紙幣濫發によつて陥つた滿洲金融界の混沌たる状態を收拾する爲め民國十八年（一九二九年）五月東三省官銀號、中國銀行、交通銀行、邊業銀行の四行號は發行を慎重にする目的で省政府に申請認可を得、遼寧省城四行號聯合發行準備庫を組織し、専ら現大洋兌換券の發行、準備金の保管及び兌換事務を取扱ひ、其の發行の兌換券は邊業銀行の紙幣を借用してその券面に「聯合發行準備庫」なる文字を捺印した。遼寧四行號聯合發行準備庫章程によれば、其の兌換準備は現金七割、有價證券三割とし、その紙幣は現大洋と同様に通用せしめ、無制限兌換に應ずることが明示され、同章程の規定に基く第一回の兌換券發行の際に於ける検査報告によれば準備も確實であり、又多少の無理はあつたけれども其の兌換にも應じ、之によつて奉票を回收せんとしたのであるが、一般の準備庫に對する信用甚だ薄く、第一回の現大洋兌換券發行の結果は意外に悪かつた。

茲に於いて支那官憲は奉票の崩落阻止を圖ると共に新兌換券の宣傳に必死の努力を傾け、六月十八日には政府は佈告を發して、準備庫成立後は他地銀行の發行する紙幣は直ちに回收し流通を許さず、又發行權を有する銀行銀號の現洋紙幣發行は必ず、準備庫を経て之を行ふ事等を規定したが、邊業銀行既發行の分に對しては例外として認めたので、之は準備庫制度の效用を甚しく傷つけた。又章程には無制限兌換と稱してゐるが佈告に於いては現銀の省外持出を禁止、確實なる用途あるものに限り百元以内は之を許す旨を規定し、實際は更に嚴重なる取締が行はれ、兌換は抑止せられてゐた。斯くの如き状態であつた爲め、奉票の暴落によつて現大洋票の出現が一般に要望されてゐた際であつたにも拘はらず、準備庫券に對する世人の期待は薄らぎ、政府の奉票暴落防止の意圖も無効に終らざるを得なかつた。

然し乍ら省政府が新兌換券の信用維持に極力努めた、め現銀との開きを生ずることなく第二回以降引つゞき其の發行は行はれた。

而して前記佈告によつて準備庫發行券以外に流通券は認められない筈であるが、事實は邊業、交通、中國の各銀行發行の現大洋兌換券が公然と使用されてゐた。

邊業銀行は奉天軍の關内撤退と共に、北京、天津にて發行せる同行の現大洋兌換券を奉天省に移入流通せしめてゐたが、奉天票の暴落によつて現大洋票の出現を要望されてゐた當時の急需に應ずる爲め、前記北京票及び天津票を回收するとの名目で新に現大洋兌換券百萬元を發行する事の許可を得、民國十八年（一九二九年）四月頃より「奉天の」文字ある兌換券を發行したが、其の發高額は百萬元以上に達したといはれ然も北京券、天津券は回收されず依然として流通してゐた。後準備庫が成立し北京、天津の兩券は勿論既發行の兌換券も當然整理されなければならなかつた筈であるが、六月十八日省政府の佈告に於いて遂に同行既發行の分のみは例外として流通を認められた事は既に述べた處である。

邊業銀行の「奉天」券が現はれた頃より交通銀行發行の現大洋兌換券も極めて小額ながら奉天省内に於いて私かに使用され、中國銀行の北京及び天津に於いて發行された現大洋兌換券も更に小額ではあつたが時を同じうして奉天省へ流入した。

而して聯合發行準備庫の制度は東三省官銀號を主體として之に邊業、交通、中國の各銀行を参加せしめ、此の四行號が聯合して兌換券を發行し之に對し共同の責任を負擔するといふのであつたが、邊業銀行の如きは前記の如く從來自行のみの信用によつて現大洋兌換券を發行し相當流通額を有してゐたので、準備庫に加入するときは之による利益

を失ひ且つ自由を束縛さるゝ虞れがあつて参加を好まず、又交通、中國の兩行も官銀號及び邊業銀行と事を共にして將來禍を招くやも知れない事を慮つて共に参加を避けんとしたが、邊業銀行は張學良と特殊の關係があり、交通、中國兩行は準備金其の他の關係より準備庫の信用保持上、遼寧省側が兩行の参加を特に必要としてゐた爲め已むなく加入を承諾したのであつた。當初成立の事情が斯くの如き無理を内包してゐたのであるが、八月には邊業銀行は完全に準備庫の羈絆より脱し、中國、交通兩行も更に準備庫に對する望を失つて益々消極的態度を持するに至つた。而して邊業銀行の現大洋兌換券は其後も發行を繰返され、多少の制限はあつたが相當の發行を見た如くで、その爲め同紙幣は漸次聲價を失墜し、現大洋との間に若干の差を生ずるに至つた。又準備庫が共同の實を失ふに至つた頃、即ち民國十八年（一九二九年）八、九月頃には交通銀行發行の「天津」の文字ある現大洋兌換券が公然と姿を現はし、中國銀行發行の北京及び天津券も以前より流通を増した。此の外東三省官銀號も亦準備庫を通せずして現大洋票を發行した。

斯くの如き準備庫の状態であつた爲め、結局準備庫より發行された記號を異にする數種の兌換券はすべて、東三省官銀號のみが準備庫を通じて發行したものであらうと推定された程であるが、實際は邊業銀行を除く三行號の準備庫券が發行されたものゝ如く、即ち「徠」、「陸」、「述」の暗號あるものは何れも東三省官銀號で、「筑」は中國銀行、「滙」は交通銀行のものであつた。（「徠」「陸」「述」は交通銀行の「滙」に準ずる）

以上は主として舊奉天省を中心とする所謂奉票及び現大洋票の歴史であるが、此の外吉林、永衡官銀錢號の吉林官帖及び永衡大洋票、黑龍江省廣信公司（民國八年十二月黑龍江省官銀號は廣信公司に合併されて改稱）の黑龍江官帖及び廣信大洋票も毎年濫發され、奉票と同じく省財政の窮乏救済のため兩銀行とも雜穀の賣買を兼業して其の買付資金とした爲め紙幣暴落は必然の勢であつた。尙ほ事實上張學良の私有銀行ともいふべき邊業銀行（民國九年創立、總

行を庫倫に置く、民國十三年改組天津に總行を移す、同十五年更に奉天に移し、天津を分行とす、其他滿洲二十七箇處に分行を置く）の不換紙幣が濫發され、哈爾濱に於いては東三省官銀號、邊業銀行、廣信公司、中國銀行及び交通銀行の五銀行支店が發行した哈大洋票（當初大洋錢本位の兌換券であつたが、之も間もなく不換紙幣と化した）が東支鐵道運賃として使用された爲め哈爾濱を中心に同鐵道沿線一帯に流通を見た。

吉林官帖及永衡大小洋票 吉林官帖は光緒二十六年制錢本位の官帖がはじめて發行された頃既に其の發行額は需要に超過して制錢の不足を生じ、官帖の兌換に對して二割を現錢、八割を不換紙幣で交付する旨を官帖面に記載したが制錢の不足は益々甚しく、光緒二十八年以來造幣廠を設立して鑄造しつゝあつたところの銅元を交付する様な状態であつた。其の後官帖局と官錢局の業務が併合されて吉林、永衡官銀錢號に改組され、宣統三年九月該號發行の官帖には現錢二割兌換の文字さへ明記されず、純然たる不換紙幣と化した。加之同年吉林省城の大火があり、其後自然官帖發行の増加甚しくその年の官帖發行高は五七七〇萬吊に上り、之に對する準備は兩銀一七萬兩、小銀元六〇萬元であつた。

斯くて民國年間に入り、當初滿洲政局の動搖と共に官帖は盛んに濫發されて幣制は極度に紊亂し、光緒二十四年小銀元一元に付二吊二百文であつた官帖相場は七吊に崩落するに至つた。茲に於いて民國三年十一月、吉林省の實權者孟恩遠は吉林財政廳、東三省官銀號、中國銀行、吉林永衡官銀錢號の間に官帖回收契約を締結し、官帖七吊を以て小銀元一元と交換し、納税及び取引も總て此の割合にて計算することとし、十二月一日より一時吉林省の幣制を官帖より小銀元本位に改めた。斯くて省城には總兌換處を、長春、哈爾濱には分處を設けて、一日三萬元乃至一萬五千元を限り、一人一日兌換額千元を限度として兌換に應じたが、市中相場は更に慘落して十二吊を稱へてゐたので忽ち投機

業者の乗ずる處となり、遂に當局はその目的を達することは出来なかつたと謂ふ。

而して民國三年前後迄、官帖の發行に就ては民國政府の許可を仰いでゐたものゝ如くであるが、其の後民國の政變のため有耶無耶となり、民國五年以來復々官帖の濫發に陥つた。即ち同年既に軍費の支出が多かつたのみならず、六年七月には張勳の復辟運動に孟督軍が加擔した爲め孟恩遠は民國政府より革職せられて同年十二月二十二日吉林省の獨立を宣言し、然も其の間彼は哈爾濱に於いて過激派の東支鐵道乘取りを防止した功によつて續任を許される等多端なる軍政の局面にあつたので財政上當然官帖の濫發となり、民國六年の官帖新規發行高七千萬吊は翌七年には二億七千萬吊となり、之が爲め奉天督軍張作霖の乗ずる處となつて、民國八年六月財政紊亂の故を以て民國政府は再び孟恩遠を革職した。而して當時その幕僚であつた高士賓等は復々孟を擁して獨立を宣言したが、七月十九日寬城子に於いてその部下の軍隊が日本軍と衝突し、之が日支間の外交問題となるに及んで遂に孟恩遠は永衡官銀錢號の現金殆んど全部を拐帶して逃亡したと傳へられる。斯くして吉林省の財政は收拾すべからざる状態となり、之に伴つて官帖の濫發は愈々甚しくなつて、大洋票對官吊相場は民國七年の平均十九吊より翌八年には平均三十三吊に墜落し、以後官帖は加速度的な下落率を示すに至り、民國十三年に於ける對大洋票相場は平均一四一吊を示した。

次に永衡大洋票（吉大洋）は清代光緒三十四年官帖局内に官錢局を設けて銀元兌換券を發行したに始まり、小洋票は是より先光緒二十五年即ち官帖局設置の翌年之を發行し、宣統元年、吉林永衡官銀錢號の成立後は該號より官吊の發行と同時に大洋票及び小洋票を發行し來つたものである。而して發行の當初は疑ひなく兌換券であつたが、其の後何時の頃よりともなく官銀錢號は大洋票の兌換に應ぜず、其の券面には「完納賦稅滙兌流通」と其の用途を指定するに至り、純然たる不換紙幣と化した。又小洋票は相場墜落の結果民國九年二月四日遂に省令を以て同日以後官帖と同

價格に依り通用せしめ、小洋票一角は官帖一吊に換算を固定して爾後騰落を許されないこととなつた爲め、其の性質は官帖と同様になつた。

永衡大洋票は別名大執帖とも稱せられ、其の紙幣の種類は當初一圓、五圓、十圓の三種に過ぎなかつたが、何時の頃よりか五分、一角、二角、五角の小額券が流通するに至つた。之は永衡小洋票の法定率設定以來、漸次小洋票は官帖を以て回収せられた爲め、其の計算授受の必要上小額券の發行を見たものであらう。而して永衡小洋票の種類には一錢、五錢、一角、二角、一元、五元、十元、五十元、百元等があつたと謂はれてゐるが、其の後殆んど之は回収され盡したものと如くである。

尙ほ官帖は一切の商取引のみならず省稅の納入にも用ゐられたが、吉林省に於ける稅金の主なるもの及び省歲計は永衡大洋建で、永衡大洋の券面にも「完納賦稅滙兌流通」の原印があり、従つて永衡大洋建の稅金を官帖によつて納入せんとする場合は一定相場により之を換算して支拂はねばならず、殊に田賦の如きは必ず永衡大洋票を以てせねばならなかつた様である。但し永衡大洋票は商取引一般には用ゐられず、其の主なる用途は納稅用、官吏の俸給、電信料、電燈料等に用ゐらるゝに過ぎず、又は爲替機能をも有しなかつたもので、省内の商取引一般に用ゐらるゝものは吉林省内の都會たると村落たるとを問はず、主として官帖が用ゐられた。而して吉林官帖及び永衡大洋票の流通區域は、北滿全市場の中心地傳家甸を含む哈爾濱及び東支鐵道沿線の主要通貨が哈大洋となつてからは、同地方に於ける吉林官帖及び永衡大洋票の流通力は制限されるに至つたが、大體兩紙幣とも吉林省全般に亘つて流通した。

江省官帖、廣信大洋票及四釐債券 黑龍江省に於ける官帖は吉林官帖の發行に遅るゝこと八年、即ち光緒三十年（一九〇四）廣信公司の設立と同時に發行されたもので、其の以前は黑龍江省に於いても吉林官帖及び其の他の現金が一

般に使用せられてゐたが、江省官帖が発行されるに及んで江省内に流通した吉林官帖は遂に其の跡を絶つに至つた。其の後（民國八年十二月）廣信公司是黒龍江官銀號を合併して黒龍江廣信公司となり、當時官帖と共に黒龍江官銀號発行の小洋票（一角、二角、五角、十角、五十角、百角の六種）及び銅元票（五枚、十枚、二十枚、三十枚、五十枚、百枚、二百枚、五百枚、千枚の九種）が黒龍江省に流通してゐたが、黒龍江廣信公司は此の小洋票を回収するため民國九年（一九二〇）十月奉天票と同一性質の滙兌券（一角、二角、一元、五元、十元の五種）を発行した。此の滙兌券は北京及び天津向爲替取組により上海規元の支拂を受ける性質のもので當時の發行額は二十萬元と稱せられた。而して之により小洋票回収の目的は大體達せられ、又此の滙兌券も其の後、官帖乃至哈大洋を以つて回収せられたものゝ如くで、回収漏れの小洋票については、之を滙兌券を以つて回収せず、民國十九年六月中小洋票一元に付、官帖七十吊を以つて回収したと謂ふ。

黒龍江官銀號發行の銅元票はその發行總額七億萬枚と稱せられたが、該號の合併以來漸次官帖を以つて回収せられ（銅元票千枚につき官帖三十二吊の割）、官帖のみが黒龍江省の固有通貨として残るに至つた。

江省官帖發行當初は相當の兌換準備を有し、額面は制錢の稱呼を以つてしたが銀の兌換券たる事を官帖面に明示して、銀元、銅銀に對し公定相場を定め強制的に現銀同様に流通せしめんとしたのであつた。又其の總發行額も宣統の初年、三千萬吊内外に過ぎず、其の相場も當初江平銀一兩に對し官帖三吊、小洋一元に付二吊二百文、光緒三十三年小洋對官帖二吊四百文、宣統元年三吊四百文に過ぎなかつた。然るに民國年間に入つて廣信公司が政府の命により軍用糧秣の貯藏補給の爲に雜穀を買占め、しかも民國二年約束によつて外商に支拂ふため全省に亘つて現銀の買入を爲した結果官帖の濫發となり、従つて相場は慘落し財界の大恐慌を來した。茲に於いて民國二年八月、督辦處及び朱巡

按使協議の上、同月二十日巡按使と中國銀行間に官帖收帖契約を締結した。恰も吉林官帖の回収契約に先立つこと一年である。

民國二年省當局は錢法改革の必要を感じ、省内取引の建値を一時小洋建に變更し、官帖授受の際は一吊文小銀元一角二分五として計算すべきことを布告した。然し乍ら官帖の勢力は既に牢固として抜くべからざる状態で、小洋建は般省民の歡迎する處とならなかつた爲め有耶無耶の間に之は葬り去られた。

民國三年廣信公司が商股（民間株）の大部分を買収した當時の官帖發行額は約二億五千餘萬吊、同年間小洋一元に對する相場は秋の八吊より、冬は十六吊となり、又日本の金券一圓に對する相場は一月の十二吊より五月には二十一吊の最低となり、十二月には十五吊に恢復し、其の一年間平均相場は十七吊であつた。之は回収の實が擧つた結果で、民國四年八月九日従前の收帖契約を改訂され、同年十月十八日より十月二十九日迄に約八百二十五萬吊の官帖を回収して公衆の面前に於いて之を燒却した。次いで民國四年及び五年は官帖回収の爲に相場は安定したが、六、七年の頃から再び崩落して小洋一元に付二十二、三吊、八年には二十四吊となり、之と共に官帖の發行は大いに増加した。即ち民國三年の二億五千餘萬吊より民國七年には約三億七千萬吊、翌八年五億吊に増加したと稱せられる。之は廣信公司が漸次省庫の補助機關として省財政の不足を官帖の發行に求めた結果で、之が爲め官帖は政治的原因に由つて死活を制せられることとなり、即ち民國八年督軍鮑貴卿の吉林への轉出に際し廣信公司取扱の省庫より七十餘萬元を携行したと傳へられた。民國八年十二月黒龍江官銀號の合併により幣制整理の目的を達せんとしたが果さず、而も民國十年鮑の後任孫烈臣も亦現銀を私したので省庫は空に歸して現銀の兌換に應ずることが出來ず、従つて「憑帖取銀元（幾何）吊文整」との契約文を記載した銀元官帖は何時の間にか全部回収せられて、市場に流通するものは「憑

帖取錢（幾何）吊文整」の制錢官帖のみとなつた。斯くて其の後は官帖の大濫發が續き、民國十七年中、二十億、三十億、四十五億、民國十九年當初は百億といふ風説が行はれたが、實際の數は明かでない。

次に、官帖と共に黒龍江省の固有通貨として廣く省内に流通したものに廣信公司發行に係る四釐債券があるが、その發行の沿革は詳かでない。此の四釐債券は一圓、五圓、十圓の三種が發行され、一年四釐の利附債券で毎年舊曆四月及び十月の二回其の利拂を爲し、其の後債券の裏面に此の一圓は官帖百二十吊に相當する旨を加印した爲め、官帖と同様普く省内に流通した。（當初の券面には「週年四釐債券、每圓作拾貳角」の原印があつたが、此の公定換算率が現大洋、現小洋、哈大洋、小洋票等の中何れの通貨による十二角であるか不明であつた。然るに其後本債券の裏面に「每圓作江錢壹百貳拾吊」と捺印したものが現はれ、江錢は官帖の錢に相當するため、債券一圓は官帖百二十吊に相當するものとして流通するに至つた。

尙ほ本債券は毎年二回の利拂の都度債券の裏面に15丙、15寅、16丁、16卯、17戊、77辰、18巳、18巳等の文字を捺印し、民國十九年四月に第九回目の利拂を爲して居り、然も15丙の文字を捺印したものでより以前のものが無く、且つ印刷は民國十三年米國鈔票公司に於いて作成したもののみであるから、之等の事情より本債券は官帖の回收整理を目的として民國十三年米國に印刷を依頼し、其の到着後、十五年丙の文字捺印の一年前即ち民國十四年四月の交に於いて發行したものであらうと推定されてゐる。
（昭和六年、國家警察廳發行「官」
滿洲省發行部幣制課「七三取」）

尙ほ黒龍江省には以上の外廣信大洋票が發行されたが、之は哈爾濱に於いて他銀行號の發行した哈大洋票が黒河、滿洲里、其他の江省内の都邑に流通するに至つた爲め、民國十年六月、廣信公司も亦哈爾濱支店に於いて哈大洋の發行權を認められ、爾後その發行の哈大洋票と同様のものに黒河、海拉爾等の支店に於いては其の發行地名を附記、若

くは哈大洋發行の正式要件たる「哈爾濱」の文字を捺印せずして江省内限り流通するものを發行した。之を廣信大洋票と稱したのである。

哈爾濱大洋票 哈爾濱大洋票は哈大洋又は哈爾濱に於いて單に大洋と呼ばれてゐたもので中國銀行、交通銀行、東三省官銀號、廣信公司、邊業銀行の各哈爾濱支店によつて發行された「哈爾濱」の捺印ある紙幣である。

民國六年（一九一七）十一月露國ケレンスキー政府が仆れてレーニンの勞農政府が之に代るに及んで、哈爾濱を中心とする北滿財界に於ける露貨の勢力は全く衰滅するに至つた（（後述「外國通貨」））が、露勢力の衰退に乗じた支那側當局は當時頻發した東支鐵道の同盟罷業を巧に利用し、自國の軍隊を以つて沿線の過激分子を一掃し、次いで哈爾濱市の警察權、司法權を回收して同市の實權を掌握するに至つた。之と共に東支鐵道その他の利權回收を企て且つ留紙幣慘落を機會に自國通貨の流通を圖らんとし、民國八年九月、中國、交通兩銀行傳家甸支店をして大洋票（當時國幣券と稱した）を發行せしめた。之は同年五月十三日濱江道尹傳彊の召集によつて開かれた金融整理會議の議決に基いたもので、「天津及上海向銀爲替取組に應ずるも、當地にては兌換せざる國幣券」即ち奉票と同性質の滙兌券で、交通銀行は十元、五元、一元、二角、五分の紙幣面に「哈爾濱」の文字を捺印し、同年十月二十七日以後吉黑兩省に流通せしむる旨を公告し、中國銀行も亦同様十一月以後十元、五元、一元、五角、二角、五分の紙幣を發行した。之が所謂哈大洋發行の濫觴である。然るに越へて民國九年三月十日、中國銀行、交通銀行は國幣券の流通を圖らんとし、連名を以て「本行が以前發行せる國幣滙兌券は茲に商民の便を圖らんが爲め三月十日より哈爾濱に於いて無制限兌換に應ず」と公告し、滙兌券たる哈大洋は茲に於いて純然たる兌換紙幣となつた。而して之と前後して奉天政權は紊亂せる東三省幣制改革を名目として東三省銀行設立の計畫があつたが、其の紙幣發行計畫は滙兌券を發行して兌換に應じな



い意嚮であつた爲め民國中央政府財政部の掣肘を受けて一時行惱みの状態にあつた。然るに民國九年に入つて再びその設立運動が開始され、事務所を奉天興業銀行内に設けて準備を進めると共に、滙兌券發行計畫を大洋兌換券發行と改め、資本金現大洋八百萬元とし、大洋硬貨二百萬元、洋票百六十萬元を調達して同年十月より業務を開始するに至つた。同行は本店を哈爾濱傳家甸に置き、その紙幣發行權も奉天省を除き、哈爾濱を中心とする北滿地方に限り、券面には「兌換現大洋」なる文字を捺印してその流通を圖つた。其の發行限度は吉林省長公署訓令五八四四によれば當時三百萬元であつた模様であるが、民國十年四月十二日吉林省長公署訓令によつて其後無制限に擴張せられたものゝ如くである。

而して東三省銀行の黒河支店開設により其の哈大洋の流通は黒龍江省當局を刺戟し、其の官商合辦の黒龍江省廣信公司（民國十九年八月十五日東北政務委員會指令財字第九七一號を以つて黒龍江省官銀號と改名し、江省政府の官有となつた）は自省内のみならず吉林省の哈爾濱に於いても亦同地支店に於いて全額の準備金を調達し、兌換紙幣哈大洋の發行を開始した。斯くて當時哈大洋票發行權は中國、交通兩傳家甸支店、東三省銀行、廣信公司の四者に歸したのである。（東三省銀行は前記發行限度の無制限化によつて自然該行紙幣の濫發を馴致し、其後業務不振となるに及んで遂に民國十三年七月、奉天政權の官業たる東三省官銀號に合併せられ、此の哈大洋發行の權利も亦此の時以來東三省官銀號に繼承せられるに至つた。）

かくの如く哈大洋の發行は開始されたが、其の當初は一般滿人間に於いては留紙幣の取引に慣れて新紙幣に信を置かず、留紙幣後も却つて日本の朝鮮銀行券を重用した爲め、哈大洋の流通も哈爾濱一部滿人間に止つた。然るに民國八年の露國オムスク政府没落、留貨通貨能力喪失によつて積年紛擾を重ねてゐた東支鐵道運賃問題を再び喚起するに

至つた。當時既に東支鐵道の實權を掌握してゐた支那側官憲は東支鐵道運賃に哈爾濱大洋票使用を主張し、遂に運賃は露國金貨留建とするが哈大洋を以て換算納入することに成功したので本紙幣の勢力は遽に増大するに至つた。しかも東三省政府當局は大洋票に限り絶対に兌換する旨を聲明し特産物の建値は勿論傳家甸に於ける取引を總て大洋建に變更したので哈大洋の流通は全市に漲るに至つた。これが爲め哈爾濱市場に於ける露貨に代つて一時同市の代表貨幣としての勢力を占めてゐた金票は漸次壓迫され、大洋票の流通範圍擴大と反比例してその地位は顛落し、日本軍の西比利亞撤兵後は益々流通區域は縮少して行つた。殊に民國九年財界の動搖後は内外人の倒産が相踵いだ爲め極力日本通貨回收の舉に出たので、忽ち大洋票の乗ずる所となり、亦投機方面に於いても留貨慘落後は好相手を失ひ、金票は漸次市場實需の範圍へ驅逐さるゝに至つた。

日本金券の衰退により在哈日本貿易組合は正金銀行に銀口座の開始を要望し、翌十年二月二十五日以降、正金銀行は龍口銀行と共に銀口座を開始した。又同年四月花旗銀行（後ナショナル・シティ・バンク）、露亞銀行は哈爾濱に於いて銀券の發行を爲し、正金銀行も亦同年四月二十六日附大藏、外務兩大臣の認可を得、五月十三日以降銀元を準備として一圓、五圓、十圓、百圓の鈔票（約五十萬元といふ）を發行して哈大洋票に對抗したが、支那側官憲は自國民に對し之等銀券の受入を禁止した爲め、之等外國銀行の紙幣發行も遂に中止の已むなきに至つた。

斯くて哈大洋は哈爾濱を中心とする北滿都市の代表通貨となつたのであるが、その發券銀行は、東三省銀行より其の發行權を引繼いだ東三省官銀號と、黒龍江省廣信公司、中交兩銀行及び民國十四年張作霖に買収されて以來哈爾濱に於いて哈大洋の發行權を認められた邊業銀行を加へて五銀行を算した。

然るに民國十年十一月京津に於ける中國、交通兩行の兌換取付は自然哈爾濱に於ける哈大洋の兌換増加を馴致し、

其の哈爾濱上海間の爲替相場は九月二十日の百三十八元八角より十一月二十日には百四十四元五角に低落し、天津向、大連向何れも同様の有様となつたので、支那側官憲は極力哈大洋の價格維持に努め濱江道尹をして同年十二月十日遂に「銀行公司監理規則」十八箇條を發布せしめた。その主なる條項は次の如くである。

第一條 道尹は東三省巡閱使及吉林省長の命令を承け北滿各銀行及廣信公司紙幣發行額及準備金に關する事項を監理す

第三條 各銀行公司は毎日現銀紙幣の出納額及關係手形書類に付検査を受くべし、但し検査は本埠發行の現大洋票に限り、官帖其他の雜幣は此の限りにあらず

第十條 凡そ各銀行公司にして新紙幣を發行せんとせば新紙幣を道尹に送附すべく、道尹は「監理」の文字を捺印して始めて發行を許可す

第十一條 各銀行公司の現銀準備金は規定流通券額の五割以上なることを要す、若しこの規定の割合に不足することを發見せば流通紙幣額の縮少を申請すべし

第十二條 前條の準備金は別勘定として保有べく營業資金に混入して隨意に流用するを許さず、道尹より隨時係員を派して之を検査す

第十四條 各銀行公司は毎日、日計表及營業庫存表（現金有高表）各一通、毎月、收發紙幣及現銀準備金出納報告表並に兌換準備金兩種庫存表各一通、毎決算期、資產負債表一部を作成して道尹に呈出し道尹は隨時之を検査して巡閱使署及省長公署に報告すべし

即ち之によつて哈大洋の現銀準備が五割であることは明かであるが、其後現銀の出境を禁止されるに及んで此の現銀準備は有耶無耶に終つたものゝ如く、又次に記述する如く哈大洋は其の後不換紙幣化して此の準備金は自然消滅したものと觀ることが出来る。

哈大洋の現銀兌換出境禁止は從來、露蒙境内に現銀が流入して歸還しない現大洋が夥しい數に上るため爾今哈爾濱を現大洋集中地とし、現大洋は哈爾濱に於いてのみ用ゐ、東支沿線各驛には其の紙幣たる哈大洋のみ流通せしむべしと

の訓令が、民國九年九月十一日吉林省長より濱江道尹宛發せられたことがあるが、其後民國十二年十二月頃の在哈各銀行の哈大洋兌換額は一日六、七萬元に上る状態であつた爲め同月十二日張作霖は「哈市官憲に對し哈市に於いて現大洋票の發行を爲せるは同市の金融を維持するが爲に外ならず、今日迄多大の苦心を拂へり、現在外人發行の紙幣市場に流通せるに不拘、獨り本國銀行の發行紙幣のみ兌換されつゝあるは何人か擾亂の陰謀を企てたる爲めにして此の兌換の風潮に就ては道尹と警察管理處長に責任あり」云々の電命を發してゐる。此の結果、同月十八日附を以て前記訓電に基く取締が特別區警察監理處長より布告され、爾今銀行は正當の用途を有するものに限り二百元を限度として兌換に應じ、之れ以上携帯して管外に出るものは沒收することゝなり、又濱江道尹は十六日附を以て商務總會に對し但し之を管外に搬出せんとするものは先づ其の種類及び金額を詳細に道尹公署に届出て、公署は之を検査して公署の封印を爲し、護照を與へて其の搬出を許可することゝし、若し之を犯せば現洋私運取締令に照して處分する旨を通達した。其の後此の取締上の規定は多少の變遷があつたが、其の哈大洋の兌換制限並に現銀出境禁止の根本的方針に於いては變化なく（民國十九年頃は更に嚴重なる禁止的取締があり、兌換及び搬出制限も僅かに一人當十元を限度としてゐた）、斯くして哈大洋の不換紙幣化はその第一歩を踏み出したのである。

一九二五年（民國十四年）四月、英本國の金本位復歸以來、其後印度幣制改革の議があつて、之を導因として民國十五年四月十八日に於ける傳家甸の哈大洋對金票相場は百圓の關門を割り、九月二十五日には更に九十圓臺を又十月十七日には八十圓を突破した爲め、東省特別區行政長官張煥相は商務總會の手を経て、爾今七十六圓九十錢以下に低落することを許さないことゝして一時小康を保つたが、此の間邊業、交通、廣信等の紙幣増發に加へて海關兩の換算

率問題があり、之がため翌十二月一日右の制限相場を割つて落調は急となり、従つてその對策上奉天の最高政權と長官公署の打合せに由り、商務總會に對する哈大洋の維持命令が發せられ、又同月十八日行政長官公署に於いて議定した事項には、爾今錢商に對し日本通貨の取引を爲すべからざる旨命令すとの箇條があり、次いで同月二十一日には次の如き哈大洋維持辦法が公布された。

- 一、銀行は暫時百元に付十三元の爲替料を以つて無制限に爲替取組を爲すべし
- 二、官署及商務會は検査員を派し、貨幣穀物の取引及爲替取組の用途を表示して検査に備ふべし
- 三、銀行の外國紙幣買収を停止し並に錢商の投機を嚴禁す
- 四、穀物の手持品を適宜賣却せしめ其の市價の平衡を保たしむべし
- 五、銀行は穀類を貯藏し外國紙幣を保有する商店より貸付金の回収を爲すべし
- 六、郵便局に通告し銀行と同様の爲替料を以つて取組ましむ
- 七、各旅館店員の寫眞を提出せしめ現大洋の交換により漁利を得んとする者を嚴重に取締るべし
- 八、穀物の賣買は總て哈大洋を用ひ外國商人にして外國貨幣を以つて取引せんるときは外國貨幣を哈大洋に交換したる上取引せしむべし
- 九、奉吉黒の各省銀號は各自省の大小洋票及官帖を以つて哈爾濱大洋票を購入すべし

當時哈爾濱に於ける外國紙幣は朝鮮銀行發行に係る金票の外に流通してゐたものは無く、前掲哈大洋維持辦法に外國紙幣とあるは當然金票のみで、之は日本通貨排斥の具體的現はれであつた。當時金票の哈爾濱に於ける流通高は哈大洋の二千五百萬元に對し約五百萬圓と認められ、同地に於ける主なる商取引の建値であつたが、此の時より同地市場の建値は取引全般に亘つて哈大洋建となり、此の事は滿人のみならず當時金建を採つてゐた露商に對しても強制さ

れることとなつた爲め、日本通貨の流通上相當の打撃であつたことは勿論で、同年十二月二十七日及び翌十六年一月二日の二回日本總領事より同地行政長官宛抗議書を發し、又在留日本人よりも日本政府其他に對する要請若くは決議が爲され、同じく一月八日には鮮銀、正金、香上、花旗の四銀行より成る在哈外國爲替組合銀行は連名を以て行政長官張煥相に對し決議書を提出した。

かくの如く支那側當局は哈大洋の市價維持に策を弄するのみでなく、積極的に流通勢力擴大のための暴令乃至暴策を講じたことは枚擧に遑ない程で、官憲の干渉は哈大洋漸落の傾向と共に益々深刻化するのみであつたので、在留日本人は更に嚴重なる抗議を支那側當局に發した結果二月中旬頃より特別区内に於ける錢莊取締は次第に緩和せられ、漸次店舗に於いて公然外貨の自由取引を爲すに至つた。

其の後民國十六年九月下旬、山西軍のため奉天軍が擊破されるに及んで、當時七十六圓を保持つてゐた哈大洋對金票相場は十月一日七十四圓に下落し、濱江道尹蔡運升は十月七日復、哈爾濱金融整頓辦法十一箇條を公布したが、翌十七年一月には遂に七十圓臺を割つた爲め、各商の帳簿検査に依る取締勵行となり、又從來哈爾濱に於ける金融の中心たる傅家甸は濱江道尹の管轄に屬してゐたが、同年二月十四日哈爾濱紙幣發行號監理官として東省特別區行政長官張煥相の任命があり、それより哈大洋に關する金融取締令は屢々行政長官の名を以て前掲の哈大洋維持辦法と同様の方針により布告せられた。其後民國十七年十一月十四日特別區長官兼監理官張煥相は張景惠と交代したが、當時七十圓代にあつた哈大洋は翌十八年三月遂に此の關門を割つて六十圓臺に下落したので、此の對策として、舊紙幣を回收し新に「監理官」の捺印を附して交附すると共に、捺印紙幣の外流通を禁止せんとする目的で哈爾濱各銀行發行紙幣蓋印暫行簡章が公布された。此の規定は從來曖昧であつた發行紙幣の數額を明確にして、其の市價維持上適切なもの

ではあつたが、然し所定の期間に所期の目的を達しなかつた模様で、長官は越えて九月十九日布告第六〇一一號を以て次の如き布告文と共に「收換加蓋監理官印哈票暫行簡章」を公布した。

收換加蓋監理官印哈票暫行簡章

貨幣を維持するは元より地方の繁榮を計る爲にして紙幣に印を捺すは人民の信用を得るためなり。本長官は東北邊防長官の布令と昨年遼寧會議の辦法に據つて本區各銀行の發行せる紙幣に對し一律に監理官の印を捺印するが爲に機械を既に入關係者を派遣して規定に従ひ實行する事を一般に通知してより數箇月を経たり。東三省官銀號、中國、交通、邊業銀行、廣信公司等の發行せる紙幣の種類は十元、五元、一元にして官印を捺印せるもの既に十の内八、九割は完了せるに依り隨時交換すべし。人民の疑惑を招かざる様徹底的に實行する爲、本長官は先日重ねて政商各界と銀行團を召集して各銀行に付目下市中に流通せる紙幣の確實なる數量を調べたるに東三省官銀號は一千五百萬元、交通銀行九百萬元、中國銀行三百五十萬元、邊業銀行九百萬元、廣信公司二百十萬元にして實際流通せる總額は三千八百六十萬元に過ぎざること分明せり仍つて右總額の發行を許可し三割を供託せしめたり之は決して多額にあらざる本地方の經濟より云ふも僅に四千萬元に足らざる紙幣は決して過多にあらざる且つ一定せる右發行額以上に各銀行は紙幣の發行を許さず増發したる場合は規則違反により相當の懲罰に處すべし。協議の當時、哈爾濱の紙幣は廣く流通せるが故に特に期日を長くして交換する必要ありと認め回収期間を三箇月とせり。即ち九月二十日より十二月二十日に至る、此期間内に完全に交換するを要す特別の事情なき限り期間の延長を爲さず無印の舊紙幣は十二月二十日迄は從來の通り行使することを得るも十二月二十日以後は絶対に無効とす茲に本署は收換紙幣暫行簡章を規定して遵守せしむ。

各銀行發行の新紙幣に捺印せる官印番號は全部捺印せる後再び公布すべし。信用と便宜の爲めに小額券は其の數量を二百萬元と決定し各銀行に於いて適宜印刷發行せしめ之に捺印したる後交換の布告を爲すべし。其の施行前の無印の小額券は便宜上從來の通り通用を許可す。凡そ商民は勉めて交換規則を嚴守し安心して新規定を遵守し妄に疑惑を生ずる勿れ。徒らに紛擾を起し又は漁夫の利を得んとする者あらば爲に金融界は影響を受けん。斯る者は刑法により罰すべし本長官は斷じて請借せず右規定を公布すると同時に本長官は他方監視人を派遣して交換を監視す右特に布告す。

て交換を監視す右特に布告す。

第一條 本署は先に布告せる各銀行紙幣蓋印簡章第十條の規定に従ひ市中に流通せる無印の舊紙幣を回収し捺印せる新紙幣と交換す

第二條 各種の捺印せる新紙幣は本署の公布せる日より各銀行は責任を以て毎日極力交換し且つ交換時間を定めて公示し一般に周知せしむべし

第三條 本署は甲銀行（又は乙銀行號、丙公司）はA番よりC番迄新紙幣に捺印せしことを捺印が全部完了したる後公告して周知しむ

第四條 本署は毎日人を各銀行號に派遣して交換の監視をなす

又登記簿を作り立會人の記名捺印をなさしめて毎日交換せる新舊紙幣の種類數量を詳記して本署に届出しむ又回収せる舊紙幣は委員の眼前に於いて裁角封印して保存し全部回収の後焼却す

第五條 東三省官銀號、交通、中國、邊業の各銀行、廣信公司、以上五行の紙幣回収地點は哈爾濱に於いて銀行を指定の上行ふべし

第六條 本規則は公布の日より實施す

而して哈大洋の用途は前掲哈大洋維持辦法第八條によつて、北滿財界の原動力たる特産物に對して尠くとも哈爾濱市場に於ける完全な法貨であつた外、事實上哈爾濱市場に於ける一般商取引は支那側官憲の強制によつて哈大洋建が採られ、又東支鐵道の運賃は基本タリフとして歐洲戰前の金留建であつたが、之も哈大洋を以て換算收支せられて他種の貨幣は用ゐられなかつたので之も亦事實上の強制通貨であつた。其他哈爾濱に於ける租税は吉林省制定の哈爾濱木石稅其他は現大洋及び永衡大洋建で哈大洋は一定相場により換算收受せられたのであるが、哈爾濱市固有の自治稅は總て哈大洋を以てしたものと、如くである。然るに哈爾濱地方に於いては永衡大洋は流通せず、現大洋も亦兌換上の制限があつて廣く流通することは出来なかつたのであるから、哈爾濱地方に於ける租稅納入は畢竟哈大洋を以てせざるを得なかつた。

右の如く哈大洋は北滿特産物の賣買、納税、運賃、勞銀其の他一切の支拂に用ゐられたが、その發行額については全然公表されなかつた爲め一般に種々なる揣摩臆測を生じ、延いて哈大洋相場の崩落となり、支那側官憲はその維持策に特有の權力を振つたのである。其後民國十九年一月、東省特別區行政長官の名を以て、哈大洋捺印規則により検査捺印した哈大洋票の番號、種類金額を發行機關別に記載して公告したので、之が當時に於ける最も信憑するに足る發行額と目される。之によれば、東三省官銀號一千四百萬元、邊業八百七十萬元、中國三百五十萬元、交通九百萬元、廣信公司二百十萬元で總計三千七百萬元となつてゐる。然るに其後、東省特別區行政長官張景惠氏は銀價暴落と世界的不景氣による北滿特産賣買不振に基く北滿商民の救済的特産買上げ要望に餘儀なくされ東北政務委員會の承認を経て民國二十年（昭和六年）二月遂に哈大洋の増發を決定し、同時に吉林永衡官銀錢號の哈大洋發行權が始めて認められた。

同月の既發行高は東三省官銀號一千五百萬元、邊業九百萬元、中國三百五十萬元、交通九百萬元、黑龍江省官銀號二百五十萬元、合計三千九百萬元であつたが、その増發決定額は夫々五百五十萬元、三百五十萬元、一百萬元、五十萬元、五百五十萬元、及び新に發行權を認められた吉林永衡官銀錢號の五百萬元で合計二千一百萬元で、既發行額及び増發決定額の總計は六千萬元であつた。（發行機關別（省別））

熱河票 熱河票とは熱河興業銀行より發行せられた熱河省固有の紙幣であつた。清末より民國の始めにかけて熱河省には確固たる金融機關がなく、そこに流通する通貨も種々の硬貨、紙幣或は私帖等雜然たるものがあつた。然るに民國五年五月袁世凱の逝去によつて中國、交通兩行の準備の缺乏が暴露され、同年五月十二日モラトリアムの發令となるに及んで、紙幣は忍ち暴落し、之は直ちに熱河經濟界の混亂を惹起して金融恐慌、各種商取引の停頓となるに至つた。茲に於いて熱河總商會は都統に申請して、熱河官銀號及び公益錢局をして紙幣を發行せしめ、之によつて金融梗塞を打開する事を得た。此の時より官銀號及び公益錢局は中國、交通兩行の地盤に於いても勢力を振ふに至り、殊に公益錢局は大いに業績の見るべきものがあつた。此の狀勢に着目した省當局は金融統制と營業擴張に名を藉り、熱河都統の官金を支出して創立された熱河官銀號と、民間紳商の出資により民國二年四月設立された公益錢局の二者を強制的に合併せしめ、在來の錢莊は一切營業を禁止したのである。斯くて民國六年八月一日官商合辦、公稱資本銀一百萬元の株式組織により熱河興業銀行が成立するに至つた。（其の成立の當時は商股七萬元及び官股として舊官銀號資産二八萬二千七百元の現物出資のみであつたが、其の後株式の應募が次第に増加し、遂に官股六十三萬七千一百萬元、商股十三萬元合計七十六萬七千一百萬元に達した）。

而して熱河興業銀行成立當時に於いては舊熱河官銀號及び公益錢局發行に係る大洋票、小洋票及び民間發行の私帖等が流通してゐたのであるが、之等は既に破爛して使用に堪えず、且つ銅幣、制錢の缺乏も甚しかつたので、斯かる市面の需要に應ぜんとして熱河都統より北京財政部に認可を請ひ、民國七年十二月一日始めて小洋票を發行した。その種類は一、二、三、四、五、六、十、二十、三十、五十角の十種で、熱河、赤峰、平泉、圍場の四地名をその地方別に券面に捺印し印刷模様紙質共に良好であつた。此の小洋票を以て、その發行の日より六箇月の期限により舊紙幣の兌換に應じ、其の期限後更に三箇月延期して回収に努め、新小洋票は商民に歓迎せられて圓滑な流通を見てゐたが、その現大洋との換算率は各縣區々であつた爲め、投機の対象となり、小洋票の兌換によつて漁夫の利を占める者があつたので、民國八年十二月以後新一圓、五圓、十圓の三種大洋票を發行するに至り、民國十年初めに於ける兩紙幣發行額は合計百五十萬圓であつたと稱せられる。同十年姜桂題に代つて汲金純が熱河都統の椅子につくに及び、

彼は全省の金融を統制し、各縣の私帖を整理せんとして、十一年四月、期限を附して總額三百萬圓の大洋票を發行した。當時熱河省金庫代理事務は興業銀行のみが之に當り、民國十年より十一年にかけては開魯其他十數箇所に支店を設けて業務を擴張し、十一年末には特別區内は勿論、天津、北京、奉天等省外樞要の地に及んで、其の紙幣の流通範圍は異常に擴大し、又支店網を通じて各地との間に爲替取組が可能となり、熱河興業銀行の金融機關としての體系は漸く整備するに至つた。之に伴つて商民の興業銀行に對する信用もたかまり、預金、貸付等の一般銀行業務に於いても大いに躍進し、小洋票及び大洋票も當初より充分の兌換準備を有してゐたため充分信用を維持して來たが、殊に民國十一年より同十三年頃迄は最も信用良好な時期で、紙幣百圓に對し現大洋百〇五圓乃至百〇八圓といふ驚異的な價值を保ち、興業紙幣の全歴史を通じての黃金時代をなしたもので、紙幣發行高は民國十三年上半期に於いて五百六十萬圓に達したといふ。

然るに民國十三年十日第二奉直戰が勃發して、熱河がその渦中に投ぜられてからは、時の熱察綏巡閱使兼熱河都統王懷慶、檢閱使馮玉祥及び都統代理米振標等が軍費として四百六十餘萬圓を興業より引出した爲め、これより兌換準備は空虚となつて省當局は兌換を停止せしむるの餘儀なきに至り、同時に紙幣は濫發されて、遂に紙幣の信用は全く地に墜ち價值の暴落は收拾すべからざる状態となつた。

是より義民國十一年一月、汲金純が都統であつた時、九年發行の大洋票を色だけ變更し、券面兩側に「此券在奉省分支行兌換奉省通行大洋票」の文字を加印した滙兌券を製造したが、未發行の中に奉直戰が起つて汲金純は退走するに至り、奉天省内の各分行も相踵いで撤回されたので、此の奉天省通用の滙兌券に做つた紙幣も不必要となつた。

而して民國十二年の頃は市面の銅元流通が小洋に比較して圓滑となり、商民の交易には小洋より銅元を使用する方

が便利で、且つ小洋の現貨が缺乏し、興業發行の小洋票の換算率も各縣一致せず甚だ繁瑣に耐えない状態にあつた爲め、興業は銅元十枚票、二十枚票、五十枚票、一百枚票、二百枚票の五種の銅元票を發行して市面の需要に應じた結果、充分の兌換準備を有してゐたので信用厚く、商民の歡迎する處となつた。

民國十三年となつて、既述の如く奉直戰のため王、馮、米等の軍政當局が軍費として大量の紙幣發行を必要としたので、曩に印製して未發行のまま興業倉庫内にあつた、舊版の滙兌券を使用することとし、その券面の「奉」字の上に紅色の「本」字を捺印して大洋票とし、之を盛んに濫發して熱河省内に流通せしめた。斯くの如き紙幣の濫發と準備の缺乏とは必然的に小洋票大洋票銅元票等すべての興業紙幣に對する信用を失墜せしめるに至つた事は既に述べた通りである。次いで民國十四年二月、關朝璽が都統に任命されるや混亂した金融を整理せんとし、先づ省内産業の振興を圖ると共に新一圓、五圓、十圓の三種の滙兌券四百萬圓を發行して熱河と京津間の爲替取組を圓滑ならしめ（熱河省内各地相互間の爲替は手数料其他一切不要とし、京津等の外省向の場合も僅かの割増金を要するのみであつた）、又同年夏興業總管理處の設立と時を同じうして臨時採辦處なるものを創設し、省内の特産物たる阿片を收買して之を京津地方に運銷し、之を爲替金の設定に充て、紙幣價值の維持策としたので、紙幣の増發は依然たるものであつたにも拘はらず（當時の總紙幣發行額は九百萬圓と稱す）、其の價值は日を逐うて上騰し、市面は漸く復興するに至つた。斯くの如く紙幣の信用が恢復するに及び、市面の需要に應ずる爲め同十四年秋民國十二年發行の銅元票の色及び背景を改めて第二次の銅元票を發行した。

然るに同年末郭松齡事件が突發し、政變によつて宋哲元が都統に新任したが、彼は別に西北銀行を組織して興業を顧みなかつた爲め、漸く價值をもち返してゐた興業紙幣はまた復暴落するに至つた。茲に於いて宋哲元も金融整理の

必要を認め、民國十五年二月、第二奉直戰の軍費として支出された四百餘萬圓、關都統が離熱の際拐帶した大洋票五百餘萬圓及び各種貸出金を整理するため舊帳清理處を設置したが、時既に遅く、只、關朝璽が引出した五百萬元の大洋票を廢棄することに成功して幾分紙幣暴落による恐慌を緩和し得たに過ぎずして同年三月には宋哲元は熱河より收退せねばならなかつた。

宋哲元に代つて湯玉麟が入熱した時には遂に興銀紙幣は現大洋との比價を三對一に省令を以つて定められるに至つた程暴落し、更に湯は省金庫の空虛を補ふと稱して直ちに大量の大洋票を發行し、且つ命令を以つて比價を六對一としたので紙幣は益々下落し需用は愈々多量となり、これより民國十六年までの間に大洋票の實價は十五對一、二十對一、四十對一と下り、省令によつて税は専ら現洋を以て支拂ふこととなつて後は、僅か十日間餘の中に市價は急轉直下し、紙幣二百圓を以て現洋一圓、省外に於いては千圓對一圓といふが如き銀紙の開きを見るに至つて紙幣は遂に行使されなくなり、商民が之によつて受けた損害は測り知れないものがあつた。後省當局は二十對一の換算率を以つて四千七百三十二萬九千餘圓を回收して之を燒燬したが、此れが熱河票第一次の廢紙化であつた。(銅元票も發行當時は現銅現對現大洋相場と同じ價格で通用し、初め現大洋一圓につき銅元票一百四十三枚であつたが、後漸次下落して百九十六枚乃至二百枚となり、回收の時は一律に二百四十枚の換算率となつた)

以上の大、小洋票、滙兌券、銅元票を總稱して熱大洋票といひ、其の流通期間は民國七年十二月より民國十八年四月迄の十年五箇月の久しきに及び、其の相場は紙幣百圓につき銀洋一百〇六圓五角(民國十二年)を最高とし、最低は民國十八年最後の回收の時の換算率銀洋一圓につき紙幣二百圓であつたが、之は實際の市場に於いては殆んど無價値となり終つてゐた。

熱河興業銀行は右の熱大洋票の外所謂本鈔なる紙幣を發行した。即ち民國十五年秋、前述の如く熱河票の價値が暴落して收拾すべからざる状態となり、省外向爲替取組は不能となり、市面は信用ある通貨を必要とし、又省當局に於いても大量を需要したので、時の興銀總辦王雲峰氏は省當局の認可を得て一圓、五圓、十圓の三種の銀元票流通券を發行し、紙幣暴落による商民の損害を救はんため、京津に於いて充分に兌換に應ずることとして金融を活潑ならしめその資金には阿片よりの収益を以て之に充てたので漸次信用の恢復に向ひ、民國十六年春には前記銀元票の補助紙幣として一角、二角、五角の三種の銀角票を發行、次いで銀角票の不足を補ふ爲め同年六月一角、二角、五角三種の輔幣流通券を發行し、之等の本鈔は當初商民の歡迎を受けて、その流通額も漸増を辿り、民國十八年には銀角票の需要愈々盛んであつたので更に若干の熱印銀角票を發行した程で、その前年即ち十七年夏湯玉麟が關内に敗走して市面は混亂に陥つたけれども之等の流通券は信用を維持することが出来た事は一に王氏の力によつたのである。民國十八年春には王總辦が辭職して湯佐榮が之に代り、彼は熱大洋の行使を停止して之を整理し、一方省當局の需要に應ずる爲め又復銀元票を發行し、王氏の努力によつて恢復された信用を受けついで、その流通も圓滑に、發行額も増加を見せたが、間もなく天津向の爲替に制限を加へるに及んで遂に其の價値は暴落し、十九年以後は更に收拾すべからざる状態となり、民國二十年三月省當局は現大洋との比價を五對一に公定したが、益々下落し、民國二十年十月遂に之等の流通券を回收するの餘儀なきに至つた。

斯くて民國十五年十月より同二十年十月迄の五箇年間流通した銀元票、銀角票、輔幣銀角票及び熱印銀角票等の所謂本鈔(流通券)も、王總辦在任中の三箇年は順調であつたにも拘らず、湯佐榮が總辦となり僅かに一年間の在任中信用を維持したのみで、其の後は遂に弊紙に歸し、興銀紙幣第二次の廢紙化となつた。

次いで發行されたのは滙兌券であつた。流通券（本鈔）が漸落するに及び豫ねて興銀總辦解起雲氏は現大洋と等價の紙幣を發行して市面の圓滑に資し、同時に省當局の需要に應ぜんと計畫を有してゐたが、遂に民國十九年十二月北京財政部印刷局と相圖つて別に滙兌券（五圓、十圓の二種）二百萬圓、及びその補助貨として輔幣滙兌券（一角、二角五角の三種）五十五萬圓を製造して之を爲替兌換の方法により天津に於いて現洋兌換をなす筈であつたが、前述の如く流通券の惨落を見、その發行を見ずして解起雲氏は總辦の職を退くに至つた。次いで財政廳長姜承業氏が興銀總辦を兼任することとなり、解起雲氏の後を承けて興銀紙幣の整理を最緊要事となし、已むを得ず民國二十年春一圓、五圓、十圓の三種の滙兌券を發行し、その基金には禁煙罰金の収入を以て充てることとした（民國十八年頃は禁煙罰金は興銀紙幣を以て徵集してゐた爲め、紙幣に對する農民の信任が厚かつたが、十九年解氏が總辦に就任するに及び、湯佐榮は紙幣の暴落に藉口して禁煙罰金は全く現大洋による徵收に改めたので、遂に紙幣は大打撃を受けるに至つた。此の時から興銀は省金庫代理にも拘はらず、湯氏の徵收する罰金は別に取扱つた。茲に於いて姜總辦は滙兌券を發行するに當り湯佐榮所收の罰金を興銀の運用に供して貰ふこととなつたのである）。而して此の滙兌券は天津に於いて兌換に應じたので、信用好く維持されて圓滑な流通を見せ、一時市面の經濟と省當局の公用を潤すことが出来、且つ姜總辦は之を濫發することをせず、常に充分の準備額を有してゐたので、紙幣價值は下落せず、經濟界は一時安穩であることを得た。

同二十年秋姜總辦は辭職し、興銀は委員制に改組され委員長に閻延瑞が任ぜられた。彼は又復濫發して全く省當局の御用を勤めたので、此の時既に流通券（本鈔）の流通は見られなくなつて滙兌券のみであつたが、秋季以後禁煙罰金の収入がない爲め、兌換準備は空虚となり、遂に兌換を停止したので紙幣はまたも惨落するに至つた。起えて翌年

春再び天津向爲替を通じて兌換を復活したので、幾分紙幣の價格は保ち直したが、其の夏またも天津向爲替を停止し、又省當局は税金を市價に換算して收めることとしたので忽ち紙幣は暴落し、始め七、八圓對一圓の比價であつたものが、十五、六圓となり、大同二年（民國二十二年）一月頃は遂に五、六十圓を以て一圓に當るが如き状態となつて市面は混亂其の極に達し總辦劉文煥は拱手して爲す所を知らざる有様となつたので同年二月省當局は對現洋比價五十對一とすることを命じた。之が興銀紙幣第三次の廢紙化である。

其の後日滿軍の熱河肅清工作と同時に熱河の金融樹直しが開始され、滿洲中央銀行派遣員によつて五十對一の換算率を以て興銀紙幣を回收し、國幣の普及にとめた結果、全く興銀紙幣は終末を告げたのであるが、その發行期間は民國七年より民國二十二年までの十六箇年に及び、その間全く紙屑同様となつて廢絶するに至つたことは前後三回であつた。

不換紙幣と農民の窮乏 斯くの如く官私立の各銀行は紙幣の濫發を繰返したのであるが、其の發行の方法は極めて巧妙に行はれた。各省官銀號は一般銀行業務の外に附帶事業として種々の業務を兼營し、滿洲の特産物たる大豆、其の他雜穀の賣買、當舖、貿易、油坊、磨坊、燒鍋、航運、電氣業、織物業、林業、鑛業等實に其の業務は廣汎に及んだ。就中大豆の買付の如きは總出廻り額の過半を占め、其の取引が寧ろ主要なる事業となつてゐた。官銀號はその直接間接に支配する特産商が奥地の農村や小市場に於いて大豆其の他の穀物を買占める際に紙幣を發行して之を代金として支拂ひ、買付けた商品は大連等の大市場に賣出され、日本の通貨と換へられて官銀號に返つて来る。張父子の如きは之によつて飛行機、無線電信機、銃砲火藥其の他の武器の購入費、大兵器廠の建造費其他の軍事費に之を充當した。一方不換紙幣を受け取つた農民は、之で日用品を購めんとすれば、何時の間にか紙幣の相場は暴落して一片の

紙屑に等しく爲めに甚しい損失を餘儀なくされた。紙幣價値の暴落については、極刑を以つて、或は物價の強制的引下によつて又は市場相場による一時的兌換により、或は民國十五年（一九二六年）五月には東三省金融整理條例を發布して公債應募を強制する等政府のあらゆる方策も何等効果を奏せず、奉天票は一時其の發行高十五億元に達したがその市價は七十分の一に低落し、又吉林及び江省官帖の如きは約二百億吊の總發行高に對し市價は百分の一乃至千分の一に暴落した。斯くの如き暴落は農民の一年間の勞苦を水泡に歸せしめ、官銀號は暴落紙幣を低廉に買ひ取つて巨利を占め、軍閥は其の私腹を益々肥し得たのである。

第五節 外國通貨の流通沿革

以上は滿洲國建國前に於ける滿洲通貨の沿革であるが、之等雜多な支那側發行のもの以外に今尙ほ使用されてゐる朝鮮銀行券（金票）をはじめ其他の外國通貨が混在して特殊の流通券を有つてゐた。

露國が光緒二十六年（一八九六年）のカシニ條約によつて北滿進出を企てその中心地として哈爾濱の建設に着手した頃から、革命を経てケレンスキー内閣の末期迄は北滿の財界は殆んど露國通貨の獨占時代であつた。日露戦争後哈爾濱は經濟都市として漸次發展し、各國人の事業に投資するもの續出して北支の支那商人も同市傳家甸に蟄集するに至つた。滿洲特産が世界市場に登場してからは哈爾濱の特産取引も盛んとなり、從來露清銀行が唯一の金融機關として存在してゐたのみであつたが、光緒三十四年（一九〇八年）同市露國商工業者の合資にて第一借款銀行が設立され、次いで第二、第三借款銀行の設立を見るに至り、支那街傳家甸には中國、交通兩銀行、吉林永衡官銀錢號、黑龍江官銀號、廣信公司等の支店、出張所が設けられ、支那通貨も追々流通するに至つた。然し諸物價の建値、東支鐵

道運賃、納税、賃銀等總て露貨本位であつたので北滿一帯にはロマノフ紙幣、金貨留、補助貨等が依然として流通を續け、官帖、小洋錢、銅錢等は僅に傳家甸の一部商人、錢舖間に地方通貨と交換の爲め使用されたに過ぎない。

一方日本横濱正金銀行は明治三十三年（一九〇〇年）一月始めて滿洲に進出し、牛莊に支店を開設した。翌年九月同行は定款を改正し、「海外に於いて營業上必要又は便宜を認むるときは支店出張所をして請求次第持參人拂の手形を發行すること」と規定し、明治三十五年一月より同支店に於いても之を發行し來つた。當時滿洲は露貨の流通大なるものがあつたが、三十七年（一九〇四年）日露開戦と共に日本政府は軍費支辨の爲め舊日本一圓銀貨を兌換基礎とする一億九千萬圓の軍用手票（十錢、二十錢、五十錢、一圓、五圓、十圓の六種）を發行し、滿鐵沿線一圓に其の流通を見るに至つた。此の情勢は日本側の金融機關充實の機運を促し、同年八月には大連に、翌年五月には奉天に正金銀行支店の設置を見た。戦争終了後日本政府は軍票整理のため三十八年十二月同行に一覽拂手形の發行を認可し、之を一般に普及せしめて軍票に代らしめんとした。更に軍票回數の徹底化のため三十九年九月十五日、勅令第二百四十七號を以つて同行に對し舊日本一圓銀貨を兌換基礎とする強制通用力ある銀券の發行權を與へ、銀券を以つて軍票一覽拂手形並に圓銀を統一整理せしめんとした。斯くして正金銀行は滿洲に於ける日本代表機關としての名實を備へる爲め旅順、遼陽、鐵嶺、安東、長春、哈爾濱等に支店を順次増設し、其の發行紙幣は東三省各地に於いて頗る圓滑に流通した。

正金銀行の銀本位制採用は軍票整理の目的の外に、銀の使用に慣れた支那人間に日本通貨を流通せしめんとする政策も含まれてゐたのであるが、後半の目的は達成せられるに至らなかつたのみならず、明治四十年の銀塊相場暴落は鈔票の金に對する比價を屢々變動せしめ、滿洲に於ける資本投下は著しく危險視され取扱上に於ても甚しき不便と弊

害を生ずるに至つた。同年四月先づ關東都督府はその收支を金勘定に改め、五月には在留日本軍人俸給が金券となり、十月には滿鐵の運賃其他の料金は金建に變更され、日本銀行兌換券及びその補助貨に對する需要は遂に正金銀行をして金勘定の預金及び爲替業務をも取扱はしむるに至つた。其後滿鐵の經營進捗、日本人の増加と共に資金の必要は益々増大し、且つ正金銀行の銀券による滿洲通貨統制の意圖も好成绩を擧げること出来なかつたので、大正二年（一九一三年）七月勅令第二百五十號を以つて向ふ五箇年を限り従前の圓銀兌換券の外新に金貨又は日本銀行兌換券を以つて兌換基礎とする銀行券の發行を許可し、滿洲、支那に於いて無制限通用力を附與し、併せて不動産に關する銀行業務も行ひ得ることとした。その金券の種類は一圓、五圓、十圓の三種で、其の發行高に對しては常に同額の準備を保有することゝ定めて、之を南滿一帶に流通せしめた。

他方安奉線鐵道の開通、鴨綠江架橋の落成、國境關稅の低減等によつて促進された滿鮮經濟關係の緊密化に伴ひ明治四十二年（一九〇九年）十一月韓國銀行（明治四十四年朝鮮銀行と改稱）は第一銀行より引繼いで安東出張所を設けたが、折柄の資金需要の趨勢は同行の滿洲進出に好機を與へ、大正二年先づ奉天支店を設け、續いて大連、長春に支店出張所を開設した爲め同行銀行券も滿洲に流通を見るに至つた。

斯くて滿洲に於ける外國通貨は露貨の流通以外に南滿には日本銀行兌換券、同補助貨、正金銀行銀券、同金券、朝鮮銀行金券等雜然として複雑を極めた。其の後歐洲大戰に露國が参加するに及んで財政困難の結果準備なくして濫發された露國紙幣は漸次下落の歩調を採り、金留は其の姿をかくし、大正六年（一九一七年）三月革命の勃發後は遂に露國紙幣は廢紙に歸した。ロマノフ紙幣に次いでケレンスキー紙幣が北滿に現はれたが、之もレーニン政府出現と共に其の價値を失ひ大正十年（一九二一年）頃からソウエツトの國立銀行發行のチュエルウオネツツ紙幣及び補助貨を北

滿に流通せしめんとしたが之は哈爾濱の露人間に僅かの流通をなしたに止つた。

その間日本側の文化的施設の進捗、輸出入貿易の著しい進展は正金銀行をして、その本來の業務たる爲替取引及び貿易金融の外に金票發行事務、國庫事務、不動産に關する業務等を行はしめる事を許さなくなつた。折柄前記の如く朝鮮銀行の滿洲進出があり又植民地金融機關たる東洋拓殖會社の發展を見るに至つたので、日本政府は茲に於いて滿洲に於ける特殊金融機關を統一し、日本の滿蒙經濟方針を根本的に確立せんとし、大正六年（一九一七年）十一月勅令第三百十七號を以つて先づ金券を朝鮮銀行に統一して該金券に對し關東州及び滿鐵附屬地に於ける強制通用力を與へ、同時に勅令第二百十八號を以つて十二月一日以降正金銀行の金券發行權を除いて銀券の發行のみに止め、該銀券は單に特産物取引の仲介物として流通せしむることゝなつた。更に大正七年（一九一八年）一月一日より滿洲に於ける日本の國庫事務は朝鮮銀行をして取扱はしむるに至り、其の結果正金銀行は鐵嶺、安東、旅順、遼陽の各支店を朝鮮銀行に譲り大連、牛莊、奉天、開原、長春、哈爾濱の六支店に止め、朝鮮銀行は大連、旅順、營口、遼陽、奉天、奉天新市街、鐵嶺、開原、四平街、鄭家屯、長春、吉林、安東、龍井村、哈爾濱、傅家甸に支店出張所を増設するに至つた（吉林、鄭家屯、四平街は大正十四年廢止）。又東洋拓殖會社も正金銀行の不動産業務を承繼し、大正六年に大連及び奉天支店を開設し、八年には更に哈爾濱に支店を設けた。

斯くて滿洲に於ける金票と銀票との法制上の位置は確然として樹立され、日本の滿洲通貨政策は金本位制となり、官廳、滿鐵等の援助によつて朝鮮銀行の金票は漸次流通範圍を擴大したが、古くより銀使用に慣らされた支那人は正金銀行鈔票を多く歡迎し、大連、長春、開原等の特産取引は孰れも銀建を以て行はれた。大正十年（一九二一年）四月關東廳は告示第三十三號を以て「大連取引所に於て賣買取引に用ゆる建値は大正十年十月十四日以後愛渡しの取引

より金建とす」と發表したが、此の突然の建値變更は滿洲財界に極度の動盪を與へ、支那商人及び文那人と取引關係を有する日本商人の猛烈なる反對を受けた爲め、十二年（一九二三年）金銀兩建とすることに定め、取引上便宜とされる銀建が復活して事實上金建取引は行はれなかつた。斯くの如くして正金銀行銀票即ち鈔票は騰落定めなき種々の滿洲在來の不換紙幣の中にあつて唯一の確實なる通貨としてその特産取引に於ける勢力は確然として維持され、金本位統一の理想も遂に達せられなかつた。

第六節 關東州に於ける小洋錢

流通沿革 小洋錢は所謂銀角の通稱で、又洋角、角子、毫子、毫洋等の名を以つても呼ばれ、銀元（大洋錢）の補助貨として光緒十六年（一八九〇）廣東省に於いて最初の鑄造を見たものである。滿洲に於ける廣東省造小洋錢の流通は西紀一八九八、九年頃以來で其の後湖北、直隸等からも營口を經由して流入するに至つた。次いで光緒二十七年（一九〇三）には吉林省に於いて、同三十一年には奉天省に於いて銀元の開鑄を見、一九一〇年頃迄は奉天、吉林省鑄造のものと廣東、湖北等のものとが相並んで流通し、奉天省の諸取引に於ける小洋錢の重要さが漸次増大するに至つた。

而して小洋錢の品位量目は光緒十六年の上諭によつて左の如く規定されてゐた。

五角	重量	庫平	三錢六分	品位	八六〇	純銀量	一・五四八三九
二角	同	同	一錢四分四厘	同	八二〇	同	四・四〇四五〇
一角	同	同	七分二厘	同	同	同	二・二〇二二五

五分	同	同	三分六厘	同	同	同	一・一〇二二二
----	---	---	------	---	---	---	---------

然し乍ら此の規定は實際に於いて行はれず、各省共品位量目の一定しない小洋錢が鑄造され、その發行によつて私利を貪らんとする目的のため品質粗悪なものがあらはれ、更に模造さへ行はれるに至つて、遂には銀元と銀角との間に存在すべき十進法の聯繫は全く斷たれ、前者は大洋錢、後者は小洋錢の名を以つて夫々獨立の貨幣と化したのである。之等惡貨の中廣東、湖北二省鑄造のものは大體に於いて法定の品位量目を有してゐたが、奉天省の鑄造のものは品質劣等、重量も庫平と明記しながら事實は濰平（濰平百兩は營口平九九兩八〇）の同量を有するに過ぎず、又之より曩奉天省に於いて紙幣の發行があつて漸次良貨を驅逐し一九一〇年以後は品位八〇〇として鑄造された二角銀貨のみが流通するに至つた。其後當然の結果として劣悪なものが濫鑄された爲め市場は甚しく混亂を來し、遂に奉天、營口等に於いて洋錢兌換問題を惹起し、一面歐洲戰亂の結果、銀價日々に昂騰して海外或は南支那方面に盛んに流出し市場の流通高は次第に減少するに至つた。

大正六年以來奉天省の各地税關は銀貨、銀塊の海外輸出を禁止したが、關東州内に於いては小洋票の流通を許さず、而も油坊業者の苦力賃銀はすべて小洋硬貨を以つて支拂ふため常に小銀貨の需要が多く、營口市場より絶えず大連に流入し、更に大連より安東縣への沿岸傳ひに限り小洋錢を以つて取引する商慣習を嚴守した爲め僅かに此の方面に限りその流通を見たが、一般的には依然として流出が多く、其後は省外よりの逆輸入を除いては補充困難となつた。奉天省銀元局は光緒三十一年に開鑄して民國六年末停止し、吉林銀元局は光緒二十七年開鑄して同三十三年停止したが、兩省銀元局の銀元及び銀角發行額は次の如くであつた。

幣別	奉天省	吉林省
----	-----	-----

一元	一一、七〇九、二五九枚	四、七三四、七一七枚
五角	—	一一、七一九、五五三枚
二角	二四九、二二九、九二二枚	二二、五〇八、五六一枚
一角	一、〇七八、四五〇枚	九五三、八七五枚

斯くして滿洲各地より關東州内に流入して來た小洋錢は州内及び沿岸地方に於ける滿洲人間の本位貨幣として鮮銀券及び正金の鈔票に對抗して相當の潛勢力を保持し、大正十五年頃迄の流通額は五百萬元内外と稱せられてゐた。而して大正十一年頃は大體に於いて滿洲鑄造のものを以つて統一されてゐたが、其の後打續く支那内亂のため各省軍閥が多額の軍需金を必要とするに至つた結果、其の鑄造利益を得る目的で各省競つて品質劣悪なものを鑄造して之を市場に送つた爲め州内に於いても亦金融の混亂を來した。即ち民國八年以後の廣東省鑄造に係るものは滿洲鑄造のものに比して著しく品質が粗悪で、勢ひ州内に於いて兩者の間に値開を生じ、廣東省造のものを上海其他南支方面より州内に持つて來るときは百元につき多きは十二元少くも一元五十仙の値開を得るに至り、爾來州内への流入は益々旺盛となつた。従つて取引上常に紛擾を惹起するに至つたので大正十二年末大連市中の錢業者が相會して爾後兩者半々宛を取混せて日常の受授を爲すことを原則とする旨申合はせた。然し乍ら廣東省造小洋錢の流入は益々増加し、一方滿洲鑄造のものは煙台方面或は安東縣大孤山方面に流れて、改鑄されたり或は利鞘取りの目的に使用されて右の申合せは實際に於いて實行されず、その流通は愈々圓滑を缺くに至つた。

而して等しく廣東省造の中にも民國十一年鑄造のもの、中優劣二種があり、更に從來最も欣ばれてゐた同九年度鑄造のものにも劣悪なる品質のものが見出され、又十三年末に於ける大連市中流通高は滿洲鑄造のもの僅に二〇%に過

ぎず、他は民國十一年以前の廣東省造七〇%と新廣東もの一〇%といふ如き在貨状態となり、此の儘放任するときには良貨は漸次驅逐さるゝは勿論、從來の貸借關係に於いて何れを以つて決済するか、又從來すべて滿洲鑄造のものを以つて其の資本としてゐるものを今直ちに之が變革を行ふときは現實に資本の減少となり、既に流入してゐる惡貨を如何に使ふかにつき當業者は全く其の處置に當惑したが、流通状態は前述の如くで、最早半々取混ぜ使用の原則は到底實行不可能となつた爲め、大正十三年（民國十三年）末更に、爾後は全部廣東省造を以つて流通々貨と認め併せて新廣東省ものたる惡貨の流入を杜絶せしめることを申合せ、越えて同十四年四月大連華商公議會は臨時總會を開き、右廣東錢中華民國十一年以前鑄造のもの、みを以つて通貨とし十二年以降のものは絶對通用禁止を規約し、同時に税關に向つても絶對に之等惡貨の流入を取縮られ度き旨懇請するところがあつた。

斯くて小洋錢は關東州内の滿洲人間に於ける普通取引の本位通貨として流通し、大正十五年頃の流通額は州内二百萬元、大連市内のみで三十萬元内外と稱せられてゐた。然し乍ら其の保管の安全と金融の調節を圖るべき中心機關が無く、然も前記の如くその流通状態は混亂を極め、一方金券、鈔票等の確實なる貨幣の授受が欣ばれ、且つ各省造幣局に於ける鑄造が漸次衰へて、民國十一年十月には州内流通の廣東錢の鑄造所たる廣東造幣局が閉鎖され、同十二年六月には南京、杭州等の造幣中止によつて其後は累年流通量の減少を見るに至つたのであるが、支那人の保守的特質と自國貨幣なる一種の誇りから、又その間一種の物品として射利の目的物として取扱ふものがある爲め依然として其の潛勢力を保持し、州内滿洲人の大半は小洋錢を以つて日常取引の主要なる通貨として今日に及んだのである。

小洋錢相場の推移 小洋錢が銀硬貨である以上その相場は銀塊相場の變動によつて大勢を制せられることは勿論であり、更に需要の繁閑に追従する。而して後者による相場の動きは州内の物資たる山藪、落花生、青豆等の出廻時期

即ち秋冬の交舊歴九月より翌年正月頃迄の五箇月間には通貨は問屋の手を離れて廣く各地方に分布する爲め市場の流通は著しく減少し小洋錢は之に伴つて騰貴するを例とするが、春夏の候となれば一旦地方に分布した貨幣は更に市場に集中するに至り、従つて小洋錢の供給は需要を超越する爲め下落することゝなる。之は毎年の常態的動きであるが、此の外銀價によつて其の相場は左右される。

即ち大正六年頃より同十四年までは大體に於いて小洋錢は金票より高かつたが昭和年間になつてからはずつと金票より安値を續け、昭和九年秋のアメリカ銀吊上政策に影響されてまた小洋錢相場は昂騰するに至つた。近年に於ける小洋錢相場の動きを表示すれば第一表の如くである。

第一表は小洋錢相場が最近數年間に於いて如何に昂騰し來つたかを語つてゐる。即ち鈔票對小洋錢相場については、鈔票が銀系通貨である爲めさしたる變動は無いが、金票對小洋錢相場に於いては激しい動きを見せ、昭和九年十二月には金票百圓に對する百元の關門を割つて依然として九四元四五に昂騰した。此の高値相場は其後も低落する傾きはなく、舊正後夏枯期にかけては通例季節的に低落するのであるが、米國の銀政策の強化は小洋錢の在高を益々減少せしめ、その相場は昂騰する一方で、昭和十年五月の對金票相場は前年同月に比して約五、六十元の變動を見せ、最高一三五元四〇、最低一二四元八五にまでなつた。斯る相場の激騰は財界を混亂に陥れること勿論で、茲に關東州内小洋錢禁止の聲が一時に叫ばれるに至つたのである。

州内小洋錢の流通禁止 關東州内の小洋錢は從來に於いても日本政府によつて正式に通貨として流通せしめてゐたものではなく、之を禁止することによつて長い間の滿人の舊慣を破ることは州内經濟に大きな影響を與へる虞れがあり又從來小洋錢の流通がさして財界に惡結果を與へなかつた爲めに放任されてゐたのである。而して州内の物産たる

大連鈔票取引小洋錢相場表 【第一表】

年	月	對鈔票百圓(現物公定)		對金票百圓(裁定)	
		最高	最低	最高	最低
昭和6年		121.70	106.20	237.40	153.40
昭和7年		137.30	112.20	181.10	116.10
昭和8年	1月	129.75	126.65	131.25	127.05
	2月	132.15	128.00	132.90	124.90
	3月	135.65	129.95	136.05	127.60
	4月	142.80	135.25	142.60	136.30
	5月	144.40	139.70	135.75	131.45
	6月	140.05	134.95	132.05	127.85
	7月	134.85	133.35	130.05	126.75
	8月	137.95	134.45	128.40	125.00
	9月	138.35	136.50	124.60	121.35
	10月	137.80	136.90	125.70	121.80
	11月	136.95	135.10	122.75	120.10
	12月	138.55	135.60	123.35	120.80
昭和9年	1月	133.75	137.25	119.50	115.85
	2月	141.30	133.85	117.75	113.85
	3月	143.05	141.45	120.25	116.65
	4月	144.95	142.60	129.80	119.50
	5月	142.90	139.90	134.00	125.30
	6月	140.35	139.75	126.65	120.50
	7月	140.50	136.40	121.60	119.20
	8月	137.80	135.10	118.90	111.95
	9月	137.50	136.35	112.95	108.05
	10月	138.60	136.50	113.35	101.65
	11月	137.15	121.65	113.70	102.30
	12月	124.05	113.85	104.15	96.10
昭和10年	1月	124.10	104.60	98.55	86.05
	2月	131.75	116.10	104.15	94.25
	3月	135.25	132.50	101.25	96.45
	4月	133.95	114.20	100.45	84.65
	5月	117.30	102.75	87.05	78.00
	6月	109.35	103.95	86.45	81.10
	7月	108.35	104.95	85.60	83.30
	8月	106.70	103.60	84.75	82.40
	9月	110.80	105.70	83.75	79.00
	10月	109.70	92.30	88.45	79.35
	11月	96.05	93.55	87.75	83.15
	12月	102.20	94.75	102.80	92.20

備考 本表は滿鐵經調「滿洲經濟統計月報」による。

落花生、青豆、山藪等の農産物が悉く小洋錢で取引される外、勞銀の支拂も年額一十萬元にも達すると謂はれ、小洋錢の際限なき昂騰によつて先づ打撃を蒙るものは、多數の滿人勞働者を使用して、多額の勞銀を小洋錢を以つて支拂はねばならない處の工業關係者であつた。

斯くて昭和十年五月頃より州内小洋錢禁止問題が表面化し、大連の主なる工業關係者は福昌華工、滿洲製麻、大日本鹽業、土建協會、滿洲ペイントの五社を委員とし、小洋錢對策協議會の名を以て「我が關東州内に流通せる小洋錢は通貨の統制を紊し爲に企業家の受くる打撃は勿論、在住日滿人の私生活をも脅威すること甚しきものあり、仍てこの際斷乎として其の流通を即時禁止せられんことを懇請す」との請願文を當局に提出した。其の理由書の要點は次の如くである。

- 一、關東州に於ける小洋錢の需要は年々増加する傾向にあるが、之に對する供給は支那政府の銀輸出禁止の諸政策によつて杜絶され、また死藏、鑄潰、流出に基いて愈々益々數量缺乏し、ために相場は著しく昂騰するに至つた。
- 二、右事情のため大連の企業家は支拂買銀率の浮動から企業採算の基調を失ひ、その受くる打撃たるや少からざるものがあり、若しこのままに放任するならば、折角發展しかけた州内産業も萎縮して了ふ他はなく、延いては失業者を續出せしめることとなるであらう。
- 三、更に小洋錢の暴騰は日滿人の日常生活をも脅威するところまで來てゐる。
- 四、小洋錢の數量の増減を経済界の情勢に應じて調節し統制することは不可能であり、且つまた純分の不同、眞偽の不分明、交換授受の不便等々を伴つてゐるため貨幣としての職能を著しく缺いてゐるものと謂はねばならぬ。
- 五、之に加ふるに、その相場は専ら外國の政策と一部奸商の操縦によつて左右され、その都度、企業家の採算、日常私生活を不安定にする事實は到底このまゝに放任することは出来ない。

右の如く工業關係者の積極的な小洋錢禁止運動が開始されると共に大連市商會に於いても小洋錢問題研究委員會が組織され、又大連商會議所及び大連工業會は小洋錢流通の利益、弊害、或はその禁止の可否について民政署長よりの諮問に接し、何れも小洋錢の流通は害あつて利益なく適切なる方法によつて廢止すべきものであることを答申し、遂に昭和十年十二月二十日附勅令を以て關東州に於ける小洋錢禁止に關する件並に關東州及び附屬地金融組合令中改

正の件が公布され、同時に州内に於ける小洋錢買入に關する件及び小洋錢輸入禁止に關する件の關東局令の公布を見、愈々昭和十一年四月一日より關東州に於ける小洋錢の流通は禁止されることとなつた。

而して此の事は當局の聲明が行はれる以前に於いて一般に豫想され、滿人側に於いても從來の通貨に對する概念は可成り是正されて最近の滿人商店中には小洋錢建を廢して金票乃至鈔票建による商内を實行する者が漸次増加し、農民も將來の廢止を見越して賣り急ぎの傾向にあつて大連錢鈔市場の金票對小洋錢現物相場も漸落を辿りつゝあつた折柄、禁止令の發表や最近の銀塊安によつて殆んどパーに接近し、これによつて廢止の難點とされてゐた換算率も滿人に打撃を與へることなく容易に決定することを得るもので、大連の滿商錢舖並に一般滿人經濟界も極めて冷靜な態度を保持し、小洋錢は斯くて何等の波瀾もなく廢止されるに至つた。

關東州に於ける小洋錢通用禁止に關する件 (勅令第三百十三號)

- 第一條 關東州に於ける小洋錢の通用は昭和十一年四月一日以後之を禁止す
- 第二條 政府は前條の期日以後に於て所持者の要求ありたるときは滿洲國駐劄特命全權大使の定むる所に依り小洋錢の買入を爲すべし
- 第三條 昭和十一年三月三十一日以前に成立したる小洋錢を以て表示する債務は朝鮮銀行券又は貨幣法に依る貨幣を以て辨濟することを得但し同年四月一日以後に於ては前記の通貨を以て之を辨濟すべし
- 第四條 大使は本令に定むるものゝ外小洋錢の通用禁止に關し必要な事項を定むることを得

附 則

本令は公布の日より之を施行す

滿洲通貨の沿革

金融組合令中改正の件 (勅令第三百十四號)

六四

關東州及南滿洲鐵道附屬地金融組合令中左の通改正す

第十七條但書を削る

附 則

本令は公布の日より之を施行す

〔參照〕

昭和三年五月二十六日公布勅令第八十九號關東州及南滿洲鐵道附屬地金融組合令抄錄

第十七條 出資一口の金額は十圓以上五十圓以下とし均一に之を定むべし但特別の事由ある金融組合にありては關東州及南滿洲鐵道附屬地に流通する銀貨幣を以て出資の額を定むることを得此の場合に於ては出資一口の金額は十圓以上五十圓以下とし均一に之を定むべし

關東州に於ける小洋錢買入に關する件 (關東局令第七十三號)

第一條 昭和十年勅令第三百號第三十二條の規定による小洋錢の買入は別に指定する會、金融組合及び銀行をしてこれを行はしむ、前項の會、金融組合及び銀行に對しては別に定むる買入手數料を交附す

第二條 小洋錢の買入期間は昭和十一年四月一日より同年六月三十日までとす

第三條 買入るべき小洋錢の品位量目及び買入價格は別に之を告示す

附 則

本令は公布の日より之を施行す

小洋錢輸入禁止に關する件 (國庫局令第七十四號)

第一條 關東州に小洋錢を輸入しまたはその準備をなすことはこれを禁す

第二條 前條の規定に違反したる者は一年以上の懲役若しくは禁錮、二百圓以下の罰金または拘留、若しくは科料に處す

第三條 法人の代表者または法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人または人の任務に關して第一條の違反行爲をなしたる時は行爲者を罰するの外その法人または人に對しまた前條罰金刑を課す

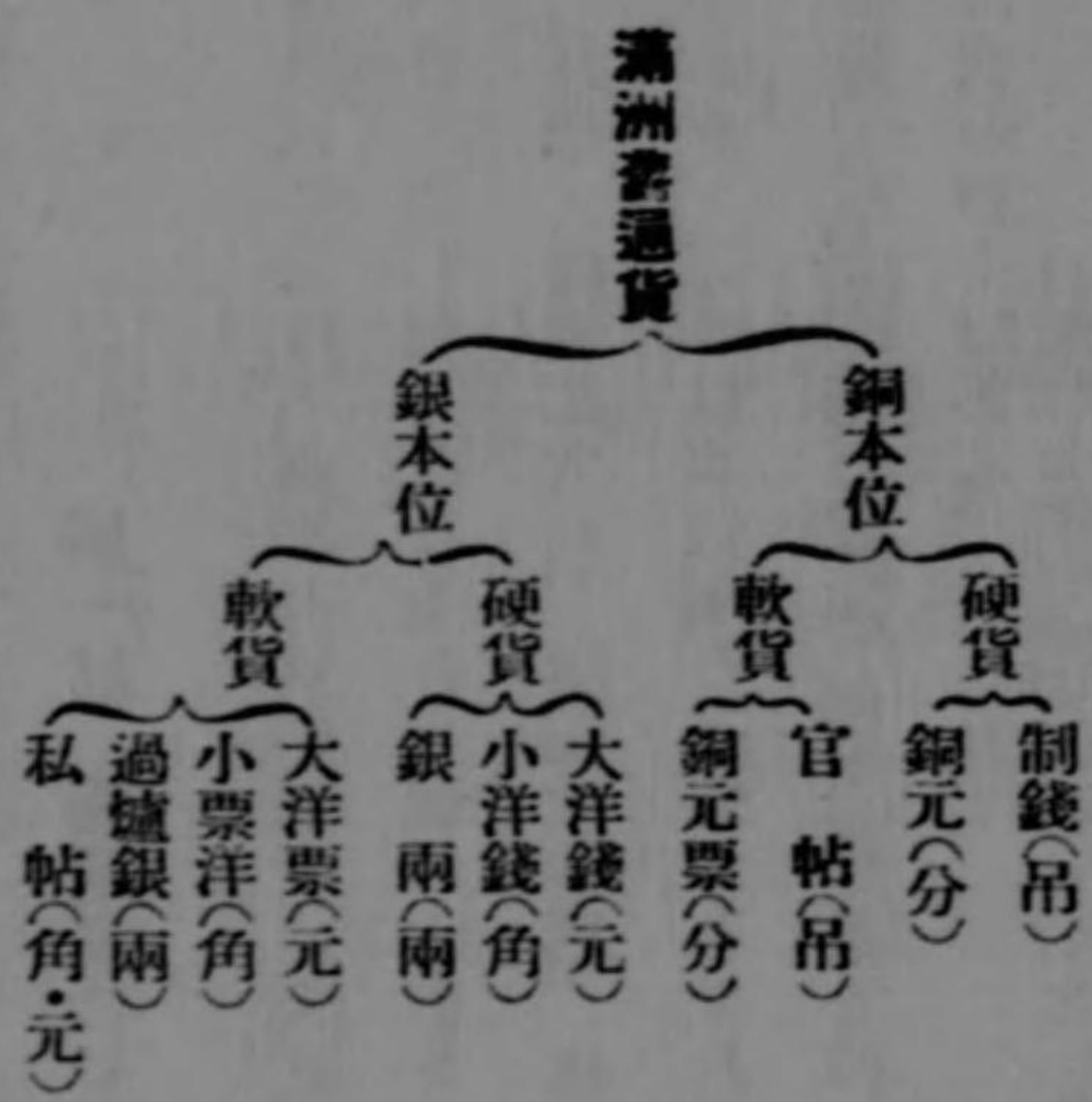
附 則

本令は公布の日より之を施行す

第二章 建國當時の舊通貨と流通高

第一節 舊通貨の分類

舊政權時代に於ける滿洲の貨幣制度は紊亂其の極に達し各地方には各種名様の通貨が複雑不統一な流通を見せてゐたことは既に述べたところであるが、いまその種類を見るに各種銅元、奉天票、現大洋票、吉林官帖、永衡大洋票、哈爾濱大洋票、黑龍江官帖、廣信大洋票、黑龍江省四釐債券、熱河票、鎮平銀、過爐銀、大洋錢、小洋錢、私帖、救濟券等があり、之等は本位制の系統から見れば銀、銅の二種で、性質上よりは各硬貨と軟貨とに別れる。而して銀本位は又銀錠(馬蹄銀)系と銀元(圓銀貨)系とがあり、銀元系は更に大洋錢及び小洋錢の二系統に分たれる。即ち之を表示すれば次の如くである。



制錢及び銅元 之は元來穴明き銅錢で、奉天省では一六〇箇、吉林省及び黑龍江省に於いては五〇〇箇を以つて一吊文としたが、近來は只吊文なる單位が官帖其他商品建値の單位として使用されたのみで、制錢そのものは流通してゐなかつた。

銅元は通常銅子兒と稱するもので、種類多く、純分や重量等區々であるが、大體品位九五〇位の銅貨である。之には制錢一〇文に相當する一分錢と、二〇文に當る二分錢との二種があつて、滿洲人勞働者の生活に必要な補助貨であつたが、大連、安東等の海港以外の地方では奉天票の跋扈の爲め殆んど驅逐されて終つた。鑄造所は滿洲では奉天及び吉林にあつたが、後者は夙く閉鎖された。

官帖 吉黑兩省に流通した不換紙幣であつて、制錢と同じく吊文建であるが、當初發行の基礎は銀元であつた。此の意味に於いては銀元系紙幣に分類することが出来る。種類は吉林永衡官銀號發行の吉林官帖及び、黑龍江省官銀

號發行の黑龍江官帖の二種である。

吉林官帖 吉林官帖は永衡官銀號より發行せられた不換紙幣である。券面は壹吊、貳吊、參吊、五吊、拾吊、五拾吊、壹百吊の七種であるが、官帖と銀元の公定相場は最初は銀元一元につき二吊二百文であつた(但し其後下落して五百吊以上の相場を示した)。元來吊文とは制錢(穴明き銅錢)に紐を通し五百箇一吊一單位とした處から出た名稱である。吉林官帖は從來吉林省到處一般通貨として流通して來たが價值下落の爲大量取引の行はるゝ哈爾濱、新京等の大都市では哈爾濱大洋票の通貨が流通し來つた。

黑龍江官帖 黑龍江官帖は吉林官帖を模倣して發行された制錢本位の不換紙幣である。發行銀行は黑龍江官銀號(舊廣信公司)である。種類は壹吊、貳吊、參吊、五吊、拾吊、貳拾吊、參拾吊、六拾吊、壹百吊の九種で、黑龍江省一般に流通し一般農民に普及してゐた。同省内の穀物買付には此の紙幣に依るを普通とされてゐた。

黑龍江省四釐債券 黑龍江省官銀號(舊廣信公司)の發行にかゝり、省財政の窮乏を救ふ爲發行された公債が普及して通貨の一部をなしたものである。之は官帖との公定率があつて黑龍江官帖の一部として流通した。額面の種類は壹圓、五圓、拾圓の三種である。

銅元票 銅元の不足を補ふ爲發行された、銅貨を基礎とする兌換券である。奉天省券と黑龍江省券及び熱河省券の三種があつて、補助貨として少額取引に用ゐられた。奉省券は普通奉天票の一部とされ、民國七、八年頃滿洲に於いて制錢、銅元が減少して小口取引に困難を來したため、之を緩和する爲めに公濟平市錢號より發行された銅元票で、その兌換準備は東三省官銀號匯兌券即ち奉天大洋票であつた。熱河省に於いて銅元票が發行された事は熱河票の沿革の項に於いて既に述べた。又吉林永衡官銀號も曾て銅元票を發行したといはれるが、詳細は不明である。

大洋錢及び小洋錢 大洋錢は中華民國々幣條例により品位九〇〇、量目庫平七錢二分即ち六錢四分八厘(三七三・一三三六トログレイン)を以つて一元とすることに規定された圓形一圓銀貨である(尤も若干の半圓大洋錢もある)。種類は袁世凱銀貨、孫逸仙銀貨等が最も多く、其他に純分を異にする數種があつて、普通之等は品位八九〇位、

量目も大抵不足してゐる。

尙墨銀、香港幣、日本舊圓銀の如き國銀貨や大龍元、北洋銀等の清國舊銀貨も略同一銀分を有する爲大洋錢（通稱現大洋）と稱せられ同様に流通した。

大洋錢は滿洲に於て到る處喜んで收受されたが一般には流通しない（大連、四平街、公主嶺の各地に多少流通を見た）多くは銀行商店の準備銀、貯藏用に供せられてゐた。其の流通高竝に貯藏高は推定の方法が無い。只最近五箇年平均年約一千萬海關兩の大洋錢や小洋錢が民國から滿洲に移入されつゝあつたこと及び此の内から苦力が相當多額を民國に持ち歸り、又舊官憲が軍需品代として滿洲外に支拂つてゐたことは事實であらう。

小洋錢は品位八二〇、量目庫平七分二厘即ち純銀五分九厘〇四絲（三三・九九六四二二八トロイグレイン）を以つて一角とすることに中華民國國幣條例によつて定められてゐるが、鑄造廠により一定しない。

當初は大洋錢の補助貨の意味で鑄造されたものであるが純銀分が大洋錢より二割方少い爲相場もそれだけ下落し概して二割方安いのが普通であつた。小洋錢十二角が普通大洋錢一元に相當する。種類は五角、二角、壹角及五分の四種があるが、二角一角ものが多かつた。其の鑄造は多く中、南支那に於て行はれ、滿洲では奉天の造幣廠が之を行つた（大洋錢も鑄造）。小洋錢は關東州内に流通し、安東其他一、二地にも流通した。

銀錠（馬蹄銀） 馬蹄形の鑄銀で其の品位及び重量は不定である。營口に於いては品位九九二の營平銀（純銀五三一・六三トロイグレイン）を標準とし、安東では品位九三五鎮平兩（純銀五二五・五四トロイグレイン）を標準とする。銀錠は安東の鎮平銀の外は多く流通を見なかつた。

鎮平銀 鎮平銀は安東の鎮平と稱する秤器を以て計算し、且つ安東の標準品位に換算して流通した馬蹄銀（銀錠）である。かく安東特有の衡器（鎮平）にて秤られ、且つ安東特有の商慣習に依り計算される地方通貨であるが、由來馬蹄銀の鑄造は普通民營銀錠が自由にて之を行ふから其の品位、重量及形狀が一定しない。従つて流通に際しては一々品位を鑑定し重量を秤る必要がある。即ち馬蹄銀は所謂秤量貨幣である。そこで馬蹄銀の流通する都市に於ては公估局と稱する公認鑑定所があつて、市場で流通すべき馬蹄銀の鑑定證明の刻印をしたのである。即ち他の土地から移入され又は新に鑄造された馬蹄銀は先づ公估局にて品位の鑑定、量目の秤量を行ひ、一定の筆跡を以て之を馬蹄銀の表面に墨を以て記入し、時には鑑定の刻印をする。此の銀の記入を寫碼又は改碼、記入された字を碼字と稱し之を見れば流通價格が判ることになつてゐた。然し實際には受渡に際し又一々之を秤量し改碼後銀分切取等の不正なきや或は碼字が偽物でないかを鑑定するのである。

最近に於て安東には馬蹄銀の鑄造をする銀爐がなかつたから、安東で流通する馬蹄銀は皆上海、天津、芝罘等の他地から移入されたものである。其の通用一兩の純銀分は五二五・五四トロイグレインである。馬蹄銀一塊の重量は大抵五三兩五錢（約五〇〇匁）であるから小口取引には不便である。安東では大豆、豆粕、豆油、柞蠶、木材等の大口取引に此の鎮平銀が使用された。此の場合（一塊五三兩五錢内外）以下端數は小銀貨其他の通貨にて換算して受渡された。流通範圍は殆んど安東市内に限られてゐた様である。

大洋票及び小洋票 大洋票は大洋錢を基礎とする銀行券で、哈爾濱大洋票、江省大洋票、奉天の現大洋票及び熱河興業銀行票は之である。奉天大洋票は純然たる大洋錢本位の銀行券でなく、小洋票本位の滙兌券（爲替券）である。

小洋票は小洋錢を基礎とする銀行券である。舊奉天小洋票は之に屬し、その十二角は奉天大洋票の一元に當る。吉林小洋票も此の系統のものであつたが後には官帖と同じに用ゐられた。

奉天票 奉天票とは奉天省内で發行せられ舊奉天政權の威力下に通用した不換紙幣である。其大部分は東三省官銀號の發行にかゝる滙兌券であつて、其の種類は壹圓券、五圓券、拾圓券、五拾圓券、壹百圓券の五種である。此の外中國銀行奉天支店が發行した壹圓券、五圓券、拾圓券、交通銀行奉天支店が發行した壹圓券、五圓券、拾圓券、拾圓券並に公濟平市錢號發行銅元票、五枚票、拾枚票、貳拾枚票、五拾枚

票壹百枚票の十一種がある。(此の内中國、交通兩行が發行したものは極めて少額である)。單位は圓(元)、角、分であつて、銅元百枚票は小洋勘定一元に當り派分券一圓は小洋勘定一元二角に當る。奉天票は關東州を除く奉天省全般に亘り流通したが、相場下落の爲現大洋票の補助貨として滿洲人間の一般小口取引に使用されてゐた。發行額は總計約十億元と云はれてゐる。

奉天票が初めて發行された當時は小洋錢を基礎とする兌換券であつたが其後の濫發の爲め兌換不能となつたので奉天一二大洋票(之には本位貨を明かにせず小洋票との關係のみを規定した)が發行されて小洋票十二角を以つて大洋票一元に換算して舊小洋票の整理に着手した。其の後更に東三省官銀號は前記派分券を發行して一二大洋票と同一效力を有せしめ、其後小洋票及び大洋票は此の派分券によつて回收されてしまひ滿洲國建國當時流通してゐた奉天票は派分券と其の補助貨としての銅元票のみであつた。

現大洋票 上述奉天票の暴落より一般民衆の厭ふ處となり、従つて貨幣としての機能を漸次失ひ來つたので、之れに代はる兌換券として發行されたのが本券である。

即ち昭和四年五月遼寧四行號聯合發行準備庫暫行章程の發布に續き所謂現大洋票が準備庫を通じて發行された。發行銀行の主なもの東三省官銀號であつて、聯合に加盟の中國、交通兩行も多少發行したが、邊業銀行は加盟せるにも拘らず、準備庫を通じ發行せず、自ら別個に現大洋票を發行した。之は明らかに前記章程の精神に反するものであつた。準備庫の準備が現銀七割、保證三割といふ確實なものであつたのと、一部分の兌換及爲替取扱を行つた爲信用を維持した。後東三省官銀號は準備庫を通さず現大洋票を發行し、此の外各銀行發行の所謂天津票も現大洋の一部と看做されてゐる。種類は銀行が多い爲非常に多く、聯合準備庫發行のものは三銀行號共壹圓、五圓、拾圓の三種であるが、官銀號の單獨發行にかゝるものは壹角、貳角、五角の小額券と壹百圓券もあり、邊業銀行のものには壹圓、五圓、拾圓の外に五拾圓、壹百圓のもの及壹角、貳角、五角の五種があつた。中國交通兩行の天津票は壹圓、五圓、拾圓の三種である。現大洋票は奉天省に於て廣く流通し一般に法貨と看做されてゐた。單位は十進にて圓、角、分である。

江省大洋票 黑龍江省官銀號では廣信公司時代より官帖の外に大洋票を發行し省内に流通せしめてゐたが之を通稱廣信大洋票と稱した。同號發行の哈爾濱大洋票と同形式のもので只「哈爾濱」の加印なきものである。省内では多くは徵稅其他の財政收支に用ゐられ、江省内の哈

大洋としての利用も増加しつゝあつた。額面の種類は壹角、貳角、壹圓、五圓、拾圓の五種である。

吉林大洋票(永衡大小洋票) 吉林永衡官銀號では官帖の外に永衡大洋票及同小洋票を發行してゐる。前者の種類は壹圓・五圓・拾圓の三種後者は壹角、貳角、五角、一圓、五圓、拾圓、五拾圓の七種であつた。前者は主として徵稅其他財政收支に用ゐられ主に吉林、新京等の都市に見られた。永衡小洋票は其の壹角券が吉林官帖一吊に相當し、官帖と同様に用ゐられてゐた。

哈爾濱大洋票 哈爾濱大洋票とは東三省官銀號、邊業銀行、中國銀行、交通銀行、黑龍江省官銀號、吉林永衡官銀號の六銀行號の哈爾濱支店が各發行する壹圓、五圓、拾圓(此の外五分、壹角、貳角、五角の四種がある。但し銀行により發行せざるものもある)の大洋錢本位の兌換券であるが、實際は充分の準備金なく一部爲替兌換をする程度のもので、其の流通區域は哈爾濱市内を主とし、北鐵沿線一帶の都市に亘り新京等にも及んで居り、吉、黑官帖の缺陷を一部補ひ來つたものである。

熱大洋票 舊熱河省政府の機關銀行たる熱河興業銀行が發行した大洋票、小洋票、派分券等である。同行は民國十三年以降法令を以つて紙幣對現銀の比價を公定して價值下落を防止せんとしたこと前後九回に及び又紙幣の種類を變へたこと三回であつた。而して前二回の分は之を廢棄無効としたため地方民の信用は益々衰はれて紙幣の暴落は愈々甚しく、日滿軍の熱河肅清當時は額面の七十分の一内外で流通してゐたものである。

過爐銀 過爐銀とは營口に於ける銀爐が其取引先に對して有する元寶銀單位の貸借に屬する定期勘定であつて通貨と稱するよりも寧ろ銀行事務的のもので、私帖の一種とも見ることが出来る。即ち營口に於ける營平兩銀を基礎とせる振替勘定である。由來營口では流通馬蹄銀を營平銀と稱し、其の通用一兩の純銀分は五三一・六八トロイダインと計算されてゐる。然し馬蹄銀は小口取引に不便であるため取引盛んな營口では多くの商人等は之を銀爐に取扱はしめる爲預金し銀爐は過爐銀支票と稱する一種の小切手を發行した。又改鑄を要するものは預金中にこれが改鑄をなさしめ支拂の爲には銀爐の帳簿上の口座振替により資金の受拂を行はしめる慣習を生じた。此の慣習は當座貸越又は信用

過大の風を生むにいたつた。昭和五年營口全市の貸出總額は一千萬兩の巨額に達したと稱せられてゐる。營口では馬蹄銀が全然姿を没し此の過爐銀は營口の特産及輸入品の大口取引に用ゐられ、上海との爲替取引にも之が専ら用ゐられてゐたのである。過爐銀の相場が下落し現銀と離れ來つた理由は、初めは銀爐の準備銀が少く現銀の引出に猶豫を乞ふか若干の加色(打歩)を請求したことによるが、更らに銀爐が過大授信を行つた結果と見る事が出来る。爐銀は年四回の卯期(三、六、九、十二月の決算)以外は現銀と兌換せず、卯期を繰越す勘定には卯色(利息)を附するのである而して卯期に於ける現銀決済は營平兩を以てせず從來は奉天票、最近では現大洋票によつてゐた。斯く營口特有の金融制度として往時に於ける營口の經濟的發達に貢献する處多大であつた。(過爐銀制度の發生原因については第二〇頁參照)

私帖 私帖とは官憲の公認なく、大商店が自らの信用を基礎として發行した一覽拂手形であつて、帖子とも謂ふ。多くは極めて地方的に流通してゐたものである。私帖は度々法令を以つて流通を禁止せられたが、依然各地に於いて之を見た。小洋錢本位のものが多いが必ずしも一定してゐない。額面も雑多である。

救濟券及び流通券 昭和六年九月滿洲事變以來地方の金融梗塞の結果各縣に於て救濟券、流通券等の名稱を以て地方紙幣が發行され、其の額各縣共五萬元、十萬元、二十萬元乃至五十萬元で平均二十萬元と稱せられ、其の整理の前途について疑念を抱くものも少くなかつた。之は多くは地方商務會、縣金融維持會、縣公署等の公共團體の發行にかゝり、流通區域も限られ、現大洋本位のものが多い。中には全然準備なきもの、不正の存するもの等があり地方民を苦しめつゝあつたものが少なくない。額面は壹角、五角、壹圓、五圓、拾圓等種々あり各縣一定してゐない。紙質は私帖と同様極めて粗惡で支那紙に木版手刷りのものが多い。

第二節 舊通貨の流通高及び地方別用途

滿洲に於ける流通通貨は上述の如く種々雑多で、紙幣のみでも東三省官銀號はじめ各官銀號、公濟平市錢號、邊業銀行、及び遼寧四行號聯合發行準備庫等より發行されたもの十五種類、之を券種別にすれば實に百三十六種類の多數に上つてゐた。而も之等の中現大洋票を除く他の紙幣は殆んどみな舊政權の濫發により暴落に次ぐに暴落を以てしたのである。各省官銀號は全く軍閥の手先機關として無制限に不換紙幣を發行し、他面各地市場を獨占して利益を壟斷した外、各種事業をも兼營して完全なる企業會社の觀を呈し、一般經濟界の發達を阻害すること實に甚大なるものがあつた。

此の外に中國銀行、交通銀行等の支店によつて濫發された紙幣があつて、之等の不換紙幣が滿洲經濟の根基を形成してゐる農民の頭上に如何に大きな鐵槌となつて打ち下されたかは想像に餘りあるものがある。而して舊紙幣の流通高は發行した銀行自身にさへ正確な數字は不明であらうと謂はれてゐるが各行號の發行高を紙幣別に示せば第二表の如くである。

其の他熱河省に流通した熱河興業銀行の所謂熱河票の發行高は一千一百萬元と稱せられ、又滿洲國建國後、一旦滿洲國に参加した馬占山が後叛旗を翻して黑龍江省に於いて暴威を振つた際、その軍資を得るため江省大洋票に準じて發行した約二百萬元の所謂馬大洋票があり、營口には過爐流通し、安東には秤量貨幣たる鎮平銀がある等、その複雑さ、不統一さは到底各種舊貨の流通高を知ることとは不可能であるといはばならぬ。

而していま之等種々雑多なる通貨が地方的に如何なる用途を以つて、如何なる種類のものが流通したかを列記すれば第七十五頁以下の如くである。

幣種別	發行銀行	單位	1927年		1929年		1931年		1932年	
			6月	12月	6月	12月	6月	12月	6月	12月
奉天票	東三省官銀號	千元	399,059	470,052	1,568,208	1,529,799	1,556,616	1,003,675	949,673	—
匯兌	中國銀行奉天支店	同	10,580	10,135	8,412	6,194	2,370	2,028	1,605	1,264
同	交通銀行奉天支店	同	—	11,500	7,762	6,061	2,980	2,560	2,432	2,297
公濟	東三省官銀號	同	54,611	65,626	81,622	80,543	73,985	72,808	68,770	—
小洋	中國銀行奉天支店	同	1,135	1,026	915	901	859	847	741	734
計			547,316	656,678	1,983,793	1,931,911	1,949,206	1,283,577	1,213,966	5,008
現大洋票	東三省官銀號	千元	—	—	1,339	—	29,552	30,347	36,290	—
同	東三省官銀號	同	—	—	2,000	—	8,957	7,553	6,960	—
準備	東三省官銀號	同	—	—	—	200	6,000	4,000	3,475	—
計			—	—	3,339	19,879	1,000	500	—	—
哈爾濱大洋票	東三省官銀號	千元	12,721	15,666	22,907	23,841	14,360	13,487	14,567	—
同	邊業銀行	同	9,441	11,545	12,741	14,617	10,338	11,593	11,842	—
同	中國通商銀行	同	5,041	5,163	3,552	3,558	4,576	3,667	4,473	—
同	吉林永衡官銀號	同	8,027	8,054	8,855	9,639	8,333	9,381	9,960	—
同	吉林永衡官銀號	同	—	—	—	—	4,569	3,532	4,828	—
同	黑龍江省官銀號	同	—	—	—	—	8,000	8,000	7,954	—
計			35,232	40,430	48,456	54,206	50,182	49,660	53,624	—
吉林永衡官銀號		千元	4,659	6,521	7,256	8,726	8,139	8,238	9,065	—
同		同	19,779	16,775	15,054	14,332	14,599	12,157	11,849	—
同		千元	5,862,944	6,249,652	8,094,675	8,366,677	9,341,558	9,680,852	10,310,251	—
同		千元	—	9,860	12,320	12,260	10,545	22,500	16,680	—
同		千吊	—	6,889,012	7,820,422	7,601,322	10,860,038	10,860,138	8,176,574	—
同		同	—	14,250	39,000	39,700	39,955	39,955	34,600	—

備考 1. 本表は滿鐵經綫「滿洲各種貨幣流通額統計表」による。
 2. 現大洋票中各行號發行的天津券は本表に含まれておない。



- (1) 大連
 - 金 票 日本人日常取引、官廳公課金、鐵道運賃、輸入品取引。
 - 鈔 票 支那稅關の納稅、特產物取引。
 - 小洋 錢 滿洲人日常通貨、苦力賃銀、關東州内農作物取引。
 - 銅 元 小洋錢の補助貨。
- (2) 奉天
 - 奉天 票 滿洲人一般通貨。
 - 現大洋 票 滿洲人一般通貨、特產物取引。
 - 金 票 日本人日常通貨、鐵道運賃、輸入品取引、滿洲人貯藏用。
 - 鈔 票 特產物取引、滿洲人蓄積用。
 - 大洋 錢 兩替用、貯藏用。
 - 銅 元 補助貨。
- (3) 安東
 - 鎮平 銀 柞蠶木材特產取引、南支雜貨取引、對南支爲替取組。
 - 大洋 錢 爲替取組送金用。
 - 小洋 錢 滿洲人日常小取引、特產物汽車物取引。
 - 奉天 票 勞銀支拂、奧地特產取引。
 - 現大洋 票 奧地特產取引。
 - 小洋 錢 補助貨。

建國當時の舊通貨と流通高

金 票 日本人日常取引、鐵道運賃、日本雜貨取引。

(4) 營口 奉天 票 特產物取引(馬車物)、滿洲人一般取引。

現大洋 票 特產物取引(馬車物)、過爐銀の決済、滿洲人一般取引。

大洋 錢 稅關稅金、外國人の普通取引、送金用。

過爐 銀 特產物取引(河物、汽車物)、綿絲布支那雜貨取引。

金 票 日本人日常取引、日本輸入品取引、鐵道運賃。

銅 元 補助貨。

鈔 票 爲替資金、特產物買入。

(5) 開原

奉天 票 滿洲人日常取引、特產物取引。

現大洋 票 特產物取引。

大洋 錢 送金用、蓄積用。

小洋 錢 滿洲人日常取引。

銅 元 補助貨。

金 票 日本人日常取引、鐵道運賃、輸入品取引。

鈔 票 特產物取引資金。

(6) 長春(新京)

吉林 官帖 特產物木材支那人一般取引。

元 寶 銀 蓄積、準備金。

奉天 票 投機の目的物。

現大洋 票 同前。

大洋 錢 送金用。

哈爾濱大洋 票 對哈爾濱取引、現銀代用。

鈔 票 日本取引所、特產取引。

金 票 日本人日常取引、鐵道運賃、輸入品取引。

圓 銀 鈔票準備金。

銅 元 官帖補助貨。

(7) 吉林

吉林 官帖 滿洲人一般通貨。

哈爾濱大洋 票 大量商品取引。

吉林永衡大洋 票 公課金、電信料、電燈料、官吏俸給等。

奉天 票 投機物件。

金 票 日本人資金、輸入品取引。

鈔 票 特產物取引資金。

銅 元 補助貨。

(8) 哈爾濱

哈大洋 票 東支鐵道運賃、一般商品取引、特に特產物取引。

金	票	日本人側取引、貿易資金。
奉天	票	投機物件。
大洋	錢	發行準備。
銅	元	補助貨。
(9) 齊々哈爾		
黑龍江官帖		特産物原地取引、其他一般取引。
廣信大洋票		同前
哈爾濱大洋票		特産物輸出取引。
銅	元	補助貨。

第三章 金票と鈔票

第一節 滿洲に於ける外國通貨

滿洲に於ける舊通貨に就いては既に概述したが、その他に、外國通貨の數種が從來此の國に流通し、此の事が亦貨幣制度の複雑さを一層大ならしめてゐることは見逃し得ない點である。

之は大體金本位のものゝと銀本位のものゝが各々鑄貨と軟貨とに分れ、金本位系には鑄貨として日本の補助貨たる銅貨白銅貨及び銀貨があり、軟貨には日本銀行券と朝鮮銀行券の二種が流通し、銀本位系には軟貨として横濱正金銀行大連支店の發行する鈔票がある。此の外に以前流通してゐたが現在殆んど姿を消したものに金本位の留紙幣(チエルオネツと稱するソウエート紙幣で滿洲内には以前より表面流通は禁止されてゐた。純金一一〇九四八トロイグレインを一留とし、其の一〇留を單位とする)、銀本位のものには軍票(圓)と稱する紙幣(日露戰爭當時發行せるもので、從來鈔票の補助貨の役を爲して極めて少額の流通があつた)、鑄貨として舊日本一圓銀貨(品位九〇〇純銀量三七四・四トロイグレイン)及び墨西哥弗(墨西哥政府鑄造、品位九〇二内外、純銀量三七七・二トロイグレイン内外)等があつた。

第二節 金 票

滿洲に於て金票と稱せられるのは主として朝鮮銀行發行の銀行券及極少數の日本銀行券である。滿洲人は鮮銀券を老頭兒票とも稱する。其の本位は金であつて、純金一一・五七四グレインを一圓とするのである。朝鮮銀行券の正貨

準備は日本銀行券、地金銀を以つてするが、保證準備は國債券其他の確實なる證券又は商業手形を以つてする。保證準備發行額は五千萬圓を最高限度とし、此の制限以上に發行する場合は上に述べたと同様の保證準備を要する外に、發行超過額に對し年五分以上の發行税が政府に納められる。朝鮮銀行券の種類は壹圓、五圓、拾圓、百圓の四種である。日本銀行券は日本より滿洲に來る旅客により多少持來られるが、銀行の手を通ると間もなく市場より引上げられる爲多く流通しない。尙日本の補助貨たる五十錢銀貨、五錢、十錢の穴明白銅貨及一錢銅貨は日常取引端數計算に廣く用ゐられてゐる。以上のものを合せて通常金票と謂つてゐる。但し金票の滿洲に於ける流通は關東州、滿鐵附屬地及領事館區域、間島地方、哈爾濱等所謂日本人の勢力地帯に限られてゐたが建國當時より奥地に進出する日本人が非常に多くなつた爲現在では都會地であれば全滿的に通用する。

鮮銀券の發行は昭和八年以來漸次増加し、昭和九年の十二月末に於いては朝鮮銀行開業以來の最高記録を作り、其額は

鮮銀券發行高 (單位千圓) 【第三表】

月(末)	昭和3年	昭和4年	昭和5年	昭和6年	昭和9年	昭和10年
1	112,638	118,541	103,835	82,342	137,574	174,938
2	110,874	106,199	99,925	81,153	134,673	166,263
3	106,206	107,607	95,993	81,867	132,392	161,521
4	106,585	103,439	90,149	80,341	136,795	159,858
5	103,585	90,608	81,852	74,470	125,070	146,719
6	102,352	98,445	82,467	74,065	125,537	147,937
7	91,824	86,821	72,600	69,507	121,143	138,738
8	91,477	87,800	72,251	69,148	125,906	141,948
9	93,655	90,469	72,777	73,275	133,057	154,955
10	99,790	97,903	73,462	76,494	146,599	176,122
11	120,819	115,452	83,550	89,914	172,424	208,246
12	132,444	118,701	99,615	100,909	192,457	220,777

備考 1. 昭和3年より昭和6年までは朝鮮總督府「朝鮮金融事項參考書(昭和8年)」による。
2. 昭和7年及び同8年の分は次表參照
3. 昭和9年及び10年は「朝鮮銀行統計月報」による。

一億九千餘萬圓に達した。最近の毎年毎月末の發行高を第三表について比較すれば其の増加の著しきは一目瞭然たるものがある。而して斯くの如き激増の原因は近年頗る活氣を呈して來た朝鮮經濟界の發展以外に滿洲國經濟建設に於ける日本人及び日本資本の占むる地位の昂揚が齎した鮮銀券の滿洲内流通額の異常な激増によるものと謂はれ、最近鮮内四、滿洲六の割合に於いて流通してゐるものと一部に觀測されてゐるが、一方滿洲中央銀行に於いては、臺灣及び朝鮮の財政貿易状態の比較、鮮内に於ける好景氣の状態、日本内地、朝鮮、臺灣の一人當り紙幣流通高、滿洲内の日本人々口、關東州並に附屬地に於ける滿洲人間の金券流通見込高、在滿朝鮮人及び外人の流通見込高、其他日本軍の滿洲駐屯費、滿鐵、土建界、内外銀行等々の金券取扱

鮮銀券發行高並在滿流通推定額 【第四表】

年月	發行高	發行高に對する在滿流通額の割合	在滿流通額	年月	發行高	發行高に對する在滿流通額の割合	在滿流通額
昭和7年1	91,955	29.86	27,457	昭和8年1	109,368	37.67	41,199
2	81,331	30.11	24,489	2	108,791	37.67	40,981
3	79,035	30.14	23,821	3	107,214	37.11	39,777
4	76,047	30.46	23,156	4	108,043	37.01	39,987
5	69,410	31.67	21,982	5	103,705	37.18	38,578
6	75,159	31.31	23,532	6	109,597	37.08	40,639
7	71,397	30.62	21,855	7	103,113	37.75	38,925
8	76,796	32.85	25,220	8	107,066	37.71	40,364
9	82,253	32.75	26,929	9	115,691	35.82	41,429
10	89,773	34.03	30,549	10	119,188	35.61	42,431
11	109,908	33.42	36,731	11	134,751	34.24	46,152
12	124,622	33.73	34,666	12	148,176	31.92	47,298
平均	85,641	31.82	26,699	平均	114,559	36.33	41,480

備考 滿鐵經濟調査會「滿洲各種紙幣流通額統計表」に據る。推算の方法は(1)朝鮮内諸銀行預金・貸付・手許現金の計、(2)滿洲國內日本側諸銀行の預金・貸付・手許現金の計、(3)滿洲國內滿洲側及外國側諸銀行金勘定預金・貸付・手許現金の計により、以上(1)(2)(3)の總計が(2)及び(3)の合計に對する比率を以て鮮銀券發行高に對する鮮・滿流通額の割合と假定して計算したるものである。

高より推定し、約三千萬圓乃至四千萬圓を以つて鮮銀券の滿洲内流通高であらうと見てゐる。今之等諸説の中何れが妥當であるかは遽に斷定し得ないが、滿鐵經濟調査會の推定によれば、昭和七年の平均在滿流通額は發行高の三二%餘、昭和八年に於いて約三六%となつて、滿洲中央銀行の推定に近い數字が表はれてゐる。(第五表参照) 尙ほ康徳元年(昭和九年)八月十七日實業部大臣の認可を受ける事によつて外國貨幣に據る會社設立を可能とする佈告が發せられて以來鮮銀券の流通額は更に増加したであらうことは否めない。

尙ほ滿洲國通貨の第二次統制として日滿兩當局の協力により鮮銀券は漸次撤收せらるゝこととなり、昭和十年十二月四日滿洲中央銀行と朝鮮銀行との間に業務上の協定も遂げられたから鮮銀券が滿洲内より姿を消すに至るのも只時期の問題のみとなつた。(第四卷第三章「滿洲國通貨の整理」参照)

第三節 鈔票

鈔票は第一章第五節に於いて述べた如く當初日本の舊一圓銀貨(品位九〇〇、重量四一六グレイン)即ち純銀三七・四四グレイン)を兌換準備として横濱正金銀行大連支店に於いて發行された兌換券であつた。同一圓銀貨は明治三十年貨幣法の發布によつて金本位制が確立された結果翌三十一年四月一日限り通用禁止となり、三十四年より名稱を圓銀と改めて清國派遣軍及び臺灣銀行券兌換用に充當せられてゐたのである。次いで三十九年九月軍票を整理するため勅令第二四七號に基いて鈔票が發行され、その兌換準備が圓銀であつた。しかし現在では圓銀の新規鑄造は許されず事實上鈔票は兌換されないもので、唯一種の爲替兌換が行はれるのみである。即ち發券銀行たる正金銀行の要求する相場に從つて上海向爲替(滙申)を買ひ、上海に於いて銀弗を受取り得るに過ぎない。

横濱正金銀行鈔票發行高 【第五表】

月(未)	昭和5年	昭和6年	昭和7年	昭和8年	昭和9年	昭和10年
1	千円 5,772	千円 5,342	千円 15,306	千円 5,392	千円 3,141	千円 3,524
2	7,377	8,693	15,543	5,885	3,131	3,512
3	8,471	10,377	16,054	5,020	3,075	3,064
4	5,455	7,820	16,085	5,094	3,221	3,617
5	5,573	11,130	13,153	4,457	2,962	3,332
6	7,947	13,382	11,998	4,049	2,869	4,105
7	6,302	12,891	6,630	3,660	2,740	3,480
8	4,995	13,586	5,855	3,689	2,637	3,292
9	4,196	13,213	5,107	3,467	2,723	3,249
10	4,093	11,724	5,642	3,334	2,579	3,420
11	3,967	12,481	5,259	3,332	2,867	4,141
12	5,218	14,372	5,617	3,037	3,061	3,405

備考 滿鐵經調「滿洲經濟統計月報」による。

而して其の種類は壹圓、五圓、拾圓及び百圓の四種の外十錢、二十錢の小額券も極めて小額發行されてゐる。流通區域は現在に於ては主として關東州内であつて、州外の流通は極めて尠い。乍併今尙特産物取引等には鈔票建が行はれてゐるのみならず、州外に在つても鈔票建取引(例へば鈔票建預金貸付)が一部に行はれてゐる。その發行高は近年著しく減少しつゝあつて、金票の在滿流通高に比すれば僅少な額に過ぎない。(第五表参照)

第四章 滿洲國の幣制統一

第一節 滿洲中央銀行の設立

舊政權時代に於ける滿洲の幣制が如何に亂雜を極めてゐたか、政府の手先たる各省官銀號より亂發された不換紙幣の暴落が此の國の住民を直接間接窮乏に陥れ、經濟産業の發展は如何に阻害せられたかに就いては第一章及び第二章によつて想像に難くないであらう。而して舊政權も幾度か幣制の整理を企圖しながら遂ひに之を爲し得なかつた。滿洲事變は斯かる時に勃發し、滿洲經濟樹て直しの契機を作つたのである。

滿洲事變は一時的には金融機關の一齊休業と共に滿洲側各通貨の混亂と不安を招來し、奉天現大洋票相場の如きは昭和六年十月八日錦州政府の官邊券新發行の風説によつて硬貨との値額二十五元に及んだ。然し乍ら、袁金凱氏を委員長とする地方維持委員會の東三省官銀號及び邊業銀行再開に關する善後策は奉天財界日滿有力者によつて議せられ、「東三省官銀號管理辦法」十三箇條の決定を見、十月十五日には發券機關の營業再開せられて、現大洋票と現大洋錢との制限兌換を斷行したので銀紙の開きは漸次狭められた。哈爾濱大洋票も九・一八事件によつて低落を續け、十月一日行政長官の金融維持令實施も何等の效なく依然として市面の信用回復されず、錢糧乘替買乃至大洋賣買が盛んに行はれ、哈爾濱並に齊々哈爾濱政情の動盪の増大、黑龍江官銀號の爲替支拂停止等の惡材料によつて十月十二日一氣に二十五圓まで慘落し、二十圓の關門維持も危く見受けられたが、行政長官は應急策として定期市場の立會を停止し、三十圓以下の賣買を嚴禁したので辛くも頽勢を阻止する事が出來た。吉林、長春方面の主要通貨吉林官帖も亦事變による前途懸念に之が受授は嫌惡されて相場は急角度に低落して、かくて諸紙幣の不安に伴ふ滿洲側一般商民の

金融梗塞を救済する爲め縣公署、地方商務會、農會等より救済券、流通券等の地方紙幣が發行され、地方大商店は亦盛んに私帖を濫發した。滿洲中央銀行調査によれば之等私帖類の發行高總計千二百萬圓に達したと謂ふ。

滿洲國建國と共に先づ着手しなければならなかつた事は財政計畫其他凡ゆる經濟建設の根基たる幣制の統一であつた。乃ち大同元年（昭和七年）三月十八日滿洲中央銀行創立委員十名（創立委員長五十嵐保司氏を始め劉橋榮・酒井輝馬・久富治・吳恩培・竹内徳三郎・郭尙文・川上市松・劉世忠・日岡惠二の諸氏外に委員長補佐として難波勝治氏）の任命を見、幣制の整理統一の衝に當らしむべき中央銀行の創立準備を急いだが、建國匆々の混沌たる諸般の事情の中に、本位制度の決定、舊發行銀行の始末、舊紙幣の整理方法等の根本的難問題が横つて、當局並に創立委員の苦心は甚大なるものがあつた。

其後僅か三箇月間に諸般の準備は全く成り、大同元年六月十一日貨幣法（教令第二十五號）、滿洲中央銀行法（教令第二十六號）、組織辦法（教令第二十七號）の公布を見、組織辦法によつて新に五名の創立委員（榮厚・山成喬六・鷲尾磯一・武安福男・關潮洗の五氏）が追加されて、同月十五日愈々滿洲中央銀行は成立し、七月一日開業するに至つた。

而して東三省官銀號吉林永衡官銀錢號、黑龍江省官銀號及び邊業銀行の四行號は何れも從來紙幣の發行を爲し、特に各官銀號は銀行業務以外の各種事業にも従事して、國內經濟機構の大綱を爲してゐたものであるが、政府は前記組織辦法中に舊行號併合に關する必要事項を規定し、之によつて四行號は滿洲中央銀行に合併され、七月一日全國各店一齊に開業した。

尙ほ邊業銀行の不在株主の株券については大同元年四月三十日教令第二十一號を以つて邊業銀行株券管理辦法が公布されて、「邊業銀行

【第六表】 滿洲中央銀行の舊四行號との合併貸借對照表

資 産 之 部		負 債 之 部	
未收資本金	22,500,000.00	資 本 金	30,000,000.00
政府貸上金	73,476,735.19	紙幣發行額	141,562,857.22
定期貸付	37,853,889.51	政府預金	94,964,597.17
當座貸越	19,222,437.85	定期預金	7,024,106.23
附業貸付	49,085,061.16	當座預金	39,927,582.52
割引手形其他	74,561,887.29	別段預金	5,931,384.57
預ヶ金	45,732,946.29	借入金	15,509,747.44
未決算勘定	20,723,824.94	支拂爲替	735,364.63
兌換	1,100,933.91	未決算勘定	80,066,501.62
支拂承諾見返	3,525,809.57	支拂承諾	3,525,809.57
有價證券	16,459,318.95		
地金銀	4,139,559.01		
土地建物等	20,161,138.76		
現金	30,704,408.54		
計	419,247,750.97	計	419,247,950.97

備考 東三省官銀號・吉林永衡官銀錢號・黑龍江省官銀號・邊業銀行の四行號が滿洲中央銀行開業の前日營業締切現在を以て公定率に依り換算したる新貨幣の貸借對照表である。

株券中現に株主權を行使し能はざる株券は政府に於て之を管理し並に其の株主權を代行する事とし又遼寧四行號聯合發行準備庫整理辦法が同日教令第二十二號を以て公布され、(一)同弁法により準備庫を解散し(二)準備庫發行の兌換券中交通、中國兩行の領用したるものは各當該銀行より其の領用金額に準じて東三省官銀號に現金若は東三省官銀號邊業銀行兌換券を以て之を支拂ひ、(三)其の支拂濟の後は、中國、交通兩行の兌換責任は終了し、東三省官銀號が準備庫券に對し發行額全部の兌換義務を負ふ旨規定された。

而して滿洲中央銀行は組織辦法第十二條に基いて開業當初の前記

舊四行號との合併貸借對照表を大同元年十一月二十三日第六表の如く政府公報に發表した。

舊行號より承繼した右の資産負債の内容は組織辦法第十一條の規定に基いて大同二年二月二十二日教令第十號を以て滿洲中央銀行編承資産審定委員會官制の公布を見、國務總理を會長に、熙財政部總長を副總長とする委員會に於ける慎重なる精査の結果缺點額を三千三百萬圓と査定し、同年四月二十六日公布の教令第二十七號、滿洲中央銀行總承虧損補償公債條例によつて同額の補償公債(利率年百分の五、元金償還期限は發行の日より十箇年以内)が滿洲中央銀行に對し交付された。

斯くて滿洲中央銀行は開業と共に最も緊急を要する通貨の統一に着手した。先づ貨幣法に基いて新貨幣を製造し、同時に舊貨幣整理辦法により、舊貨幣の流通期限を二箇年として其の間新貨幣、所謂國幣の流通を圖ると共に舊貨幣の回収に努めた結果、期限満了の昭和十年(康德二年)六月末迄に九七・一七%の回収率を示し、茲に通貨の統一は極めて成功的に完了し、滿洲國諸建設事業のための輝かしい基礎が構築されたのである。次の第二節以下に於いて此の幣制統一の實績に就き記述しよう。(滿洲中央銀行の組織・業務、就いては本書第三編參照)

第二節 新幣制と舊通貨の整理

滿洲國の幣制 滿洲の通貨を金本位にするか、圓本位とするか、或は銀本位とすべきかに就いては種々問題となつた所であるが、大同元年六月公布された貨幣法によつて銀本位紙幣を以て滿洲國の通貨となすことに決定された。然し乍ら銀本位といつても、紙幣に對しては兌換の規定は無く、同貨幣法第二條に於いて純銀の量目二三・九一分(グラム)を以て價格の單位と定めて之を圓とし、本位貨幣を鑄造せず、滿洲中央銀行發行の紙幣を以て法貨とし、準備として銀塊、金塊、確實なる外國通貨、又は外國銀行に對する金銀預金を、發行高の三割以上保有することを必要

としてゐる。而して國內に於いては通貨の發行統制と必要に應ずる銀の賣買により、通貨價值の安定を保持し、外國に對しては爲替の賣買によつて國際的通貨價值を維持してゆく獨特の貨幣制度であつて、銀本位管理通貨制度と稱すべきものである。

計算は十進法で、圓の十分の一を角、百分の一を分、千分の一を厘とし、貨幣の種類は紙幣五種(百圓、十圓、五圓、一圓、五角)、補助貨として白銅貨幣二種(一角、五分)及び青銅貨幣二種(一分、五厘)、合計九種であつて、紙幣は其の額に制限なく法貨として通用せしめ、補助貨は額面の百倍迄を限りて法貨としての通用を認めてゐる。

紙幣及補助貨の發行 十五種の各種舊紙幣は舊貨幣整理辦法及び財政部々令によつて大同元年七月一日より向ふ二箇年間一定の比率

を以て通用を認めらるゝこととなり、滿洲中央銀行が舊行號より繼承した舊紙幣總額は公定率による國幣換算額一億四千二百二十餘萬圓であつて、(第七表)、之が同行開業當初の國幣發行額である。而して舊紙幣は大同元年七月開業以來銳意其の回收に努めた結果漸次回收せられて康徳元年六月限り流通を見ざるに至つた。當初の國幣は日本へ注文した新紙幣の到着する迄舊東三省官銀號現大洋票の未加印券に同行にて臨時加印したる一圓券及び十圓券の二種を發行したが、其後日本内閣印刷局製造の新紙幣が陸續到着し、大同元年九月十日先づ五角券を、同十一月十日より十圓券同十二月二十日より一圓券、大同二年四月十日より百圓券、同六月一日より五圓券を發行した。今や國幣は價值の安定、送金の至便とにより一般商民の絶大なる信用を博し、國內如何なる僻陬の地にも流通するに至つた。今滿洲中央銀行開業以來の毎月末紙幣發行高及び正貨準備額、保證準備額を表示すれば第八表の如くである。

滿洲國幣發行狀況

【第八表】

月別	大同1年(昭和7年)				大同2年(昭和8年)			
	發行額 圓	正貨準備額 圓	同準備率 %	保證準備額 圓	發行額 圓	正貨準備額 圓	同準備率 %	保證準備額 圓
1月末	139,055,877	79,158,142	56.9	59,897,735	154,851,603	87,859,438	56.7	66,992,165
2 "	123,173,053	66,552,719	54.0	56,640,373	146,441,161	83,033,097	56.7	63,408,064
3 "	136,353,347	79,065,676	58.0	57,287,671
4 "	130,091,041	73,621,509	56.6	56,459,532
5 "	124,193,390	73,257,756	59.0	50,935,634
6 "	112,263,519	76,059,565	67.8	36,203,953
7 "	110,365,257	75,356,550	68.3	35,008,716
8 "	107,490,441	71,933,352	66.9	35,557,089

滿洲國の幣制統一

滿洲中央銀行舊紙幣承繼額 (大同1年7月1日) 【第七表】

幣種別	發行銀行	原幣額	國幣換算額
現大洋票	{ 東三省官銀號 邊業銀行 計	36,308,522.89	36,308,522.89
		7,348,757.90	7,348,757.90
		43,657,280.79	43,657,280.79
匯兌券	東三省官銀號	949,673,135.50	18,993,462.71
公濟銅元票	東三省官銀號	68,770,968.55	1,146,182.81
	
哈大洋票	{ 東三省官銀號 邊業銀行 吉林永衡官銀錢號 黑龍江省官銀號 計	14,567,990.82	11,654,392.66
		11,842,003.30	9,473,602.64
		4,828,170.79	3,862,536.63
		7,954,204.20	6,363,363.36
..	..	39,192,369.11	31,353,895.29
吉林官帖	吉林永衡官銀錢號	10,310,251,331.97	20,620,502.66
吉大洋票	"	9,065,488.74	6,973,452.87
吉小洋票	"	11,849,286.00	236,985.72
江省官帖	黑龍江省官銀號	8,176,574,895.00	4,867,008.87
江省大洋票	"	16,680,485.70	11,914,632.64
四盤債券	"	34,600,673.00	2,471,476.64
總計		—	142,234,881.00

備考 本表は滿洲中央銀行發表による。

滿洲國の幣制統一

九〇

月別	康徳1年 (昭和9年)					康徳2年 (昭和10年)				
	發行額 圓	正貨準備額 圓	同準備率 %	保證準備額 圓	合計 圓	發行額 圓	正貨準備額 圓	同準備率 %	保證準備額 圓	合計 圓
9	120,699,836	65,446,749	54.2	55,253,087	108,410,647	69,142,610	63.8	39,268,037		
10	122,509,471	63,929,540	52.2	58,579,930	111,869,568	62,904,601	55.2	48,964,957		
11	132,688,334	70,795,080	53.4	61,893,254	113,653,729	63,033,943	55.5	50,619,785		
12	151,865,393	77,849,097	51.3	74,016,298	129,223,637	67,567,820	52.3	61,655,817		
1月	129,809,868	63,529,237	52.8	61,280,631	172,562,335	81,216,755	47.1	91,345,579		
2	134,027,574	63,687,439	51.2	65,340,134	161,949,780	71,424,597	44.1	90,525,183		
3	125,596,693	68,050,855	54.2	57,545,838	146,913,588	66,430,409	45.2	80,483,179		
4	115,857,923	64,807,891	55.9	51,050,031	131,099,596	60,779,579	46.4	70,320,017		
5	106,145,320	58,409,485	55.0	57,735,855	120,675,939	58,382,948	48.4	62,293,891		
6	100,340,616	59,961,651	59.6	40,579,304	113,692,412	59,595,593	52.4	54,096,819		
7	102,121,255	59,861,651	58.6	42,253,603	114,561,696	62,938,579	54.9	51,623,117		
8	109,311,712	62,130,131	56.8	47,181,580	124,664,528	64,027,161	51.3	60,637,367		
9	114,011,386	64,618,440	56.7	49,392,946	141,945,657	65,460,215	53.8	76,485,442		
10	122,796,905	63,118,734	55.5	54,678,120	155,256,948	69,728,628	51.7	85,528,320		
11	144,145,210	75,482,599	52.4	68,662,610	168,054,130	75,490,409	51.1	92,563,721		
12	168,332,756	74,818,912	44.4	93,513,843	198,939,926	92,230,971	51.6	106,708,955		
1月末	7,000	2,950	...	9,950	9,341,200	720,900	...	10,185,630		
2		
3		
4		
5		
6	125,000	19,450	...	144,450	9,341,200	720,900	...	10,730,480		

月別	康徳2年 (昭和10年)					康徳3年 (昭和11年)				
	發行額 圓	正貨準備額 圓	同準備率 %	保證準備額 圓	合計 圓	發行額 圓	正貨準備額 圓	同準備率 %	保證準備額 圓	合計 圓
7	242,600	23,600	271,200	9,341,200	1,254,400	770,860	114,820	11,481,280
8	248,700	29,050	288,070	9,341,200	1,254,400	963,760	127,570	11,686,930
9	428,800	30,200	475,480	9,341,200	1,254,400	1,093,660	157,620	11,846,880
10	733,800	36,500	786,980	9,341,200	1,254,400	1,273,860	170,320	12,039,780
11	1,250,800	79,000	1,316,480	10,648,200	1,636,400	1,273,860	178,770	13,737,230
12	1,999,800	151,500	2,168,830	12,683,200	1,636,400	1,273,860	178,770	15,772,230
1	13,914,200	1,908,900	17,275,730	170,564,494	98,590,942	71,973,552
2	15,200,200	1,908,900	18,561,730	178,491,494	97,038,824	81,432,667
3	16,380,200	2,222,400	20,055,230
4	16,535,200	2,222,400	20,283,930
5	16,535,200	2,222,400	20,283,930
6	16,535,200	2,222,400	20,283,930
7	16,535,200	2,222,400	20,283,930
8	16,535,200	2,222,400	20,283,930
9	16,535,200	2,222,400	20,283,930
10	16,535,200	2,222,400	20,283,930
11	16,535,200	2,222,400	20,283,930
12	16,535,200	2,222,400	20,283,930

各月の發行高が毎年略同様な曲線を描いて季節的に増減を示してゐるのは滿洲に於ける特殊な事情に基くもので農産物の出廻り關係によつて季節的に高低を示す。即ち農産物の出廻り季節たる十月頃より漸次發行高は増加し、出廻り最盛期たる翌年一、二月頃を最高として再び減少の傾向をとり、夏期八、九月頃を端境として最低を示すのが例である。最近に於ける發行高は著しく増加し、康徳二年十二月末には一億九千八百九十餘萬圓に上り、滿洲中央銀行開業

以來の最高記録を示してゐる。

次に鑄貨の製造及び發行も滿洲中央銀行に於いて發行することが貨幣法によつて定められてゐるが、從來小額取引のための通貨として青銅貨、小額紙幣、銅元票の外、國幣に換算して五角未満の舊紙幣も亦相等流通してゐたので、舊紙幣の回收に伴ふ必然の通貨工作として補助貨の配給を急務とし、奉天大東邊門裡にある舊奉天省造幣廠の土地建物機械等一切を政府より譲受けて白銅貨及青銅貨鑄造の計畫を樹て、大同二年春工場修繕、機械の購入修理其の他諸般の施設を爲し大阪造幣局より技術者を招聘し舊時代の優良職工を採用して日夜交代作業によつて補助貨の鑄造を開始した。白銅貨一角及び一分の總量は五瓦、五分及び五厘は三瓦半で、大同二年五月二十日より白銅貨を、八月一日より青銅貨を發行したが、小額通貨の役目を務めてゐた舊紙幣の回收に伴つて累月鑄貨發行高は急増を示してゐる。而して同銀行は五角券以下に相當する舊紙幣の數量を基準として補助貨の必要量を算定し、各地方の需要に應じて供給し得る用意が出来、配給も圓滑に行はれて舊紙幣回收に因る補助貨の不足を生ずることは全く無かつた。毎月の鑄貨發行高は第八表の如くである。

舊紙幣回收成績 滿洲中央銀行に於いて引繼いだ舊紙幣一億四千二百餘萬圓(第九表)は大同元年六月二十七日教令第三十八號を以つて公布せられた舊貨幣整理辦法によつて、同行開業の大同元年七月一日より二箇年間の期間を限つて通貨として認められたものであるが、之を同期限内に於いて新紙幣に統一するため同行は開業以來舊紙幣の整理に努め期限満了の康徳元年六月末に於いて實に九三・一%の回收率を示し、其の額は一億三千二百三十五萬圓、貨幣史上稀に見る好成绩を収めることが出来た。財政部令第三十五號を以て定められた舊紙幣換算率は第九表に示す如くであるが、之等は孰れも一般民衆の生活を脅威することなき様、當時の舊紙幣の相場に準じて規定された。

舊紙幣換算率

【第九表】

舊發行銀行及紙幣名

紙幣通稱

換算率(新貨幣一圓に對し)

(1) 東三省官銀號發行兌換券(天津券を含まず)	現大洋票	一元
(2) 邊業銀行發行兌換券(天津券を含まず)		
(3) 遼寧四行號聯合發行準備庫發行兌換券	奉天票	五〇元 六〇元
(4) 東三省銀號發行匯兌券		
(5) 公濟平市錢號發行銅元票		
(6) 東三省官銀號發行哈爾濱大洋票	哈爾濱大洋票	一元二五
(7) 吉林永衡官銀號發行哈爾濱大洋票		
(8) 黑龍江省官銀號發行哈爾濱大洋票		
(9) 邊業銀行哈爾濱大洋票		
(10) 吉林永衡官銀號發行官帖	吉林官帖	五〇〇吊
(11) 吉林永衡官銀號發行小洋票	吉林小洋票	五〇元
(12) 吉林永衡官銀號發行大洋票	吉林小洋票	一元三〇
(13) 黑龍江省官銀號發行官帖	黑龍江官帖	一、六八〇吊
(14) 黑龍江省官銀號發行四釐債券	黑龍江銀釐債券	一四元
(15) 黑龍江省官銀號發行大洋票	江省釐洋票	一元四〇

斯くの如く十五種の舊紙幣は之を券種別にして百三十六種、發行券面額は第七表に見らるゝ如く莫大なる額に上

り、その回収整理の困難さは想像に難くないが、各分支行を督勵し或は僻遠の地に於いては出張員を派し又は他店に依頼して交換に應ずる等凡ゆる方法を構じて此の大事業を成功的に遂行した滿洲中央銀行の業績は特筆すべきものがある。而して前記の期限後は舊紙幣は通貨としての資格は消滅したのであるが、尙ほ未回収の分に對しては、所持者の利益を保護するため、更に一箇年の交換期間を設定して引換に應じた結果、期限満了の康德二年六月末迄に九七%一七の回収率となり、破損、紛失等の分を考慮に入られるば殆んど完全に整理は成し遂げられるに至つた。今康德二年六月末の舊紙幣回收成績を表示すれば第十表の如くである。

其他の通貨整理 而して以上十五種の舊紙幣の外に馬

占山が黒河に據つて滿洲國に叛旗を翻した際發行した所謂馬大洋票約二百萬圓があり、熱河省には熱河興業銀行發行の熱河票の流通一千餘萬と稱し、其他各地の紙帖營口の過爐銀、安東の鎮平銀、或は小洋錢等に對する整

舊紙幣回收額 (康德2年6月末現在) 【第十表】

幣種別	舊紙幣承繼額	回收額	回收率 %
現大洋票	43,657,280.79	43,072,575.54	98.66
哈大洋票	31,353,895.29	30,362,197.59	96.84
奉大洋票	18,963,462.71	18,517,177.38	97.49
銅元票	1,146,182.81	554,035.02	48.34
吉林官帖	20,620,502.66	20,022,622.29	97.10
吉林大洋票	6,973,452.87	6,833,846.17	98.86
吉林小洋票	236,985.72	149,313.25	63.01
江省官帖	4,867,008.87	4,628,202.16	95.09
江省大洋票	11,914,632.64	11,604,821.36	97.40
四釐債券	2,471,476.64	2,409,329.51	97.49
總計	142,234,831.60	138,214,120.27	97.17

理が尙ほ滿洲中央銀行に残された困難な事業として存してゐた。

馬大洋票は圓銀兌換を標榜したものであるが、勿論軍費に充てる爲め準備なく發行した不換紙幣である爲、之を強制的に授受せしめられた民衆を救済する意味で滿洲國政府は馬占山の逃亡後滿洲中央銀行に命じて其の整理に當らしめ、國幣一圓に對する換算率を馬大洋票四圓として引換に應じ、僅か一箇月間餘で當時黑龍江省に流通してゐた約百六十萬圓を回收整理した。

熱河票に對しては、大同二年春日滿軍の熱河平定と共に滿洲中央銀行は軍に隨つて金融工作に従事し、政府の命により直ちに熱河興業銀行を監理し、熱河票は當時額面の七十分の一内外に暴落して居たのであるが之を國幣一圓に對し額面五十圓の率を以つて引換を爲し、三月二十日より一箇月の交換期限内に七百六十餘萬圓を回收し、熱河地方は完全に國幣に統一せられに至つた。

私帖の整理は地方的に特殊な事情があつて、大同元年七月五日公布された私帖の發行並に流通禁止の教令によつて直ちに之を整理することは困難であつたが、地方政治工作の進捗と共に政府は康德元年一月より積極的に整理を斷行し、全滿に私帖の流通は跡を絶つに至つた。而して滿洲中央銀行も政府の指示に従つて各地に行員を派して財政部派遣官吏と共同して直接整理事務に従はしめ、地方の事情に應じて必要な資金の貸出しを行ひ整理の促進を圖つた。

過爐銀は營口地方獨特の通貨として過去七十年の歴史を有し、營口繁榮の基礎と稱せられたものであるが、銀爐中の破産者續出のため其の相場は慘落して遂に流通激減金融硬塞の悲惨な状態となつた。茲に於いて政府は大同二年十一月三日斷然過爐銀の發行及び流通を禁止し、其の公定相場を過爐銀四兩に付き國幣一圓と定めて之を佈告した。爾來四箇月其の善後處置を講ずると共に銀爐に代るべき金融機關として營口商業銀行を新設した。當時殘存してゐた銀

爐は四軒で銀爐間の貸借約二千萬兩、その他略ぼ同額の銀爐以外の貸借があつて其の決済は頗る困難であつた。斯くて財政部の指導監督下に營口過爐銀整理委員會が組織せられ、大同三年二月漸く銀爐と取引者間の協定成立し圓滿なる解決を見るに至り、多年問題となつてゐた營口過爐銀制度も茲に全く整理されたのである。

次に鎮平銀も亦安東に於いて數十年の歴史と勢力を有するものであるが、貨幣法によつて大同元年七月一日以降は法律上認められない通貨で、政府は斷然其の流通を禁止することゝなつたが、當局の整理方針に對して地方商民より種々反對の氣勢を擧げ、これが廢止の延期運動等もあつたが、結局財政部當局としては幣制統一の見地より絶對廢止の方策をとることゝなり、康徳元年四月二十日附財政部大臣より佈告を發し、同年九月三十日限り鎮平銀建による取引を禁ずる事となり左記の如き整理要綱を發表した。

- 一、康徳元年十月一日以降鎮平銀建の取引を禁ず。
- 二、鎮平銀の現物（公估局の公認あるもの）は國幣百圓につき七〇・二兩を以て康徳元年十二月三十一日迄滿洲中央銀行に於て之を買上ぐ。
- 三、安東商辦公估局は康徳元年四月三十日限り閉鎖を命ず。

此の佈告に基いて滿洲中央銀行は公定相場を以て鎮平銀の買取りを行ふと同時に市面の維持に努めたため金融上の支障無く諸取引は國幣建により極めて圓滑に行はれて些かも動搖を見なかつた。

現小洋錢は東邊道、安東方面、關東州に補助貨として根強い流通を見せてゐたものであるが、最近の銀貨暴騰と中國政府銀輸出制限の結果小洋錢の暴騰と需給關係の不均衡を來して同地方に於ける取引は圓滑を缺くに至つた。政府は茲に於いて幣制統一の見地より康徳元年十二月二十七日限り其の流通を禁止する事を同月二十日附安東省長佈告を

以て發表したので、滿洲中央銀行は民國以前の現小洋貨百元に對し國幣九十圓の割合を以つて康徳二年二月末を限り買上げを行つた。

尙ほ政府は、國幣の近代國家幣制の特色たる管理通貨としての趣旨を一般民衆に徹底せしめ、且の其の基礎を鞏固ならしむる爲め、從來事實上默認してゐたところの現大洋建取引に關し、康徳二年五月三十日財政部佈告第四號を以て、之を禁止する旨並に現に存する現大洋建の貸借並に預金契約等に關しては、債務者は現大洋と國幣とは等價値である建前の下に一切國幣を以て之が履行を爲すべく、此の場合債権者は債務者に對し現大洋又は現大洋建を以て支拂を強要することを得ざる旨を發令した。尙ほ右に關聯して政府は曩に現大洋の輸出入を禁止する外、その輸送についても相當の制限を設けて、現大洋流通を一掃することに努めたため、財界に何等の不便をも與へず完全にその目的を達成することが出來た。

次に中國銀行及び交通銀行發行の哈大洋は、舊貨幣整理辦法第六條に「中國銀行及交通銀行は其の現在既に發行せる哈爾濱大洋票の額を限度とし之を通用することを得但し本辦法施行後五年以内に政府の命ずる所に依り之を回收すべし」と規定され、財政部は右規定に基き兩銀行に對して毎年既發行額の五分の一宛回收して法定期限内に回收を完了すべきことを命じたが、兩行は回收資金等の關係上回收意の如くならなかつた。依つて滿洲中央銀行は便宜上自ら兩行發行哈大洋票を市中より引上げた爲、事實上殆ど全部が回收されたことゝなつて既に市上に其の影を見なくなつた。而して康徳二年末滿洲中央銀行は財政部の指示に基き兩行と哈大洋票回收整理資金借條契約を締結し中央銀行は其の回收せる兩行發行哈大洋票に相當する全額を兩行に對する貸付として整理し、以て名實共に回收を完了した。

第三節 日滿通貨統制の進展

國幣の銀離脱と金圓への移行 舊政權時代に於いて通貨の暴落により蒙つた住民の生活不安、凡ゆる經濟發展の障礙を排除する爲めには、滿洲國の幣制確立にとつて通貨の安定が何を措いても必要な事であつた。滿洲中央銀行は開業以來政府の監督の下に國幣價値の維持に異常な努力を拂つた。而して本章第二節に於いて述べた如く、滿洲國貨幣法には紙幣の兌換規定がなく、所謂管理通貨として滿洲中央銀行當局者の自由手腕に任せられ、通貨の調節及び其の價値の安定を圖る爲めには銀及び上海爲替の賣買等によつたのである。

當初滿洲中央銀行は國幣を銀純分二三・九一瓦の價値に一致せしむる方針をとり、前記の操作によつて幸にも通貨の安定が維持され、對外爲替相場も順調な推移を見せてゐた。即ち銀は世界的に見て貨幣用金屬で無い爲め、特殊の事情が起らない限り其の相場は一般物價の騰落と殆んど歩調を同じくする。従つて國幣を銀に繋ぐ事は自ら國幣の購買力を安定させることとなり、一般民衆の舊紙幣によつて抱かせられてゐた紙幣價値動搖の不安から信を取り戻す爲めには實に事宜に適して健全な通貨政策であつたと謂はねばならぬ。

然るに茲に特殊な事情が出現した。即ち昭和九年秋米國が突如として採つた銀吊上政策である。銀は一般物價と關係なく米國の政策に操られて異常な奔騰を來した。之は必然に銀貨國たる支那及び滿洲の經濟を混亂に導かねばならぬ。銀高による滿洲國幣價値の昂騰は他面農産物價の暴落となり、さらでだに世界經濟恐慌の波に喘いでゐる滿洲農村の不況をいよく激化せしめ、延いては滿洲國財政に悪影響を來すのは自明である。茲に於いて滿洲中央銀行は從來の通貨政策を轉換すべき岐路に立つに至つた。

滿洲中央銀行は銀が奔騰を始めると共に國幣を依然銀へ結びつけて置くことに警戒する必要を感じ、暫く銀に對する觀望的な姿勢を採つて漸次銀より離脱せしめんとした。即ち對金圓相場に於いて上海弗又は鈔票が百二十圓のときには國幣を百十圓内外、前二者が百三十圓のときは國幣を百十五圓程度といふ様に、銀上昇速度の半分位を目標として通貨を流制し、通貨並に物價に對する急激なる變化を極力避けることに努めた。

然るに米國の銀吊上政策の脅威は昭和十年に入つて益々増大するに至り、國幣を依然として銀にリンクせしめるときは國內の物價の安定は破れ、物價の安定を保たんとすれば銀を離脱するの外なき状態となつたので、遂に滿洲中央銀行は管理通貨の本領に基き物價安定を目標として通貨を統制することとし、國幣は全く銀を離れるに至へた。

斯くて銀と縁を斷つた國幣の國內價値は安定を維持し銀の暴騰を尻目に掛けて國幣建物は殆ど平坦な途を辿ることが出來た。即ち大同元年（昭和七年）七月を二〇〇とし康徳二年（昭和十年）六月に至る國幣建新京卸賣物價指數は康徳元年三、四兩月の九一・八を最低に、康徳二年二月の一〇・二を最高として極めて安定を保つてゐる。（附録参照）

而して一方日滿爲替の動きを観るに、滿洲中央銀行が當初採つた健全通貨政策は銀塊相場の騰落を直ちに國幣對金票相場に反映し、昭和七年七月（中銀開業の月）平均に於いて國幣百圓は金票七十三圓六十錢であつたものが其後は一路騰勢を辿り昭和九年一、二、三の各月は何れも平均百十圓を突破した。斯くの如き状態は日滿通貨統制論を燃焼せしめ、或は中銀の通貨政策轉換の必要を叫び、或は國幣の金本位化を説く等日滿當局者、經濟學者其他多くの實際家が此れ等の論議の渦中に動員された。而して米國の銀吊上政策の影響による銀價の昂騰に伴つて國幣對金票相場も急角度に上昇し局面は遂に中銀の通貨政策轉換に進展するに至つた事は前述の通りである。斯くて國幣が銀を離れ、國

内物價の安定を目標として統制されるに及んで國幣の對日相場は概して平衡を保つに至つた。之は日本の圓が現在英貨一志二片程度を目標として之に結び付けられて居り、英國は又磅の國內價值安定を目標として統制されてゐる爲め同じく物價安定を目標とする滿洲國幣の對日爲替が平衡を維持するに至つたことは當然である。

而して此の日滿爲替が安定するに至つた結果、國幣を日本の通貨と等價にする目的を以つて進んでゐるのであらうとの考へが自然と一般に信じられる様になつた爲め、銀離脱當時國幣百圓に對し日本圓百七、八圓の相場を以つて安定して居たものが漸次國幣は下落して金圓に接近する傾向を示すに至つた。即ち康徳二年五月、六月と歩一步金圓に近づきつゝあつた國幣相場は八月末には殆んど兩者は等價に達し九月以來は日本圓に對する理想的安定點たるパーを完全に實現し其の後些の動搖を見せない。尙ほ此の國幣價值の漸落は、康徳元年以來稍々低位にあつた物價の安定的上昇を同時に示して自然的調節ともなつたものである。

日滿爲替安定策の確立 康徳二年九月以來日滿爲替相場がパーに釘付けされて來た事は前述の如くであるが、之は將來とも滿洲國經濟建設が多く日本の資本によらねばならぬ所の密接な關係から言つて此のパー維持はまことに喜ばしい事ではなければならぬ。

滿洲國に於いては財政部並に中銀當局によつて日滿爲替のパー實現を機會に極力之が維持に努めると共に、日滿通貨統制の見地から日本の大藏省當局と種々合議を進めてゐたが、昭和十年十一月四日日滿兩政府は左の如き聲明を發表して其の方針を中外に闡明した。

日本政府聲明

滿洲國に於いては其の國幣の對外價值が昨年來の銀價昂騰により事實上銀との連繫を斷つに至つたので、其の貨幣制度につき考究中であ

つたが、財政の強化、國際收支の改善、適切なる通貨政策の採用、爲替管理等の方策を實行し、仍て以て國幣の對外價值殊に對日爲替相場に安定に努むることとし、既に其の一部分の實行に着手してゐる。就ては本邦側としても滿洲國との特殊密接なる關係に鑑み、同國の國幣價值の安定及貨幣統一に協力する爲、左の趣旨の方針を日本の閣議に於いて決定した。

滿洲國獨立を契機として滿蒙に對する我が國策は既に廟議の確定を経て一新せられたる處、滿洲國に於ても曩に中央銀行を設立し専ら通貨及金融統制の衝に當らしむる制度をとり、銳意同行の機能の發揮に努力しつゝあを以つて、同國領域内に流通する本邦側銀行券の沿革上の使命についても自ら變更を來したるものと謂ふべく、其の流通を現状のままに推移せしむることは國內の通貨を徒らに複雑ならしめ、國幣の對外價值安定上却つて支障を來さしむるものと認めらる、仍て我が方針としては本邦側銀行券は適當なる時期に國幣に統一せしめ、以て國幣價值の安定に資するを適當とすべし、然れども右統一に當りては日滿經濟の連繫殊に本邦よりの投資に對し、支障なからしむる最も善の措置を講ずるの必要あるのみならず、治外法權の撤廢、附屬地行政權の調整乃至移讓、幣制統一後に於ける本邦側銀行に及ぼす影響及び之に對する措置等關聯考究すべき事項あるを以て最も周到なる準備をなし漸進的に之が實現を圖るの必要あり、因みに關東州は本方針による幣制統一の範圍には含まざるものとす。

右方針に基き先づ以つて實行すべき事項としては、國幣價值の安定を容易ならしむる爲、朝鮮銀行の滿洲國に於ける營業に關し必要なる統制を加へ、中央銀行との間に適當なる業務上の協定を行はしめ、なほ同國に於いて爲替管理を行ふに當りては其の實效を擧ぐる爲、本邦側の爲替管理上にも適當考慮を拂ふと共に、在滿本邦側銀行をして必要なる協力をなさせしめ、且つ在滿本邦官民は事情の許す限り國幣を使用することとし、殊に軍、滿鐵に於ては能ふ限り國幣を以て支拂ひを爲すに努むるものとす。

滿洲國財政部聲明

政府は豫てより國幣の對日爲替相場安定に努め昨年九月初旬より遂に國幣の理想的安定點たる對日爲替相場パーを實現し爾來二箇月極めて堅實且順調に推移し來つたことは衆知の事實である。

而して今回日本政府に於ても滿洲國の此の政策を諒解せられ之に對し能ふ限りの援助を與へらるゝことになつたことは滿洲國として實に

力強く感ずる次第である。之が爲滿洲國の幣制の基礎は著しく強固を加ふることとなり殊に從來稍もすれば國幣の安定に支障たりし朝鮮銀行券に付ても之を國幣に統一することの根本國策を定められ之が爲各般の處置をとらるゝことを明にし又在滿官民をして國幣使用に努めしむる方針を表明せられたることは其の實質上精神上の効果蓋し甚大なるものあらう。

政府當局は固より國民一同は日本政府の此の甚大なる好意と支援とに對して無限の感謝の念を抱くと共に今後官民一致益々財政の強化、産業の開發に力を致し幣制の基礎を磐石の安きに置き以て日本政府の好意に應へんことを期するものである。

尙念の爲に附加することは滿洲國の企圖する處は幣制の統一強化であつて日本側各銀行は此の根本方針の下に益々發展して日滿貿易の促進滿洲産業開發の爲金融機關としての機能の發揮に一層の努力を致されんことを希望する。

即ち前掲の聲明書によつて明かである如く、滿洲國の幣制統一に對して日本は好意的支援を與へるが、滿洲國としては自力更生に重點を置き、自力の財政經濟金融の諸政策によつて財政の強化、國際貸借の改善に努め、かくして國幣の對外價値を今後日本の圓に結び付け日滿爲替相場のバ―維持に努力すること、これが爲め法律の規定乃至は爲替平衡資金の設定等の如き人爲的政策を用ひざること、滿洲國內に爲替管理法を施行して資本の海外逃避を防ぐと共に投機思想を防止し、日本との間に經濟的取引の圓滑を阻害せざる様努めて適當の方法を講ずる事とし、窮極に於いて國幣による完全な統一を目標としてゐる。而も之は飽くまで漸進主義をとるものである。

中銀・鮮銀の業務協定 兩國政府の聲明に基いて滿洲中央銀行と朝鮮銀行との間に業務上の協定を行ふこととなり昭和十年十一月八日より兩銀行代表間に種々折衝が重ねられた結果左の如き協定が成立し十二月六日正式に協定覺書の調印が兩者により行はれた。

協定覺書大綱

一、鮮銀は滿洲國通貨の統一を全幅的に援助し、日滿爲替バ―維持に協力すること

一、滿洲國內に於ける鮮銀の預金並に貸付は原則として國幣建とすること（但し滿鐵附屬地は治外法權撤廢まで現状のまゝとする、なほ間島省内は特殊關係がある爲例外とす）

一、鮮銀の特産貸付は全部國幣を以て行ふこと

一、鮮銀の提出する鮮銀券に對しては等價を以て滿洲中銀は國幣と無制限に交換し、かつ滿洲中銀は鮮銀の返還する國幣に對してはこれと引換へて等價を以て金圓を引渡すこと

一、滿洲中銀の保持する鮮銀券は全部鮮銀に預金し、滿洲國幣の發行準備に加へること

一、滿洲國爲替管理法の實施に關しては援助すること

一、日滿兩國間の送金は鮮銀を通じて行ふこと

一、滿洲中銀の六ヶ月預金利率を引下げ、鮮銀の同預金利率と均衡をとつて預金獲得競争を爲さざること（現行滿洲中銀六ヶ月預金利率五分、鮮銀同預金利率三分八厘）

一、本協定期間は一箇年とすること

斯くて大正六年以來滿洲に於ける日本側發券銀行として權益の伸張を圖り在滿日本人の經營發展に資し、同時に騰落常なき通貨によつて不安を感じられた當時の滿洲に於て信用ある日本通貨を供給して産業の開發に大なる寄與を爲した朝鮮銀行は上記の如き中銀との協定によつて茲に一大轉期に際會したのである。即ち今後鮮銀の營業は漸次國幣資金を使用し、鮮銀券の發行は當分附屬地に於いてのみとし、可及的に廢止することとなつてゐるが、早晚完全な國幣への統一の時期が招來されることは明であるから、從來の如く發券によつて營業して來たことより轉換して滿洲に於いては漸次普通銀行化され國策に善處することとなつた。

中銀・鮮銀の協定調印に次いで十二月十一日、日本大藏省は朝鮮銀行に對して鮮銀券撤收に關する大藏省令を發令

し、之により鮮銀は滿洲國內に於ける業務に對しては可及的に國幣を使用することに努め、特に附屬地外の貸出と附屬地内に於ける特産資金の貸出とは國幣を使用すること、又附屬地外に於ける鮮銀券の發行は可及的に廢止すべきこと但し附屬地外の内間島省は省く、等の命令が愈々十二月二十三日より實施されることとなつた。之と同時に在滿日本人側銀行たる正隆銀行並に滿洲銀行に對しても銀行條令第八條の二第一項によつて前記大藏省令と略々同様な滿洲國駐劄特命全權大使命令第五八號が發令され、之等銀行も同じく十二月二十三日より朝鮮銀行と協力して國幣統一の爲めに歩調を合せることとなつた。

滿洲國爲替管理法の實施 滿洲國の國幣統一の大事業は日本側の支援によつて愈々最後の段階に達したと謂ふべきであるが、その新通貨政策に伴ひ、一箇年數千萬圓に達するといはれる支那方面への資本逃避を防止し、日本資本の流入及び歸還を調節して日滿間の金融統制に萬違算なきを期する爲め日本側との折衝を経て滿洲國外國爲替管理法が制定され、康徳二年（昭和十年）十二月十日より施行せられるに至つた。（附錄參照）

同法による取締は左の通りであるが、同日より關東局爲替管理令改正令（附錄參照）も施行せられ、これと略同様の取締が行はれてゐる。

一、國幣の投機買賣禁止

（イ）商取引その他の實需に基くものに非ずして國幣の相場に依り利益を得ることを目的として爲す錢鈔爲替の買賣即ち國幣の投機買賣は嚴にこれを爲すべからず、尙金圓、鈔票の投機買賣も同様なり（命令第一條）（ロ）右に違反したるものは三年以下の有期徒刑又は取引價格の三倍以下（取引價額の三倍が一萬圓より少額なるときは一萬圓以下）の罰金に處せらる（法第五條）（ハ）錢鈔、爲替の買賣を業とする錢舖錢莊銀行等は顧客の投機的買賣に應ずべからず、而してその事情を知りて之に應じ買賣又は賣買の委託を受けたる

ときは顧客と同様の處罰を受く（命令第四條）

二、外國通貨、外國爲替の買入及外國送金に對する制限

（イ）國幣對金圓、鈔票の賣買及關東州日本向けの送金は投機的目的に依りて爲されざる限り制限を受けず（命令第二條但書及同條第一號）（ロ）國幣を對價とする金圓、鈔票以外の外國通貨の買入、關東州日本以外の外國向けの爲替の買入及其等の外國への送金を爲さんとするときは財政部大臣の許可を受けざるべからず、尙金圓、鈔票を對價とする前記外國通貨、外國爲替の買入も同様なり（命令第二條）但し其等が左の何れかの目的に依り爲さるゝ場合は許可を受くことを要せず（命令第三條）

（1）貨物を輸入し又は輸出する爲必要なるとき（命令第三條第一號）（2）外國に旅行する者が旅費を攜帶する爲必要なるとき（但し一箇年以内の旅費に限る）（同條第三號）（3）外國に在る家庭に對し其の生活費を送る爲必要なるとき（但し一箇年以内の生活費に限る）（同條第四號）（4）外國に旅行中の者又は外國に滞在中の者に對し旅費、俵給、給料手當、學費其の之に類する費用を送る爲必要なるとき（同條第四號）（5）外國に在る株主、資本主に對し利益の配當を送る爲必要なるとき（同條第二號）（6）預り金、借入金又は公社債の元利金を外國に在る權利者に送る爲必要なるとき（同條第二號）（7）官廳の業務として爲すとき又は官廳の必要に基き得るとき（同條第五號）（8）錢鈔業者、爲替業者が顧客の需めに依り顧客より外國通貨、外國爲替を買取るとき（命令第五條第一號）（9）錢鈔業者、爲替業者が顧客の需めに應じ外國通貨外國爲替を賣却したる結果そのカバールを取るため外國通貨外國爲替を買入れ又は外國送金をなすとき（命令第五條第二號）（ハ）錢鈔業者、爲替業者は顧客が右（ロ）に違反せる事情、即ちその顧客の取引が右列擧の（1）より（9）迄の何れにも該當せず許可を受けざるべからざるものなることを知れるときはこれに對し賣買に應じ又は送金に應ずべからず（命令第四條）（ニ）右（ロ）（ハ）に違反したる者は一、の（ロ）に述べたる處罰を受く（法第五條第一項）

三、現大洋、現小洋の賣買禁止

現大洋、現小洋、鑽平銀等の舊銀通貨は滿洲中央銀行に賣却する外市中に於てこれを賣買すべからず（命令第六條）右に違反したる者は其の物品を沒收せらるゝ外一、の（ロ）に述べたる處罰を受く（法第五條第一項）

四、外國通貨の輸入禁止

財政部大臣の許可を受けざれば外國通貨を輸入すべからず(但し金圓、鈔票は例外とす)本法に於て外國通貨と謂ふは現大洋、現小洋をも含むを以て之等を輸入せんとする者は財政部大臣の許可を受けざるべからず(命令第七條)右に違反したる者は其の品物を沒收せらるゝ外一、の(ロ)に述べたる處罰を受く(法第五條第一項)

五、金、銀の輸出禁止

財政部大臣の許可を受けざれば金地金、砂金、金の合金、金を主たる材料とする物及銀貨(現大洋、現小洋等)銀地金を輸出すべからず(但し日本補助銀貨は例外とす)許可を受けずして之等を輸出せんとしたる者又は輸出の計畫を爲したるものは其の品物を沒收せらるゝ外一、の(ロ)に述べたる處罰を受く(命令第八條及法第五條第一項)

六、金銀の輸送制限

金地金、砂金及銀貨(現大洋、現小洋等)銀地金を鐵道、郵便、航空便、船便等の輸送機關に託して輸送せんとする者は財政部大臣の許可を受けざるべからず(但し日本補助銀貨は例外とす)(命令第九條)右の輸送を許可を受けずして爲したる者は其の品物を沒收せらるゝ外一、の(ロ)に述べたる處罰を受く(法第五條第一項)

七、外貨に依る預金、貸借の禁止

國內に於て外國通貨(天津弗、上海弗、現大洋、米弗、磅等)に依り預金契約を爲し、貸借契約を爲し又は社債を發行せんとする者は財政部大臣の許可を受けざるべからず(但し金圓又は鈔票の證券は例外とす)(命令第十一條)右に違反したる者は其の證券を沒收せらるゝ外一、の(ロ)に述べたる處罰を受く(法第五條第一項)

八、外國證券の賣買禁止

國內に於て外貨表示の證券(公債、社債、株式、公債社債の利札)を賣買せんとする者は財政部大臣の許可を受けざるべからず(但し金圓又は鈔票の證券は例外とす)(命令第十一條)右に違反したる者は其の證券を沒收せらるゝ外一、の(ロ)に述べたる處罰を受く(法第五條第一項)

條第一項

九、許可申請手續

前記二、四、五、六、七、八の許可を受けんとする者は施行手續第一條乃至第十一條の規定に従ひ所定事項を記載したる許可申請書二通を作成し財政部大臣に提出すべし(命令第二十條及施行手續第一條乃至第十一條)

十、外貨社債發行及十萬圓以上の外貨借入金の届出

(イ)滿洲國法人たる會社は外貨社債(日貨社債を含む)を發行したるときは施行手續第十二條により直に財政部大臣に届出を爲さざるべからず又何人を問はず外貨十萬圓(國幣に換算し十萬圓)以上の借入金を爲したるときは施行手續第十二條に依り直に財政部大臣に届出を爲さざるべからず、尙右の外貨とは總ての外貨を含むものなるを以て金圓鈔票の借入金を爲したるときも届出を爲すことを要す(以上命令第十五條)(ロ)右の届出を怠りたる者は六月以下の有期徒刑又は五千圓以下の罰金に要せらる(法第五條第三項)

十一、錢鈔業者、爲替業者の届出義務及報告義務

(イ)届出義務 本令施行の際錢鈔爲替の賣買を業として營みつある錢舖、錢莊銀行等は本令施行後一箇月以内に施行手續第十三條に依り其の店舖を財政部大臣に届出でざるべからず(命令第十六條第一項及施行手續第十三條)而して其の後業務を廢止せんとするとき、又は其の内或る店舖を廢止し、名稱を變へ、位置を變へんとするとき又は其の店舖の錢鈔爲替業務を廢止せんとするときには施行手續第十三條により豫め財政部大臣に届出をなさざるべからず(命令第十六條第三項及施行手續第十三條)(ロ)報告義務 錢鈔爲替の賣買を業とする錢舖、錢莊、銀行等は毎日の錢鈔、爲替の賣買高、賣持又は買持の高を施行手續附屬書式第一號(甲)(乙)の形式により三日以内に、又毎月の錢鈔爲替の賣買の明細を施行手續附屬書式第二號(甲)(乙)(丙)(丁)の形式に依り翌月十五日迄に財政部大臣に報告せざるべからず(命令第十七條及施行手續附屬書式第一號、第二號)(ハ)右(イ)(ロ)の届出及報告を怠りたる者又はこれに虚偽の記載をなしたる者は六箇月以下の有期徒刑又は五千圓以下の罰金に處せらる(法第五條第三項)

十二、地金銀賣買業者の届出義務及報告

(イ) 届出義務 本令施行の際地金の賣買を業として業みつである者は本令施行後一箇月以内に施行手續第十三條に依り其の店舗を財政部大臣に届出でざるべからず(命令第十六條第一項及施行手續第十三條)而して其後其の業務を廢止せんとするとき又は其の内或る店舗を廢止し名稱を變へ、位置を變更せんとするとき又は其の店舗の地金銀賣買業務を廢止せんとするときは施行手續第十三條に依り豫め財政部大臣に届出でざるべからず(命令第十六條第三項及施行手續第十三條) (ロ) 報告義務 地金銀の賣買を業とする者は毎日の地金銀の買賣高及手持高を施行手續附屬書式第三號の形式に依り三日以内に、又毎月の地金銀の賣買の明細を施行手續附屬書式第四號(甲)(乙)の形式に依り翌月十五日迄に財政部大臣に報告せざるべからず(命令第十八條及施行手續附屬書式第三號第四號) (ハ) 右(イ)(ロ)の届出及び報告を怠りたる者、又は之に虚偽の記載を爲したる者は六箇月以下の有期徒刑又は五千圓以下の罰金に處せらる(法第五條第三項)

十三、錢鈔、爲替(外國爲替)の賣買又は地金銀の賣買を爲す營業店舗の新設

(イ) 本令施行後錢鈔、爲替(外國爲替)の業務を営む店舗を新設せんとする者、地金銀の賣買を営む店舗を新設せんとする者又は既存の店舗に於て其等の業務を開始せんとする者は施行手續第十三條第二項により豫め財政部大臣の許可を受けざるべからず(命令第十六條第二項及び施行手續第十三條第二項) (ロ) 右に違反したる者は前記一、の(ロ)に述べたる處罰を受く(法第五條第三項)

十四、財政部大臣の命令權

(イ) 外貨建取引の禁止命令 財政部大臣は必要と認むるときは金圓建取引、鈔票建取引等外貨建により取引を爲せる者に對し之を國幣建に變更すべきことを命ずることあるものとす(命令第十二條) (ロ) 外貨の賣買の相手方制限命令 財政部大臣は必要と認むるときは特定の者に對し國幣對金圓の賣買其他外國通貨の賣買を滿洲中央銀行その他財政部大臣の指定する者を相手方として爲すべきことを命ずることあるものとす(命令第十三條) (ハ) 外貨資金、外貨證券地金銀の處分命令 財政部大臣は必要と認むるときは外貨資金外貨證券又は地金銀所有者に對しその保有が業務上其他正當なる事由に據り必要と認むる場合を除き之を處分すべきこと又は滿洲中央銀行その他財政部大臣の指定する者に賣却すべきことを命ずることあるものとす(命令第十四條) (ニ) 報告徴收及検査 財政部大臣は必要と認むる

ときは何人に對しても爲替管理に關係ある事項に付必要なる報告を求め又は官吏をして帳簿その他の検査をなさしむることあるものとす(命令第十九條) (ホ) 右の各種命令に従はざる者、検査を拒みたる者、又は報告に虚偽の記載をなしたる者は法第五條に依りそれぞれ處罰せらる(法第五條)

日本側の外國爲替管理令 日本内地に於ては資本の外國逃避防止策として既に爲替管理令が布かれて居たが關東州及鐵道附屬地は之より除外されてゐた。然るに滿洲建國後は急激な日本資本の流入増加に鑑みる所あり、關東廳に於ても之が對策を考究中であつたが、昭和八年十月十五日より愈々當地域に對しても外國爲替管理令が發布された。關東州内及滿鐵附屬地に對して本令の施行された理由に就ては言ふ迄もなく内地に於ける外國爲替管理法の實施と同一の理由即ち資本の外國逃避及び通貨爲替の思惑賣買の取締を目的とするものであつて、内容も大體内地の同令と略同様の骨子によつてゐたが、唯當地方に於ける特殊事情を考慮して必要な例外規定が設けられて居り、之等の主要點は慎重に考究された結果定められたものである。

然るに滿洲國の第二次國幣統一、日滿爲替バー維持のため昭和十年十二月十日より滿洲國外國爲替管理法が施行せらるゝに及んで、日本政府は之と協力して資本逃避防止に當る爲め關東州及南滿洲鐵道附屬地外國爲替管理規則改正令(關東局令第六十四號)が滿洲國側と日を同しうして發せられ、兩國爲替管理法によつて滿洲全部に亘る強力な爲替管理が行はれることゝなつた。(附録參照)

國際收支より觀たる日滿爲替バーの持続性 日滿爲替相場のバー維持については前各項に於いて觀た如く、日本政府の支援により鮮銀と中銀との業務協定が成り、次いで滿洲國爲替管理法の施行を見る等凡ゆる方策が講ぜられつゝあり、又中銀の時宜に適した通貨政策によつて同行創立以來滿洲國民の國幣に對する信認を高め其の後米國の銀吊上

政策を轉期として國幣が銀を離脱するに至つて一時的には國民を驚駭せしめたが、當時の支那に於ける財界の混亂と、物價の下落、農民の慘狀を目の當り見せられ、之に反して滿洲國の通貨政策の轉向によつて國內の物價安定を維持し得た爲め滿洲國民の永い間に培はれた銀に對する觀念に變化を來し、よくぞ國幣は銀を離れたりといふ安心と中銀に對する信頼は今や牢固として抜く能はざる迄になつてゐる。

又財政關係より見ても政府財政は極めて健全で、所謂赤字公債なるものは無く、殊に對外支拂に對しては特に注意され、必要な場合には日本に於いて公債を募集する等國際收支に對して慎重な考慮が拂はれて居り、又過去に於ける中央銀行の正貨準備は開業以來多少の増減はあるが大體に於て充實の経路を辿つて居り、一時建國當時の如きは支那側資本の引揚により現銀の流出を見たが、現在にはむしろ支那方面より資金の流入を見てゐるとも謂はれ、準備充實にも懸念なく中銀當局に於いては凡ての點より見て日滿爲替パー維持の永續性を確信してゐる。

而して日本の滿洲國幣統一に對する援助は所謂モラル・サポートであつて財政的な援助を爲すものでなく、滿洲國は爲替平衡資金の設定等到底困難であるから滿洲國自體の財政の強化、國際貸借の改善によらねばならぬ事は當然である。殊に日滿爲替等價維持のために最も緊要なものは國際收支の見透であらう。いまこの滿洲國の國際收支を財政部及び滿鐵經濟調査會の協力になつた調査について觀れば第十一表の如くである。

大同二年・康徳元年滿洲國國際收支調査表 (關東州を含む) 【第十一表】

項	受 取		支 拂		受 取 超 過	
	日 定	勘 定	日 定	勘 定	大同2年	康徳1年
1. 滿洲外證券の利子及配當	8,439	4,963	53,328	55,089	-44,889	-50,126
2. 滿洲外への預け金貸付金の利子	1,682	394	1,363	1,363	362	-969
3. 滿洲内に本據を有する事業の滿洲外純益	6,161	3,948	21,175	19,557	-15,014	-15,609
4. 勞務利益の滿洲内仕送持歸	596	621	30,833	34,169	-30,237	-33,548
5. 海運關係收入	16,710	18,505	6,225	5,584	-5,024	-5,020
6. 滿洲外保險會社よりの收入	4,590	4,480	37,430	40,115	-37,430	-40,115
7. 外來者消費	105,670	75,292	5,267	5,817	11,449	12,688
8. 旅行者消費	2,045	2,412	11,775	12,619	-7,179	-8,139
9. 船舶乗組員消費	260	193	4,620	4,286	101,050	71,013
10. 移住者携帶金	3,093	3,069	1,023	1,064	1,022	1,348
11. 留學生消費	370	339	300	279	40	314
12. 日本及外國政府經費	239	225	1,663	1,758	3,093	3,069
13. 他項に振込せざる滿洲國政府	99,657	68,661	1,634	1,185	98,023	67,470
14. 海外收入	3	5	1,602	3,192	-1,599	-3,187
15. 他	2,854	3,117	3,676	2,641	-822	470
16. 經常的貿易外受取計	147,600	112,079	131,659	134,996	-15,941	-22,917
17. 經常的貿易外支拂計						
18. 經常的貿易外受取計						
19. 經常的貿易外支拂計						
20. 經常的貿易外受取計						
21. 經常的貿易外支拂計						
22. 經常的貿易外受取計						
23. 經常的貿易外支拂計						
24. 經常的貿易外受取計						
25. 經常的貿易外支拂計						
26. 經常的貿易外受取計						
27. 經常的貿易外支拂計						
28. 經常的貿易外受取計						
29. 經常的貿易外支拂計						
30. 經常的貿易外受取計						
31. 經常的貿易外支拂計						
32. 經常的貿易外受取計						
33. 經常的貿易外支拂計						
34. 經常的貿易外受取計						
35. 經常的貿易外支拂計						
36. 經常的貿易外受取計						
37. 經常的貿易外支拂計						
38. 經常的貿易外受取計						
39. 經常的貿易外支拂計						
40. 經常的貿易外受取計						
41. 經常的貿易外支拂計						
42. 經常的貿易外受取計						
43. 經常的貿易外支拂計						
44. 經常的貿易外受取計						
45. 經常的貿易外支拂計						
46. 經常的貿易外受取計						
47. 經常的貿易外支拂計						
48. 經常的貿易外受取計						
49. 經常的貿易外支拂計						
50. 經常的貿易外受取計						
51. 經常的貿易外支拂計						
52. 經常的貿易外受取計						
53. 經常的貿易外支拂計						
54. 經常的貿易外受取計						
55. 經常的貿易外支拂計						
56. 經常的貿易外受取計						
57. 經常的貿易外支拂計						
58. 經常的貿易外受取計						
59. 經常的貿易外支拂計						
60. 經常的貿易外受取計						
61. 經常的貿易外支拂計						
62. 經常的貿易外受取計						
63. 經常的貿易外支拂計						
64. 經常的貿易外受取計						
65. 經常的貿易外支拂計						
66. 經常的貿易外受取計						
67. 經常的貿易外支拂計						
68. 經常的貿易外受取計						
69. 經常的貿易外支拂計						
70. 經常的貿易外受取計						
71. 經常的貿易外支拂計						
72. 經常的貿易外受取計						
73. 經常的貿易外支拂計						
74. 經常的貿易外受取計						
75. 經常的貿易外支拂計						
76. 經常的貿易外受取計						
77. 經常的貿易外支拂計						
78. 經常的貿易外受取計						
79. 經常的貿易外支拂計						
80. 經常的貿易外受取計						
81. 經常的貿易外支拂計						
82. 經常的貿易外受取計						
83. 經常的貿易外支拂計						
84. 經常的貿易外受取計						
85. 經常的貿易外支拂計						
86. 經常的貿易外受取計						
87. 經常的貿易外支拂計						
88. 經常的貿易外受取計						
89. 經常的貿易外支拂計						
90. 經常的貿易外受取計						
91. 經常的貿易外支拂計						
92. 經常的貿易外受取計						
93. 經常的貿易外支拂計						
94. 經常的貿易外受取計						
95. 經常的貿易外支拂計						
96. 經常的貿易外受取計						
97. 經常的貿易外支拂計						
98. 經常的貿易外受取計						
99. 經常的貿易外支拂計						
100. 經常的貿易外受取計						
101. 經常的貿易外支拂計						
102. 經常的貿易外受取計						
103. 經常的貿易外支拂計						
104. 經常的貿易外受取計						
105. 經常的貿易外支拂計						
106. 經常的貿易外受取計						
107. 經常的貿易外支拂計						
108. 經常的貿易外受取計						
109. 經常的貿易外支拂計						
110. 經常的貿易外受取計						
111. 經常的貿易外支拂計						
112. 經常的貿易外受取計						
113. 經常的貿易外支拂計						
114. 經常的貿易外受取計						
115. 經常的貿易外支拂計						
116. 經常的貿易外受取計						
117. 經常的貿易外支拂計						
118. 經常的貿易外受取計						
119. 經常的貿易外支拂計						
120. 經常的貿易外受取計						
121. 經常的貿易外支拂計						
122. 經常的貿易外受取計						
123. 經常的貿易外支拂計						
124. 經常的貿易外受取計						
125. 經常的貿易外支拂計						
126. 經常的貿易外受取計						
127. 經常的貿易外支拂計						
128. 經常的貿易外受取計						
129. 經常的貿易外支拂計						
130. 經常的貿易外受取計						
131. 經常的貿易外支拂計						
132. 經常的貿易外受取計						
133. 經常的貿易外支拂計						
134. 經常的貿易外受取計						
135. 經常的貿易外支拂計						
136. 經常的貿易外受取計						
137. 經常的貿易外支拂計						
138. 經常的貿易外受取計						
139. 經常的貿易外支拂計						
140. 經常的貿易外受取計						
141. 經常的貿易外支拂計						
142. 經常的貿易外受取計						
143. 經常的貿易外支拂計						
144. 經常的貿易外受取計						
145. 經常的貿易外支拂計						
146. 經常的貿易外受取計						
147. 經常的貿易外支拂計						
148. 經常的貿易外受取計						
149. 經常的貿易外支拂計						
150. 經常的貿易外受取計						
151. 經常的貿易外支拂計						
152. 經常的貿易外受取計						
153. 經常的貿易外支拂計						
154. 經常的貿易外受取計						
155. 經常的貿易外支拂計						
156. 經常的貿易外受取計						
157. 經常的貿易外支拂計						
158. 經常的貿易外受取計						
159. 經常的貿易外支拂計						
160. 經常的貿易外受取計						
161. 經常的貿易外支拂計						
162. 經常的貿易外受取計						
163. 經常的貿易外支拂計						
164. 經常的貿易外受取計						
165. 經常的貿易外支拂計						
166. 經常的貿易外受取計						
167. 經常的貿易外支拂計						
168. 經常的貿易外受取計						
169. 經常的貿易外支拂計						
170. 經常的貿易外受取計						
171. 經常的貿易外支拂計						
172. 經常的貿易外受取計						
173. 經常的貿易外支拂計						
174. 經常的貿易外受取計						
175. 經常的貿易外支拂計						
176. 經常的貿易外受取計						
177. 經常的貿易外支拂計						
178. 經常的貿易外受取計						
179. 經常的貿易外支拂計						
180. 經常的貿易外受取計						
181. 經常的貿易外支拂計						
182. 經常的貿易外受取計						
183. 經常的貿易外支拂計						
184. 經常的貿易外受取計						
185. 經常的貿易外支拂計						
186. 經常的貿易外受取計						
187. 經常的貿易外支拂計						
188. 經常的貿易外受取計						
189. 經常的貿易外支拂計						
190. 經常的貿易外受取計						
191. 經常的貿易外支拂計						
192. 經常的貿易外受取計						
193. 經常的貿易外支拂計						
194. 經常的貿易外受取計						
195. 經常的貿易外支拂計						
196. 經常的貿易外受取計						
197. 經常的貿易外支拂計						
198. 經常的貿易外受取計						
199. 經常的貿易外支拂計						
200. 經常的貿易外受取計						
201. 經常的貿易外支拂計						

1. 對滿投資		298,070	334,396	1. 滿洲外投資		36,903	40,531	261,173	233,815
滿洲國國債の募集賣渡	28,570	8,842	滿洲國國債の募集買入	2	23	28,568	8,819	28,568	8,819
滿洲内會社株式債募集賣渡	248,053	228,902	滿洲内會社株式債募集買入	5,652	5,578	242,391	223,324	242,391	223,324
滿洲外上りの借入金預り金	4,207	29,168	滿洲外への貸付金預け金	31,239	34,980	—	—	—	—
其他の對滿投資	17,240	67,484	滿洲外への貸付金預け金	18,470	6,979	—	—	—	—
滿洲外投資回收	32,172	35,005	滿洲國々債償還買入	16	—	—	—	—	—
日本其他外國々債償還賣渡	885	129	滿洲内地方債株式債償還	—	—	—	—	—	—
滿洲外地方債株式債償還	4,837	5,831	滿洲外上りの借入金預り金	162,461	2,868	—	—	—	—
賣渡	26,483	29,045	其他の對滿投資回收	9,798	3,122	—	—	—	—
臨時受取			超過額	8,195	983	—	—	—	—
臨時貿易外受取計	330,248	369,401	臨時貿易外支拂計	217,373	4,560	112,875	321,841	112,875	321,841
貿易外受取計	477,848	481,480	貿易外支拂計	349,032	182,556	128,816	298,924	128,816	298,924
貿易及貿易外受取總計	931,368	934,949	貿易及貿易外支拂總計	916,215	835,207	15,153	99,742	15,153	99,742

備考 本表は滿洲國財政部及び滿鐵經濟調查會の協力調査による。

即ち貿易收支に於いては滿洲國諸建設事業の目覺しい勃興のため大同二年度に於いて一三、六六三千餘圓、康徳元年度に於いて一九九、一八二千餘圓の何れも支拂超過であるが、貿易外收支に於いては巨額の對滿投資によつて大同二年度一二八、八一六千圓、康徳元年度は二九八、九二四千圓と各受取超過を示し、結局差引に於いては大同二年度の一五、一五三千圓、康徳二年度は九九、七四二千餘圓の受取超過となつてゐる。

尤も上記の調査は關東州を含む所謂地理的滿洲の國際收支であるから多少の控除を必要とするが、中央銀行の國幣發行並に其の回收等の業務上に表はれた數字によつて滿洲國としての國際收支に於いても大體均衡が保たれるものと

の見透しを中銀當局者はつけてゐる。

斯くの如く滿洲國の國際收支が順調に動きつゝある事は日滿爲替パー維持の可能性について樂觀を許すものではないからうか。尙ほ、關東軍、滿鐵其他在滿有力機關が擧つて國幣統一の爲めに支援し、何れも國幣を使用することゝなつたので、完全なる滿洲國幣制の統一も最早や時期の問題たるに過ぎないと謂はねばならぬ。

鈔票廢止問題 滿洲國の國幣への統一上鮮銀券の廢止と同時に正金銀行の鈔票が當然問題となるが、鈔票は第一章に於いてその沿革を記した通り明治三十九年の軍票整理の爲め正金銀行に依つて發行されたもので、其の準備は明治三十一年限り日本の金本位制採用と同時に廢止された舊一圓銀貨である然し事實上兌換は行はれて居らず、只爲替兌換の道が拓かれてゐるのみである。

而して當初の目的たる軍票整理を完了した後の鈔票の存在意義は、(イ)價值變動常なき多種多様の不換紙幣の中にあつて唯一の中心をなして、居住民の貨幣價值に對する信頼の據り處となり、(ロ)前記不換紙幣が國際的信頼を有しなかつた爲め純然たる國內通貨に止つてゐたのを鈔票が對外通貨の働きをなして其の缺陷を補つて來たことに在つたのである。然るに滿洲國が成立して國內通貨は統一され、以前の非近代貨幣は漸く近代國家貨幣の性質を備へるに至つてからは(イ)の意味に於いての鈔票の存在意義は非常に薄らぎ、又(ロ)の對外通貨としての意義も準備の漸次的充實と政府に對する信用から國幣に國際的な信頼が増加しつゝある以上最早一般の對外貨幣としての意義は縮小されて専ら銀本位國に對する對外貨幣たるの意義にのみ局限されるに至り、更に中央銀行の鈔票賣買操作による上海市場とのリンク政策が放棄せられ、實質的に國幣が銀を離れて、日本金圓に結びつくに至つた處の過程に於いて鈔票は國幣を間接的に銀に結びつけることによつて滿洲國人の貨幣的信頼をスムーズに銀から金へと移行させることに役立つ

たが、此の過渡的役割も國幣への信頼度と反比例して遂に鈔票のあらゆる存在價值は消失し、又年々滿洲國貿易に於ける對支貿易の占むる意義が薄弱化しつゝあることは鈔票が對支貿易に於いて有つてゐた便宜さも今はその存在の理由として既に無力となつた。

斯くて實質的の私幣であり且つ國幣と同質貨幣たる鈔票は國幣の統一完了の現在に於いて全く無用であるとの意見が一般に濃厚となり、新京、奉天、安東、等の取引所に於いては既に鈔票は廢止せられ現在は大連取引所に於いてのみ錢鈔相場が行はれてゐる。而して之は奥地の取引を殊更に大連に於いて複雑化するもので、且つ昭和十年九月以降國幣相場は金圓とバーを持續して居り、この間にあつて大連に於いて特産相場を依然として鈔票建で繼續することは多大の不便があり、特産貿易を惡結果に導くことを憂慮し大連特産業者方面に於いても鈔票建を廢して金建となすべしとの説が擡頭するに至つた。

滿洲國幣制の完全なる統一を實現する見地からは勿論、實際に於ける鈔票の存在理由の缺除の點からも鈔票の廢止は理論的に全く反對の餘地を存せず、通貨統制に於ける日滿兩國の提携が進捗しつゝある今日鈔票廢止の必然性は動かすべからざるもので、既にその相場は昭和十年九月十八日の百四十一圓六十錢の高値を最後として其後一箇月半の十月三十日には四十圓の奔落を見せて最安値百二圓五十錢を出すに至つたことは鈔票の前途を物語るもので、結局その廢止は時間の問題に過ぎないであらう。

第五章 錢鈔取引と對外爲替

第一節 滿洲に於ける錢鈔取引の發達

錢鈔取引の基調 從來滿洲に於いては、既述の如く内外各種の通貨が雜然と流通し、各種の取引は場所により、商

品により、又取引者によつて夫々異つた通貨を以つて行はれるため資金も収入金も常に一通貨より他の通貨に交換する必要を生じたのである。然るに之等の通貨は各々需給關係を異にする關係上、常に各通貨相互間に相場の變動を見たので、之等通貨交換の必要を充し、變動する相場の標準を公定する爲め貨幣取引所が必要となつた。又商業上商品の仕入と賣上との間には時日を要するのが普通であるが、此の場合例へば金資本を以て銀建の商品を仕入れたとすると、之を賣却して得べき銀通貨を金に引換へる迄には金銀貨幣の相場は變動する。従つて商人は銀計算では利益を見た場合でも、賣上銀を金に換算すれば貨幣相場の變動によつて損失となることがあり、又反對に利益を増大する場合も生ずる。斯くの如き金銀比價の問題は殊に日本商人にとつては最も危険性があつた。即ち對滿人商人との取引は總て銀を以て決済されるため日本商人の滿洲特産品買付は同時に日本圓金貨を滿洲の銀貨幣に兩替することを要し、此の點に於いて貨物の需要であると共に銀の需要である。之が爲め日本商人の特産買付には常に貨物と銀貨幣の需要を伴ふこととなり、若し供給に變化なしとすれば需要によつて價格の騰貴した貨物と價値の騰貴した貨幣を購買する結果となるから此の點を豫め採算する必要がある。逆に日本商品を滿人商人に供給する場合に於いては、滿洲の如き農業國、原料供給國の常態として其の購買力の源泉は自國農産物の賣却に在るので、日本商品を滿商に賣らんとすれば先づ彼等の農産物を買はねばならぬ。農産物の買付には前述の如き危険を伴ふ。此の危険を冒して買付けた後改めて日本品を賣却し、賣却代金として銀貨幣を受取る。銀貨幣は更に支那金融業者の決定する金銀比價によつて賣却され、圓金貨に兩替される。貨幣の賣買に長い訓練を経てゐる滿人が外國貨幣の賣買にも自ら有利な採算を爲すことは勿論で、日本商人は貨物の賣買に於いて利益を得んとする反面常に金銀の賣買に於いて損失とならぬやう注意しなければならなかつた。斯くの如き危険を免れ、商業上の採算を確實なる基礎の上に立てるため貨幣の先物取引が必要

となつた。上記の如き必要により、滿洲には現物及び先物の取引を行ふ貨幣取引機關の發達を促したのである。即ち從來貨幣の現物取引機關として錢莊、錢舖等が兩替を營業し、彼等は何れも貨幣に關する知識に富み、各地の貨幣市場と連絡をとり、極めて機敏に貨幣の需給、關係相場の高低を知得し、迅速に交換の請求に應じ（其の手数料は換算率に加減して徴收し、之を營業利益とする）、又經紀と稱する仲立人が一定の手數料を得て貨幣取引の仲介をなしてゐたのであるが、當時の關東都督府は、取引所に於いて特産物の取引を行ふと共に滿洲貨幣の賣買をも行ふこととし、滿洲貨幣の賣買取引によつて其の上場する貨幣の需要供給を調合せしめ、且つ從來支那金融業者の掌中に在つた金銀比價の決定權を取引所に移さしめて日本商人を危険より救ひ、同時に滿人商人をもより公平な金銀比價の決定によつて取引の安全に浴せしめんとしたのである。其の反面取引所の有する保險作用も發揮されて、契約した特産物の金銀比價變動による損失の危険も未然に防止され得ることとなつた。即ち例へば特産物先物買約を行へば同時に滿洲の銀貨と同額の先物を買約し置くことによつて金銀比價變動による危険を除去し得るのである。

斯くの如くして錢鈔取引は生れたのであるが、尙ほ日本當局は之によつて將來滿洲通貨の金圓統一を計らんとする間接的目的を有してゐた。即ち特産取引は差當り銀建とするが滿洲通貨の上場によつて日本金圓の流通を圖り、將來其の勢力擴大と共に銀建を金建に變更し、滿洲通貨を統一して日本金圓單位とし、總ての取引を之によらしめ、特産物取引に終る金銀比價の紛糾を一掃せしめんとする遠大の希望が附隨されてゐたのである。然し乍ら此の金本位統一の理想も遂に成功するに至らなかつた事は、既に外國通貨の沿革の項に於いて述べた通りである。

錢鈔取引の沿革 滿洲に於ける錢鈔取引が始めて法律上の根據を有つたのは大正五年春である。即ち關東都督府令に基いて設立され、同年二月十五日より業務を開始した開原取引所及び同年四月開所した長春取引所の兩官營取引所

には特産物の取引の外に錢鈔取引が附設され、前者は開所後一ヶ月目の三月十五日より、後者は開所と共に、その立會を開始した。大連に於いては以前より滿商が公議會に集合して金票、鈔票、小洋錢の賣買取引を爲しつゝあつたが、大正三年二月以來正隆銀行代表者と滿商とが官許を得て大連錢業公所を設立し、章程を設けて現物及び先物取引をなすに至つた。然るに前述の如く開原及び長春に錢鈔取引が開始せらるゝに至り、寧ろ此の例にならつて取引所に於いてなすを適當とし、大正六年五月十八日府令第九號を以て錢鈔取引規定を發布し、六月一日より大連重要物産取引所内に錢鈔部を設け、さきの大連錢業公所は同年五月三十一日任意解散して、その會員の多くは免許料を免ぜられ、従來「大連重要物産取引所規程」及び「大連重要物産取引所錢鈔取引規程」を廢止したので、従つて同取引所も大連取引所と改稱するに至つた。

其の後四平街、公主嶺、鐵嶺、奉天、遼陽、營口の各官營の取引所が相踵いで設立されたが、大正十一、二年頃より激化した世界不況と、大正八年より十年にかけて濫設を見た民營取引所に對する支那側の競争も加つて經營は苦境を告げ、遂に大正十三年十月三十一日限り遼陽、鐵嶺、營口の三取引所は廢止された。次いで昭和五年頃よりは大連取引所を除く他の取引所も漸次衰退を見せ、昭和九年三月二十日限り開原、四平街、公主嶺の三取引所が廢止されるに至つた。斯くて残るは大連、奉天、新京の三官營取引所と民營の安東取引所のみにて、錢鈔取引が行はれてゐたが、滿洲國の國幣統一と昭和十年九月以來の日滿爲替一示現とにより錢鈔取引は自然消滅の形となり、新京取引所及び安東取引所に於いては特産取引のみとなり、錢鈔取引のみに希望をつながれて存置されてゐた奉天取引所は昭和十年十二月七日附關東局令によつて昭和十一年一月十五日限り遂に閉鎖された。

日本側錢鈔取引所のほか滿洲國側にも民國六年（一九一七）九月の設立にかゝる濱江貨幣交易所、長春金蝠市場、安東銀市等の貨幣交易市場があつたが、之等も前記の如き理由によつて錢鈔取引の必要性が消滅し、又大同二年設立の日滿合辦哈爾濱交易所の錢鈔取引も康德二年十二月末日限り廢止を命ぜられたので、現在錢鈔取引の行はれてゐる取引所は大連のみとなつた。

次に大連錢鈔取引所及び、最近まで錢鈔引が行はれてゐた代表的取引所に於ける錢鈔取引の概要を述べることゝしよう。

第二節 日本側錢鈔取引所

大連錢鈔取引所 滿洲に於ける錢鈔市場の標準を爲すものは大連の錢鈔市場であつて、奥地官營取引所は何れも大連取引所に則つて設立されたものである。大連取引所は滿洲國駐劄特命全權大使の管理に屬し、大豆、豆粕等の重要物産取引を行ふ特産部と、錢鈔取引を行ふ錢鈔部とに分れ、各々清算機關として特産部には大連取引所信託株式會社（俗稱豆信）、錢鈔部には大連取引所錢鈔信託株式會社（俗稱錢鈔）が附屬し、各々同取引所市場に於ける賣買契約に對する擔保責任を負ひ、清算事務を執り、且つ取引人に對して資金の融通をなしてゐる。取引所には所長、主事、書記等の職員を置いて事務を處理し、別に取引の實狀に適應せしめる目的を以つて、取引所長及び商工業に關し學識又は經驗ある者より大使の任命したる商議員を以つて組織する商議員會を設け、取引人の免許、賣買取引の方法及び其の履行等取引上の重要事項に關する審議評決の機關としてゐる。

錢鈔市場の取引人たるには取引所長の免許を要し、取引人は自己の計算に於て取引を行ふ外、他人の委託に依り賣買

を行ひ得る事勿論で、悉く錢鈔取引人組合に加入してゐる。

同取引所の取引物件は規定上俄帖（露國留紙幣）と鈔票とであるが、俄帖は大正十三年（一九二四）以來取引を中絶され、現在實際に賣買され、且つ公認されてゐる錢鈔取引は、金票を對價とする鈔票の取引と、小洋錢を對價とする鈔票取引の兩者であつて、鈔票對金票取引は現物、先物兩取引が行はれ、鈔票對小洋錢取引は現物取引のみである。然しながら關東州内に於ける小洋錢も昭和十一年三月末日限り流通禁止となる筈であり（第一條）又滿洲貨幣史上特殊な役割を果して來た鈔票も、滿洲國の通貨統一工作と鈔票自體の存在理由の消滅とにより早晚廢止されるものと見られる（第三條）から、此の兩取引も遠からず其の姿を消し、長年に亘る滿洲幣制の紊亂が生んだ貨幣取引も茲に終末を告げ、滿洲國幣制の完全な統一が謳歌されるに至るであらう。

同取引所に於いては前記取引の外、匯申（上海弗對鈔票）、匯煙（芝罘弗對鈔票）及び大洋（現大洋對鈔票）の三相對賣買が滿人間に行はれてゐて、之等の任意取引に對しては取引所は黑板を貸與し、出來値を發表せしめてゐる。

以上五取引の中最も重要な取引は鈔票對金票取引であつて、現物取引は賣買當日又は翌日正午迄に受渡を行ふところの短期取引で、先物取引は相對賣買の方法を以つて行はれ、普通最長半箇月後に決済さるゝ取引のことである。現物取引は通常例外なく受渡されるものと解してよいが、先物取引は轉賣、買戻乃至乗換等の方法によつても取引關係より離脱し得るから其の受渡高は出來高に比べて概して小額である。

滿洲に於ける銀の標準相場は大連取引所の鈔票對金票相場で、普通大連の銀相場と謂へば鈔票百圓に對する金票の對價を言ふのである。

滿洲の銀市場の推移

大連は滿洲のみならず日本内地との關係に於いて重要な銀市場であることは言ふ迄もない。昭和六年の大連銀

市場は大勢的には銀安を反映しつゝ一張一弛を繰返し、時に四十一圓臺を割るの記録的安値を示現したが、滿洲事變及び英蘭銀行の兌換停止強材料出現後は反騰に轉じ、殊に日本の金輸再禁止以來昭和七年度の圓價崩落を眺めての活況は特筆に値するものがあつた。金輸再禁止以來よるべき基準を喪つた圓爲替が、内外投機業者の一舉一動に繰られ、浮きつ沈みつの浮動状態を繰返しつゝも、大勢は四十九弗より二十弗見當へと滔々たる落調を示した時、圓投機市場としての大連銀市場は卒然として日本朝野の視聽を聳たしめた。實に滿洲事變以來約一箇年に於ける大連銀市場の飛躍振りは驚異に値するものがあつた。殊に七年八月以降の暴昌振りは例年の三倍乃至三倍の取引高を示し、從來年額二十億圓程度のものが、同年に於ては一舉四十億圓に迫つたことは正に空前の記録である。

大連銀市場が斯の如く飛躍した原因は、消極的には金銀爲替の投機市場として隆盛を誇つた上海が、上海事變以來急激にその財力を減殺せられたこと、積極的には滿洲事變による日滿關係の好轉、軍事費及莫大なる建設資金の滿洲流入、北滿鐵道東部線及烏鐵の連絡杜絶による南下特産の商内増加等々によつた事は云ふ迄もないが、更に大連市場が上海市場と位置轉倒せる要因として上海標金市場の受渡代用物件が日本金圓より米ドルに變化された事を挙げねばならぬ。

かくて圓投機の舞臺が大連に移り來つた時、恰も國際情勢の不安と日本財界危機による圓價の間斷なき變動に乗じて前記の如き股賑を呈したものである。

越えて昭和八年に入り、相當強弱の材料に支配されて活況を見たが三月には米國の恐慌による脅威、爲替管理法の州内實施等があつた爲前年に比し大い縮少した感がある。而して同年六月世界通貨の安定、經濟復興を目指して開かれる倫敦會議は失敗に終つたが、米、西、墨、印及支那の諸國間で銀問題に關する協定成り、十二月米大統領の國內產銀買上法の實施、續いて昭和九年八月に銀國有令の公布に銀價は徐々に回復し倫敦相場は二十片台に乗り上げ、米國は引續き倫敦を中心とする多量の銀を買上げた爲、同年十月には二十五片の高水準に昂騰し大連鈔票亦之に追隨して百三十五圓台と言ふ高値に座し、中國財政部當局の銀輸出平衡税の實施に氣迷状態を見せたが、米國の銀買上熄まず銀價の強調を見越して大連市場は非常なる活況を呈し出來高二十五億圓を突破した。

超えて昭和十年に入ると米國の銀買上は續行され、同年四月倫敦銀塊相場は三十二片台紐育七十五仙と云ふ大正十四年以來の新高値を示

顯したが、大連取引所に於ける金建問題の擡頭、鈔票廢止説の流布に頭を打ち鈔票は百二十圓台に陥没し、續いて十一月初旬支那の幣制改革の實施に百十圓台下放れ、時恰も時期を同じうして日滿通貨安定に關する日滿兩國政府の聲明あり更に十二月には滿洲國及關東州附屬地に於ける爲替管理法の實施等國幣基礎安定に鈔票の前途倍々悲觀せられ、十二月初旬には早くも百圓の大關門を割り九十八圓と云ふ近年稀なる安値を示顯した。

斯くの如く鈔票相場の大波瀾は昭和十一年に於ても大連市場に好影響を與へ相當の出來高を見せてゐる。今最近五箇年間に於ける大連鈔票市場の先物出來高を表示すれば表第十二表の如くである。

大連鈔先物取引出來高五箇年比較

(單位千圓)

【第十二表】

月次	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年
一月	一七二、四〇〇	二三四、一八〇	一三七、〇八〇	二六八、〇二〇	二四八、四三〇
二月	一一六、九〇〇	一三三、九四三	二五四、一九〇	一七九、八九〇	一一二、四五〇
三月	二八四、四一〇	二〇五、七三五	一七五、四〇〇	三一七、八六〇	二二三、〇六〇
四月	一六一、三五五	一八二、一四五	一五二、四〇〇	二〇七、〇八〇	一三七、七一〇
五月	一四六、七九〇	二五一、九四五	二〇四、七二五	二〇七、一七五	一四一、四九〇
六月	一三六、二四五	一三五、七五〇	一四一、二八〇	二六三、三五〇	一八一、三五〇
七月	八一、三一〇	一一一、九〇五	一三三、七六〇	一九三、二〇五	一一三、二五〇
八月	八八、二一五	一一三、九六〇	九八、〇三〇	六〇二、〇九〇	七五、九一〇
九月	二〇三、三三五	一一二、六八〇	二二三、八七〇	三八六、〇七〇	一五〇、五二五
十月	二五九、九四五	三八三、七九〇	八九、一七〇	三五五、四〇五	一四三、〇〇〇
十一月	一五四、四六五	二六二、一四〇	一一九、六七五	五四五、六九〇	二六六、七三〇

十二月	一七八、一〇〇	一八五、五六〇	九八、六四〇	三七九、二六〇	二九一、三五〇
合 計	一、九八三、四七〇	二、五四二、七三三	一、八二八、二二〇	三、九〇二、〇二五	二、〇八五、二五五

次に鈔票對小洋錢であるが、關東州に於いては滿人相互間の取引、勞銀の支拂には小洋錢が用ゐられる場合が多く満鐵でも従前は滿人臨時使用人に對する給料は小洋錢金票拂といふ制度を採用してゐたことがある。大連錢鈔取引では小洋錢を以つて鈔票を賣買する規定になつてゐて、相場は鈔票百圓に付き小洋錢幾何と建てられる。鈔票も小洋錢も共に銀系通貨である關係上、相場變動率は僅少なるべき道理であるが、大正七年十一月には鈔票百圓に付き小洋錢九十九圓六角と百圓の關門を割つたこともあるし、又昭和八年五月には百四十五圓と云ふ高値を示現したこともある。其の後昭和九年秋以來の米國の銀吊上政策と、國民政府の滿洲國向銀の輸出禁止によつて大連の小洋錢は昂騰を續け、在高の不足と相俟つて大連に於ける滿人間の諸取引、日本側工業者等に大影響を與へたので遂に昭和十一年四月一日以後小洋錢の關東州内流通が禁止さるゝに至つた事は既に述べた通りである。尙ほ大連在住の日本人間に於いて小洋錢相場と稱するのは金票百圓に對する小洋錢の對價であるが、錢鈔取引所に於いては金票對小洋錢は取引されないで、鈔票對金票と鈔票對小洋錢の兩相場を裁定して金票對小洋錢の相場を求めないのである。

匯申取引に就いて説明すれば、之は鈔票を對價とする上海大洋の賣買取引のことで、相場は上海大洋百元に付き鈔票幾何と建てられ、大體九十七圓見當を常態とする。大連錢鈔取引所内で取引される匯申は直物取引に限られ賣買當日大連に於いて鈔票の授受をなし翌日上海に於いて上海大洋の授受が行はれるのが普通である。

次に匯煙は大連芝罘向爲替のことで鈔票の授受は大連で行はれるが芝罘大洋の授受は芝罘に於いて行はれる。匯煙も亦匯申と同じく短期取引であつて、鈔票の授受は賣買當日行はれ、關係書類は大連芝罘航路の汽船を利用し、同夜

芝罘に郵送されるから、芝罘に於ける受渡は翌日乃至翌々日と見積られてゐる。然し大連錢鈔取引所に於ける匯煙の出來高は極めて少く、取引の多い時でも一日の出來高五、六萬元程度と謂はれ、手合せの行はれない日も尠くない。相場は芝罘大洋百元に付き鈔票幾何と建てられる。

最後に大洋對鈔票相場は現大洋百元につき鈔票を以つて建てられる慣習で、昭和九年十月十五日國民政府が銀の輸出税を引上げてから大連錢鈔取引所に於いて賣買せらるゝ大洋の相場は連日昂騰して、出來高も一時四、五萬元を超へた。

奉天取引所其他 奉天、開原、四平街、公主嶺、新京の各附屬地に於ける官營取引所は、奉天票及び官帖の價值變動が甚しかつた頃何れもその錢鈔取引は殷盛を極めたが、其の後特産物輸送経路の變遷乃至滿洲國建國後通貨整理安定の影響を受けて漸く錢鈔取引は沈衰し、昭和九年三月限り、開原、四平街、公主嶺の三引所は解散の餘儀なきに至り、又新京取引所に於いても最近まで鈔票對金票取引に辛うじて手合せがある程度で、國幣對金票、國幣對鈔票の兩取引は極めて閑散を告げるといふ状態にあつたが、現在は全く錢鈔取引は行はれてゐない。たゞ奉天取引所のみが地理的好條件と沿革的強味に恵まれて稍取引の見るべきものがあつたが、之も亦時勢の波に抗することが出来ず、滿洲國の幣制確立、更に日滿通貨の統制と事態は急角度の旋回を見せ、昭和十年九月以降は金票對國幣が遂に「P」を示現して同取引所の存在は金く有名無事となり、鮮銀對中銀の業務協定を機として、關東局令により昭和十一年一月十五日限り永久に閉鎖されるに至つたのである。

然し乍ら同取引所は大正九年開設されて以來、よく取引所としての機能を發揮し、張作霖政權の勢力の消長を端的に反映して、後には却つてその爲め張家の忌諱に觸れたことさへあつたにも拘はらず、奉天が舊政權の本據として政

治的にも經濟的にも滿洲の中心をなしてゐた關係から同取引所の重要性は年と共に加重し、學良時代に至つては繁榮の頂點に達したものであつた。滿洲事變後は同取引所に鈔票が上場され、金票對國幣と共に鈔票對國幣の兩先物取引が行はれ、兩取引共建値は滿洲國幣、呼値の單位は百圓、賣買單位は千圓、受渡期日は毎月十四日と二十八日となつてゐた。然るに日滿爲替相場のバー示現によつて金票對國幣取引は消滅し、たゞ鈔票對國幣取引が大連市場の動きを反映して行はれ、それも殆んど實需に基かぬ所の思惑取引で、奉天取引所そのもの、の使命は終るに至り、又日常の取引に於いても殆んど取引所の必要を認めない状態となつたので、遂に前記の如く閉鎖されるに至つたものである。

第三節 滿洲國側錢鈔取引所

股份有限公司哈爾濱交易所其他 滿洲國建國前に於ける支那側取引所を見るに奉天を始めとして長春、哈爾濱、齊々哈爾、吉林及び安東其他の各地に錢鈔又は糧穀の交易所が濫設され、其の放恣な取引と相俟つて之に伴ふ弊害も亦甚しく、恰かも日本内地に於ける明治初年の取引所濫設時代を髣髴せしめるものがあつた。殊に支那側取引所にあつては此の種公益的性質を多分に有する商取引機關であるにも拘はらず、其の實權は悉く舊東北軍閥の掌中に在つて、彼等が意の如く操縦して私腹を肥す手段となつてゐたのである。之等の實相に鑑み、建國後日滿兩當局は慎重考慮の結果日滿の取引所は之を適當に整理した上、その存続を許すものにおいて公共機關として其の本來の使命を遂行せしむると共に滿洲國及び日本附屬地を通じて一貫した取引所政策の根本方針を確立し、更始一新を圖ることとなつた。之が爲め關東廳關係取引所中四圍の情勢の變化に伴つて、其の存続の意義なきものは之を整理したことは既に述べた

が、又滿洲國に於いては清算取引を爲す取引所は差當り哈爾濱以外は其の必要なきものと認め、他は或は閉鎖し或は現物市場として其の形骸のみを止むるに至つたのである。

然るに哈爾濱に於いて従前より取引所として相當の業債を擧げてゐた「舊濱江糧食交易所股份有限公司」(民國十一年四月開所)は、その公稱資本哈大洋百萬元であつたが、資産内容は相當整理を要するものがあり、且つ其の株式は一部の特權階級のみに壟斷せられ、其の取引制度に於いても著しく排外的色彩が濃厚であつた爲め、根本的改革を斷行して之を更生せしめる必要を認め大同二年十月一日日本取引所改組案を同社株主總會に附議決定した。其の結果先づ従來の商號「濱江糧食交易所股份有限公司」を「股份有限公司哈爾濱交易所」と改め、舊公稱資本哈大洋百萬元半額拂込を國幣四十萬圓金額拂込に減資した上、更に百六十萬圓を増資して公稱資本金二百萬圓(拂込額百二十萬圓)と改め、同時に會社代表者の改選を行ひ、大同三年一月二十二日之が登記を完了した。

尙ほ同地に於いて錢鈔取引所として存在してゐた濱江貨幣交易所は新設の哈爾濱交易所と理事者、株主共大體同一である上に貨幣交易所は毎年缺損を續けてゐたので、之を解體して哈爾濱交易所に國幣對金票の先物取引を開始すべしとの説が唱導されるに至り、遂に昭和九年末同貨幣交易所は解散して、哈爾濱交易所に新に錢鈔部が設けられ、昭和十年一月四日より國幣對金票の立會を開始した。斯くて哈爾濱交易所は特産物及び錢鈔の繰合市場として滿洲國側唯一の清算取引所となつたのであるが、日滿通貨統制の實施に伴つて錢鈔部上場物件たる金票對國幣はバーを示現し、錢鈔部の存在は有名無實となつた爲め、康徳二年十二月末日限り哈爾濱交易所の錢鈔取引は廢止を命ぜられたのである。

濱江貨幣交易所 濱江貨幣交易所は民國六年(一九一七)九月設立された資本金二千萬元の株式組織であつた。設立當初は留貨を取

引してゐたが、民國七年留貨の暴落によつて金票か同地に勢力を有つに及んで盛んに之を取引した。次いで哈爾濱を中心とする北滿地方の固有通貨として哈大洋が登場し、同交易所に於いても哈洋對金票、哈洋對吉林官帖、哈洋對黑龍江官帖の三取引が行はるに至り、取引の種類は定款の定めによつて、現期(現物)、約期(當事者の相對豫約)及び定期の三種が行はれ、相場は哈洋百元につき金票何円又は哈洋一元に付吉江帖吊文呼稱を以つて建てられた。然るに民國十三年の奉直戰爭の餘映を受けて哈大洋の暴落を演ずるに及び、之が市價維持に狂奔した官憲は同貨幣取引所に大制限を加へ民國十五年十一月より總て先物取引を禁止し、然も必要な場合には官憲筋自ら出動して人為的相場を立てることさへあつた爲め、自然同交易所は一般より顧みられなくなり、取引は減退し市場は不振に陥つて、其の後は貨幣の取引は現物先物共に交易所外の市中に於いて各人自由に相對取引の形式を以つて行はれ、取引所の機能は大いに減殺されるに至つた。

尙ほ前記の三取引は滿洲國通貨統一の進行に伴つて存在の意義を失ひ、昭和七年末を以つて取引物件中より除去し、昭和八年一月より新に國幣對金票取引が開始されたが、依然同貨幣交易所は不振を續け、遂に昭和九年末解散するに至つたものである。

長春金融市場

之は以前長春貨幣交易所と呼ばれてゐたが昭和四年十月頃より現在の名稱に改められたものであると謂ふ。事變前迄は鈔票對吉林官帖、永衡大洋對吉林官帖、鈔票對哈洋の諸取引が行はれ、又昭和七年の五、六月の交には吉林官帖市價維持策として奉天現大洋票を此の市場に上場し、吉林永衡官銀錢號が奉天現大洋票賣官帖賣方として出動し、二箇月間に二百五十萬二千円の手合せが行はれたことがある。前記諸取引の中最も重要な取引は鈔票對官帖の取引で、昭和六年一月より六月に至る六箇月間に二千七百萬円の出來高を示し、又同期間に於ける其の他の取引は哈大洋對官帖は五百八十六萬七千元、永衡大洋對官帖は百八十二萬元、鈔票對哈洋は百五十八萬九千元といふ出來高を示して居る。其の後滿洲中央銀行が設立せられて、國幣と各種舊紙幣との換算率が公定せられた爲め、國幣對鈔票、鈔票對金票、國幣對金票の三取引が行はるゝこととなつたが、國幣對金票は市中錢莊相互間に於いて取引せられ、金融市場に於いては手合せがなかつた。國幣對鈔票、鈔票對金票の取引は共に現物取引で約定金は賣買當日の午後七時に雙方より現物を持寄り、場内に於いて受渡を行ふ慣習であるが、午後三時迄に當事者の一方が他の一方に對し延期を申入れ、相手方の諒解を得た場合には延期を申込んだ者は相手方に對し日歩を支拂ふものとし、延期日数は十數日を普通とするが稀には二十日に及ぶこともあり、又日歩は千円に付き幾何と表示され、曾て一円

五十錢といふ高値を示現したこともあつたが、大體四五十錢程度を普通とした。

國幣對鈔票取引は鈔票對官帖取引の後身で、滿洲中央銀行が開業した昭和七年七月に先づ鈔票對國幣に改められ、更に昭和八年六月國幣對鈔票取引に改められたものである。相場の建て方は鈔票を對價とする國幣千円の相場であつた。又鈔票對金票は昭和七年一月に開始され相場は鈔票千円に對する金票を以つて建てられ、取引單位は國幣及鈔票共に千円であつた。尙ほ同交易所も現在は自然消滅の形である。

安東銀市

安東は滿鮮國境に位し、奉天省城より遠く離れて官憲の威令が徹底しなかつた爲めか人民は自治の精神に富み、同地の固有通貨も亦爾餘の滿洲各地と趣を異にし、從來鎮平銀、小洋錢等の硬貨が流通して奉天票の如き不換紙幣を回避した形跡が見られるのであるが銀市も亦この特殊事情の影響を受けて著しく自治的色彩が濃厚であつた。即ち安東銀市は商務總會の管理に屬し、市場の監督、取引人の任免、取引人の仲裁事項等の權を有し、市場經營に關する一切の經費も亦商務總會の負擔となつてゐた。

安東の本位貨は從來鎮平銀であつて、同地の主要取引はあげて鎮平銀建を以つて取引されてゐたが、昭和九年四月滿洲國財政部が鎮平銀廢止に關する布告を發したので、十月一日には安東の主要市場たる銀市、特産市、柞蠶市を始め、木材其の他從來鎮平銀建を以つて取引されてゐた商工業各界は一齊に國幣建に改むるに至つた。斯くて鎮平銀は整理されたが、なほ安東城市を中心とし、北は鴨綠江沿岸、南は奉天省の東海岸一帯に亘つて、汽車積大豆、豆粕其の他雜穀を始めとし、滿人小賣商、旅館等の日常取引は依然として小洋錢建であつたので政府は安東省長に小洋建取引禁止を命じたので、康徳元年十二月十七日以後、安東市及び其の接壤地各縣に於ける小洋錢建取引並に其の流通は禁止されたため、従つて銀市の上場物件も乃至建値も變革の餘儀なきに至つた。

鎮平銀整理前に於ける銀市の上場物件は鎮平銀を建値とする金票、小洋錢、現大洋、邊業大洋票、奉天票の五種取引の外申匯(安東上海向爲替)、烟匯(安東芝罘向爲替)、津匯(安東天津向爲替)の三爲爲取引が行はれてゐたが、此の中鎮平銀を對價とする邊大洋及び奉票の立會は昭和七年末を以つて終焉を告げ、又昭和八年(大同二年)一月よりは國幣對鎮平銀の立會が開始され、次いで同年八月より國幣對金票國幣對小洋の兩取引が開始された。

貨幣の取引單位は金票一千円、其他は一千元で、爲替も從來は芝罘銀各一千兩を取引單位とし、鎮平銀を以つて取引されてゐたが、昭和

八年春上海市場が廢兩改元を行つた爲め、上海向は四月より、天津向及び芝罘向は五月一日より夫々大洋一千円を取引の標準として取引續行中這回の鎮平銀廢止に際會したのであつた。銀市に於ける錢鈔取引は特色を有し、金票のみは歩み相場に依り其の他は各物件毎に出場者一同商議の上一定の賣買値段を公定して、一本値に依り相對賣買の方法を以つて取引され、又場帳、揭示板等の備付が無いから取引が成立しても申告することが無く、單に賣買當事者間に於いて口頭を以つて約定するに過ぎず、受渡は當日散市後運帶無く實行されるのを原則として實行のオブションは買手側にあり、即ち買方（普通鎮平銀の渡し方）が賣手の許に代金を持込み決済を爲す慣習であつた。

第四節 對外爲替關係

滿洲の各通貨と外國との關係を概述するに、從來滿洲と上海との爲替關係は最も密接なる重要性を帯びてゐる。即ち大連に於ける正金鈔票と上海兩との爲替關係は滙申となつて現はれ此滙申のバリチーは從來鈔票であつたが昭和八年四月以來支那側が廢兩對改元を行つた爲め銀元單位對外貨建となり、上海大洋百圓につき鈔票九十六圓八十二錢九厘となつた。従つて其爲替取引は爲替銀行及錢莊の間に行はれる。其主なる者は上海筋錢莊、南支向輸出者、大連の油坊、大連の上海物資輸入商、滿洲奥地の輸入商である。

次に營口、上海間の爲替相場たる滙水は上海弗對滿洲國幣にて又安東、上海間の爲替相場たる鎮申は從前鎮平銀と上海弗の對價において成立したが鎮平銀の廢止により國幣建となつた。而して滙水及鎮申の取引者は營口及び安東の滿洲人輸出入大商店及び即ち錢莊等である。

尙ほ上海に次ぐ重要な爲替關係地は天津、青島、香港等である。又安東と密接な爲替關係地は芝罘であつて之等の取引は滿洲側銀行、日本側正金銀行を中心として行はれてゐる。又滿洲と諸外國との爲替關係は日本を最重要とし對英、米、印、獨、蘭、印等の順である。之等は何れも滿洲特産物の輸出決済及び各種輸入品の代金支拂の必要から生じた爲替關係である。尙ほ關東州及び滿鐵沿線各地に於ては金票を以て中華民國向爲替を取組んでゐる。

第二篇 金融機關

第一章 滿洲從前の舊式銀行

第一節 錢莊の沿革

滿洲に於ける貨幣經濟の歴史が新しいといふことは、同じ様に銀行業の發生をも遅らした。勿論現物貸付や高利貸付は自然經濟時代に於いてもあり得るものであり、又歷朝歷代の貨幣が多種多様を極めてゐたことは古く已に、銀行の最も單純な形態たる兩替業の發生を齎したであらう。唐の飛錢に做つた金、元等の紙幣も一種の爲替手形と云ふべきものであつた。

然し乍ら十九世紀中葉山東、直隸よりの大量の流民が茫漠たる滿洲の荒野に鋏を入れ、之に續いた直隸の商人によつて滿洲の農産物と支那内地の商品との交易が開始されるまでは銀行業發生の經濟的條件は熟してゐなかつた。即ち滿洲農産物の商品化は此の地に定着した漢人農商民の生活に於ける貨幣の役割を漸次強大ならしめ、商人及び轉任する官吏又は政府等の現銀送金の危険は爲替を必要とするに至つた。斯くて各地の商人は自らの必要のために自ら金融機關となつて手形類似の私帖を發行し又爲替業を兼營するに至り、同時に滿洲に於ける銀行業發生の條件は略々備つたのである。こゝに山西の票莊が入り込んで來たのは必然的であつた。

票莊の起源については種々の説があるが、山西人によつて前清時代（十八世紀中頃）創められたものであることは一致してゐる。山西人の票莊は支那全土に支店や聯絡店を設けて爲替業を獨占し、其他廣く預金貸付をも行つて金融

界に異常な勢力を伸張し、遂に山西人は支那金融業者の同義語であるかの如き觀を呈するに至つた。票莊の發展は山西人の先天的才能に俟つ所勿論であるが、其他の理由として政府、官吏との提携が擧げられる。票莊は國庫金を取扱ひ、官吏富豪の預金を無利子又は二、三分に過ぎない低利子を以つて受入れ常に巨額の資金を運轉することが出来た（普通年一割の高利で貸付けた）。然るに清の末期支那各省に新式銀行が相踵いで設立され、滿洲に於いても光緒三十一年奉天官銀號が創設せられて官金の取扱等を之に奪はれた爲め漸次衰退に趨き、從來の信用によつて個人の預金及び爲替の依頼によつて辛くも營業を維持し得たものもあつたが、大部分は廢業或は轉業するに至り、革命後軍閥の壓迫が加はるに及んで、約百年間全支金融の牛耳を執り、特に嘉慶、道光、咸豐の極盛時代を誇つた山西票莊も遂に自然消滅して、其の勢力は全く地に陥ち、之等山西人は新なる活路として、より健實なる高利貸へと轉業して、其後は土着人其他山西人以外のものによつて組織された錢莊が之に代るに至つた。錢莊は約百五、六十年前元來上海を中心とする浙江人によつて創められたもので山西人の票莊に對して區別されるものであるが、現在滿洲に於いて錢莊銀號或は錢舖と稱する在來の舊式銀行は、各自任意に其の欲する名稱を附ける者が多く、従つて、上海の錢莊と全く同一なものとも見ることが出来ないが、票莊の小なるもの即ち在來の慣習による爲替預金、貸付等を營む小銀行といふべきもので、又單に兩替のみを營むものをも斯かる名稱を以つて呼ぶものがあるから、名稱によつて其の業務の内容資本系統等を決定することは出来ない。

第二節 錢莊の組織並に業務

錢莊の營業組織は個人の出資になる單獨經營のものと、二、三人乃至五、六人の共同出資になるものがある。共

同組織のものは經理人を招聘して之に一切の業務を擔當せしめ、各出資者は連帶無限責任を負ふ。資本額は普通一萬兩乃至四、五萬兩程度で、八萬兩乃至十二萬兩の資本を有するものは大なるものに屬し、四、五十萬兩の錢莊はも早や例外的である。斯くの如く資本の大小よりも出資者各自の個人信用に依存してゐる點が錢莊と株式組織の銀行とを截然と區別してゐる。

錢莊の業務は存銀（預金）缺銀（貸出）出票（莊票發行）匯兌（爲替割引）其他金銀、有價證券等の賣買を以つて主要なるものとしてゐるが、此の中金、銀、有價證券等の賣買は一般株式銀行の業務と異らないので之に就いての記述を省き、其き其の他の業務の簡単な説明を次に加える。

（一）貸付 缺銀、放賬、放銀、放款等と稱し、浮缺（當座貸越）及び常缺（定期貸付）の二種がある。

浮缺は往來缺款又は單に缺款と稱し、錢莊貸出の大部分を占めてゐる。普通當座勘定を有する商人に對して行はれ又預金者以外にも貸付をなす事がある。錢莊は顧客の信用状態を常に調査し、知悉してゐるので、貸付に當つては主として無擔保でなされ、場合によつては保證人無しで貸出されることさへある。此の點株式銀行と著しく異り、錢莊の長所であり又短所でもある。但しその貸付金額は毎年初錢莊側から一定の貸越限度を定め、商人の發行する支票に對して錢莊は手形莊票を發行し、一切現金を以つて貸付ける事はない。當座貸越の決算は一年を限りとし、貸越高は必ず舊歷年末二十日より二十八日迄に之を返済する習慣である。

常缺は長缺とも稱し、錢莊業務として當座貸越程重要ではない。普通三箇年或は六箇月を期限とし、五、八、十二月の三季節を限界として其の範圍内に於いて期日を協定する。而して此の定期貸付には抵押放款（押款）即ち擔保貸付及び無擔保貸付の二種があるが、元來錢莊貸出は信用貸を主とし、擔保品を徵する場合もその選擇極めて寛大で、

割引も亦擔保品原價の二割以上に過ぎず、殆んど信用貸に異なるところがなく、従つて危険が多かつたので、近年は選擇に意を用ふるに至り、棧單（普通倉庫證券）又は貨物を主とし、不動産は一切取扱はない。但し、農村地方に於いては土地抵當貸付が最も一般的である。又錢莊は自ら倉庫を有し、動産を擔保として質屋業（當舖）同様の業務を営むものもあり、其の商品は金、銀或ひは種々の裝身具其の他賣行きの早いものを主とし、普通市價の五割乃至八割を融通する。

尙ほ莊票（手形）又は匯票（爲替券）を抵當として貸付を爲すことがあり、之を掉票と稱する。此の擔保に差入れた票の期限が到達すれば錢莊は手形面金額より貸出額を控除して其の餘を借主に交附し、借主は其の借入額に對し該期限内の利子を支拂ふ。又控票と稱し錢莊が借主の振出した約束手形を擔保とし、該手形限内の利子を除いて貸出を行ふことがあるが、之は寧ろ手形の割引に類するものである。

(2) 預金 存銀又は存款と稱し、浮存及び長存の二種がある。

浮存は當座預金の事で往來存款或は活期存款とも謂ふ。錢莊預金の大部分を占め、現金を以て預入する者は尠く、多くは莊票（手形）匯票（爲替證券）を以てし、錢莊は預金勘定を有する商人に通帳（存摺、摺子、手摺又は往來帖と稱する）及び小切手帳（支票帖）を交附する。新に取引關係を結ぶ者に對しては信用ある商人の紹介を必要としてゐる。何となれば、滿支の商人は一般に比較的資力乏しく、常に二、三の錢莊と取引關係を有して、その融通に俟つ状態であり、従つて錢莊は單に金、銀の保管をするのみでなく必ず之に伴つて貸出が豫想されねばならない爲めである。

預金の預入及び引出の記帳は頗る簡單で、預入の旨を記載した一片の書信と現金とを預入者より受取つた錢莊は之

を收として通帳の上方に記入して返付し、引出は之を付として下方に記入するのみである。手形、爲替券の預入は滿期日のものは其の日の預入とし、滿期日前のものは其の期日を以て記帳する。預金の引出は預金勘定開始の時交附された小切手帳（支票帖）によつて支票を發行するもので、即時拂及び定期拂の二種があり、何れも振出の都度其の期日金額を錢莊に通知しなければならぬ。普通即時拂よりも定期拂の方が多く、期日は五日、十日、十五日、一箇月等である。錢莊の交付する支票帖は三つの部分から成り、振出人の手に残るものを上根と稱し、受取人の手に渡るものを下根と謂ひ、中間部分を正票と稱し、預金者は振出と同時に割印ある正票を錢莊に送致して小切手支拂の際の照合の便に供するもので、正票送附前の現金支拂には應ぜず、又支拂も小切手呈示の日の夕刻に支拂はれるのが普通である。支票振出に際し一々通告を要するのは當座預金に對する錢莊の支拂準備金が極めて小額である爲めといはれてゐる。

支票の形式には記名式と無記名式とあり、支票面には受取人を指定するが實際は持參人拂であつて轉々流通する。次に長存即ち定期預金は一箇月、三箇月、六箇月等一定しないが、普通は年末引出の約定を以つて隨時預入を爲す者及び一箇月を期限として定期預金と爲す者が最も多く、一箇年以上に亘るものは無い。而して定期預金の場合に當座預金に於けるが如く莊票、匯票を以つてせず、多くは現金預金であつて、預金者に對し存票即ち預金證書を交付する。

(3) 出票（手形發行） 錢莊は莊票と稱する一種の無記名式約束手形を發行し、貸出は勿論、預金の支拂に至る迄錢莊支拂の一切は悉く莊票を以つてし、莊票の發行は錢莊業務の最も重要なものとなつてゐる。之は銀行發行の約束手形の一種ではあるが割引することは稀で現金同様流通し、從來信用ある商店質屋等が發行してゐた私帖と同じく通貨と

何等異るところはなく、銀行兌換券と謂ひ得るものである。

莊票には即票及び期票の二種がある。即票は即期票ともいひ、一覽拂の約束手形で割引の際又は當座預金に對する支票（小切手）と引換に振出されるのを普通とする。小切手と引換へるのは支拂の確否不明な小切手を確實なる莊票を以つて小切手の保證と同一の效力を有せしめんが爲めである。

期票は期日拂であつて、其の期限は五日、七日、十日等一定してはゐない。組合に加盟してゐる錢莊では莊票に對して何時誰にでも支拂を爲すので莊票の流通範圍は極めて大きく且つ永い期間流通する。莊票濫發と信用の失墜とを避ける爲め組合はその發行を常に監視し、錢莊破産の際には組合が整理を行ひ、その破産錢莊の莊票所持人に對しては特に他の莊票を與へる。

即票は任意の金額を記載することが出来、支拂ひに際して錢莊は該票が如何にして所持人の手に入つたかを問ひ正すことが出来、もし紛失の場合は發行錢莊に届出で、新聞に廣告して支拂停止をすることが出来る。

莊票の形式は極めて簡單で一葉の紙片の中央部に金額を記入しこれに發行錢莊名を書き署名捺印し、右に發行番號左に満期日付を記すのみである。

而して莊票の支拂ひは、即票の場合は錢莊營業時間中何時でも要求次第支拂ひに應じ、主として取引先に對する支拂ひに用ひ、期票は何人に對する支拂ひにも使用する。但し普通は預金者の請求に應じて發行するもので、其の金額は預金額を限度とし、依頼者の信用程度によつては此の制限を超えることがある。此の場合錢莊は自己名義を以つて發行し、絶對無條件の債務者として之が全責任を負ふ。但し此の限外發行は最近極めて稀である。

(4)爲替(匯兌) 錢莊の發行する爲替は凡て内國爲替で、之を匯兌と稱する。爲替券(匯票)の券面は支票と同じく

三つの部分に分れ、各部分の名稱も支票と同様である。形式も受取人、金額、期日、支拂場所、錢莊名が記されるだけで、支票と同様頗る簡單である。支拂期限の特に記されてゐない匯票に對しては地方慣習による一定の期日内に支拂はれる。又票面には屢々「無効と推定された紛失の場合」或ひは「支拂期限を起した場合には利子を加算しない」との文句が附加えられる。

而して爲替には書面により宛先錢莊より金額を交付する所謂支付憑信(信匯)電信爲替(電匯)普通の送金爲替(票匯)逆爲替(倒匯)荷爲替(代報匯信又は隨貨求匯)等の種類があるが、票匯を除く他は殆んど行はれない、商取引は大部分信用に依る手形取引であるため國內及び對支取引には匯票の使用は頗る多く、各種の産物は北抵附近中央市の商人又は其の代理店につき匯票を以つて買付をなし、之等原産地の錢莊其他の金融業者は之等の匯票を買入れて仕向地に於いて其の取立てを爲し、取立てたる手形代金は其の地に於ける諸商品の仕入資金となつて決済される。又爲替手形の裏書讓渡は稀に行はるゝのみで、其の方法は記名捺印するのみである。

尙ほ錢莊は嚴格なる意味に於ける手形の割引は行はないが、掉票又は貼現或は更票と稱する割引類似の事務を行ふ貼現は主として満期日前の匯票を買入れ、其の代金を當座勘定に繰入れ或は又之に對し新たに莊票を振出し、又は現金を交付するもので、眞の割引とは稱し得ない。之は莊票が常に轉々流通して、割引の必要が尠く、又商人に於いても其の作用を知らないに因る。

(5)利子 滿洲に於ける利子は(支那に於いても同様であるが)從來行政秩序の缺除、軍閥戦争、匪害等によつて財産を有する者は農村や小都市よりも大都會に居住することを選び、そのため大都市では最小限度まで利子が低下し、奥地ではその反對に極端な高利となつた。而して利子の問題は都會と農村との間又は都會そのものの間に於ける貸付

に伴ふ返済の危険率の相違のためにその状態は區々として異り、又大都市に於いては需要供給の變動に伴つて定期的には或は偶然に利子の變動が急激に生起する。然し農村において農産物出廻時期等の需要の昂まる際は金貸業者は資金を都市から仰ぎ得るので、地方錢莊、特に農村金貸業者に於ける利子は極めて高いなりにその變動は小さい。

上記の如く錢莊の利子について概括的に之を述べるとは困難であるが、いま利子の計算方法、利率の決定方法等につき次に略述しよう。

當座預金に對する利子は毎月末計算して翌月初通帳に記入する。預入の時が午後二時を過ぎる時は翌日より利子を附し、引出の日は算入しない。其の利息は預金主の信用程度に應じて數階級の差等を設け、利率は毎月初錢業公所に於いて錢業者が集り、前月中の毎日の市場利率を平均し其の九十五掛を標準として決定する。従つて外國銀行の當座利子よりも低率で、且つ一月二月の兩月は普通利子を附せないのであるが、然し預金者は當座借款を爲し得る便がある爲め一般に商人は錢莊に惹きつけられる。

定期預金の利率は當座預金利息を最低とし、貸越利息を最高基準として決定され、一般に當座預金に比し四釐内外高い。尙ほ當座預金、定期預金共に預金金額に最低限度があつて、之に達せざる預金は保護預りとして利子を附せず又期日前引出の定期預金は原則として利子を附せず、特別の取引關係者に限り例外的に滿期扱とすることがある。但し此の場合も殘餘日數に對しては利息を附せず、又利息も其の期限内に於ける最低日歩を附する。

次に當座貸越の利子は當座預金利子よりも普通月歩六圓内外高く、最も低い場合でも二圓は高い。利率の決定は普通錢莊同業者間の貸借勘定の折息（公定利率）を標準とし之に加頭（割増）を加算する。定期貸付に對しては月利七八厘を普通とし、大市場に於いては一分に達することは殆んど無い。

第三節 錢莊の現在

前節に於いて錢莊の組織及び業務の一斑を見たが、滿洲國建國後預金の受入又は爲替業務を行ふものは銀行法の適用を受けることとなつた爲め、或は單なる兩替商となり、或は小規模新式銀行に轉向し、現在滿洲國內に於ては前節に於いて述べた様な本格的業務を営むものは全く無く、錢莊、錢舖といつても單なる兩替業に過ぎないので、小資本を以つて、薄利ではあるがより健實なる營業を営まんとするものが多い。關東州内及附屬地に於ては預金の受入又は爲替取引を営みつゝあるものも殘有してゐるが、何れの錢莊も爲替管理の實施、銀行の爲替業務の發展等の爲に爲替業務は振はず、一面兩替業務の基礎たる多種多様の通貨の存在が國幣統一によつて失はれ、最後に殘つた金票對國幣相場の動搖に基く兩通貨の兌換の需要によりわづかに餘喘を保つてゐた錢莊も昭和十年九月以來兩通貨が等價を維持するに至つてからは取引は殆んど無く、國幣と金票の交換手数料或は現大洋の密賣買によつて僅かに餘命を繋ぎ、或は他業に轉向する等往時の華かさには比し凋落の跡著しいものがあるが、康徳二年十二月十日滿洲國側の爲替管理法の實施及關東局爲替管理規則の改正を見て以來、外國銀貨の輸出入、輸送、賣買等一切當局の認可を必要とすることとなつた爲め全然營業は成り立たず、益々窮地に陥つて轉業倒産者は踵を接するに至つた。

尙ほ財政部調査による康徳二年九月末現在に於ける全滿（關東州及び附屬地を除く）錢莊錢舖の軒數は奉天省一二五、吉林省一五、濱江省二九、龍江省一一、黑龍省六、安東省五、錦州省一四、興安南省二、その總計二〇七で、資本金總額は七十一萬七千九百六十圓となつてゐる。然し乍ら前記の如き事情により急速に其の數は減少しつゝある現狀である。

第二章 滿洲中央銀行

第一節 組織及び業務

通貨の流通を調節し其の安定を保持し金融を統制すべき使命を有する滿洲中央銀行の設立經過及び其の輝かしい幣制統一の業績に就いては第一篇第四章に於いて既に述べた所であるが、同行の組織及び業務の概要は次の如くである。

資本及株式 滿洲中央銀行法及び同組織辦法に基いて設立された株式會社で、資本は國幣三千萬圓とし、之を三十萬株に分ち一株の額面を百圓と爲す。而して政府は資本の半額迄引受くることを得るとの規定によつて政府は先づ其の半額千五百萬圓を引受け、殘部半額は後日之を募集することとし、第一回拂込は株金の二分の一以上なるを要する規定により政府は當初引受株金の半額七百五十萬圓を拂込み、大同二年七月一日更に第二回七百五十萬圓の拂込をなし現在拂込資本は一千五百萬圓である。

株券は總て記名式とし、株主は特に政府の許可を受けたる者に限り、且政府に於いて五萬株以上を引受くる義務を有する。尙政府は其の引受けた右限度の株式に付ては之を讓渡又は處分し得ざる規定となつてゐる。

政府納附金制度及株主配當保證 株主に對し配當し得べき利益金額が拂込資本に對し年一割を超過する時は、銀行は其の超過額の四分の三を政府に納附することを要し、又株主に對し配當し得べき利益金額が政府持株以外の株式の拂込金額に對し年六分に達せざる時は、政府持株に配當を爲すことを要せざるのみならず、政府は創立年度より五年を限り年六分に達する金額を補給する。

積立金 缺損補填準備として純益の百分の八以上及び、配當平均のために純益の百分の二以上を積立てる外金塊外國金貨又は金勘定の預け金として純益の百分の二十以上を積立てることを要する。

營業期 一年を二期に分ち、一月一日より、六月三十日迄、七月一日より十二月三十一日迄を以つて各々一期と爲す。

存立期間 設立認可の日より滿三十年と定められてゐるが、但し株主總會の決議に依り政府の許可を得て之を延長する事を得る。

業務の範圍 滿洲國の現状は一般金融機關の未發達と未だ各種分業的銀行の存在を必要とする時期に達してゐない爲め、滿洲中央銀行は過渡的辦法として中央銀行業務の外に一般銀行業務を營むと共に農工金融にも任ずることゝなつてゐる。今その業務を列記すれば次の如くである。

(イ) 貨幣の製造及發行

(ロ) 一般銀行業務及附屬業務

- 1 政府發行の手形、爲替手形、其他商業手形の割引又は買入
- 2 金・銀塊、外國通貨を擔保とする貸付
- 3 金・銀塊、外國通貨の賣買
- 4 諸預り金及び當座貸越
- 5 金・銀塊、外國通貨貴重品並に諸證券類の保護預り
- 6 公債證書、政府發行の手形其他政府保證に係る各種の證券を擔保とする貸付
- 7 確實なる擔保ある貸付

滿洲中央銀行

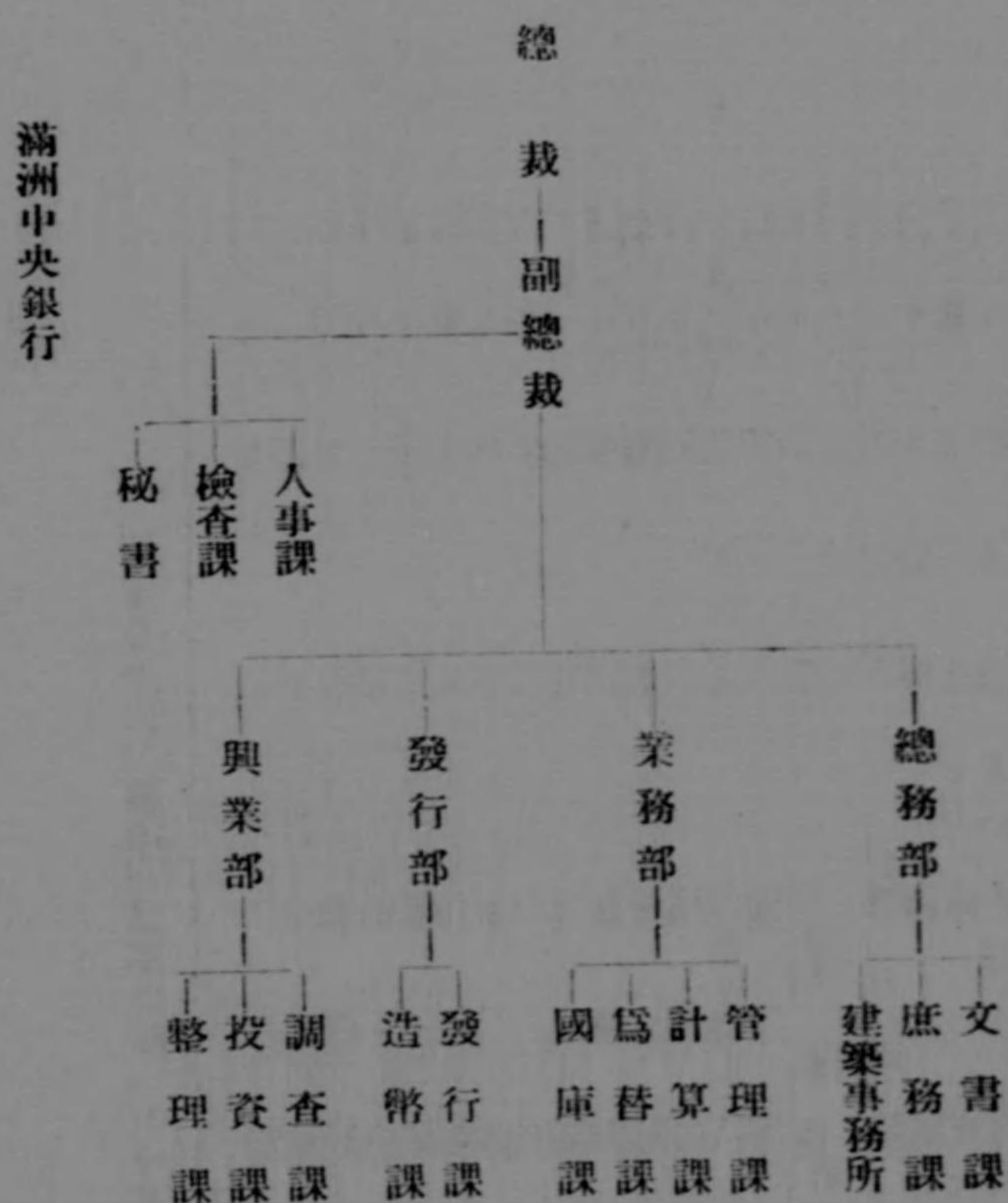
- 8 平常取引約定ある諸會社、銀行又は商人の爲の手形取立
- 9 爲替及荷爲替
- 01 營業の都合により國債證券、地方債券及其他政府の指定する確實なる有價證券の買入並に財政部大臣の認可を受け公共團體及金融合作社聯合會に對し無擔保貸付を爲すこと
- 11 政府の許可を得て借入金爲し又は他銀行に預金を爲すこと
- 12 國庫金扱及び地方團體の公金取扱事務の代理

舊附屬業務の分離 舊官銀號は棧棧、當舖、估衣舖、錢舖、雜貨賣買業、運送業、代理業、印刷業、電氣、水道、製粉業、製糖業、製鹽業、林業、鑛業、毛皮貿易、製絲布業、麥酒釀造業、燒鍋、油坊、航運業等多くの附屬業務を兼營し、殊に棧棧の如きは全滿大豆總出廻高の大半を買付け、其の取扱高年額二百萬圓を超えたもので、之等業務の本店數六十三、支店數七十合計百三十三店に達し、其の従業員は中銀に引繼がれた當日現在に於いて三千五百七十五人の多數を算してゐた。而して之等の附屬業務は舊軍閥と舊官銀號との合體になる營利事業として重要な役割を爲したものであるが、滿洲中央銀行は同銀行法及び同組織辦法に基いて附屬業務を分離獨立せしむることとなり、當舖釀造業、油坊、雜貨及び代理業の各事業を一括して大興公司に讓渡し棧棧は之を廢止し、製粉は日滿製粉株式會社に電氣事業は滿洲電業株式會社に、鑛業は滿洲炭礦株式會社及び滿洲採金株式會社に、航運は鐵路總局に、林業は實業部に移管する等夫々整理し、附屬業務一切は全く滿洲中央銀行を離るゝに至つた。

役員 滿洲中央銀行の役員は總裁及副總裁各一名、理事五名以上、監事三名以上の規定で、現在の役員は左の如くである。

- 總裁 榮 厚
- 副總裁 山成高六
- 理事 鷺尾磯一、吳恩培、武安福男、劉燾榮、五十嵐保司、劉世忠
- 常務監事 阪谷希一
- 監事 國潮洗、丁士源

組織系統 總行を新京に、奉天、吉林、齊々哈及び哈爾濱の四箇所に分行を置き、全滿の主要地百三十六箇所（康德二年六月末現在）に支行、辦事處を設けてゐる。今中銀總分文行所在地を表示すれば第十三表の如くである。而して總行の内部組織は副總裁主管の下に人事課、檢査課及び秘書があり、此の外左の如き部及び課が置かれ各部長は理事が之に當り、奉天、吉林、齊々哈爾の各分行には理事を駐在せしめてゐる。



滿洲中央銀行

1 2 3 4

土地建物等	20,221,942.43	20,616,543.84	21,617,251.36	19,233,063.71	21,312,495.76	18,590,039.50
現金	8,733,975.67	9,560,625.31	4,474,483.00	7,902,696.63	7,565,166.44	10,432,923.38
合計	311,015,146.24	305,708,342.39	292,233,182.53	322,538,568.00	369,323,493.65	342,009,011.57
負債之部						
資本	30,000,000.00	30,000,000.00	30,000,000.00	30,000,000.00	30,000,000.00	30,000,000.00
公積金	151,865,395.87	120,000.00	285,000.00	525,000.00	777,000.00	1,050,000.00
準備金	30,258,578.66	53,079,437.49	32,852,854.24	54,867,174.48	51,210,365.04	113,692,412.75
貸出金	1,409,399.98	3,786,103.32	4,732,774.42	6,718,183.97	7,886,991.02	73,476,568.53
特別預金	12,768,803.43	20,922,962.27	24,559,640.26	28,126,952.53	22,430,610.57	7,279,434.39
普通預金	2,584,800.89	2,637,960.44	3,030,449.37	3,954,612.88	5,480,372.88	24,875,025.87
特別預金	3,269,436.78	16,215,666.83	5,233,937.89	31,764,015.08	11,402,062.76	6,499,253.97
他借入金	21,266,392.27	20,313,079.14	18,265,993.20	18,348,623.85	20,669,056.15	19,823,113.45
支拂入金	1,335,516.14	1,339,083.48	2,035,339.85	2,088,405.58	2,011,180.97	1,416,881.41
支拂入金	3,756,578.20	2,040,602.92	750,298.08	576,576.90	504,039.90	280,779.51
支拂入金	52,137,590.40	42,036,875.31	39,164,201.63	42,230,849.33	44,520,000.13	39,604,045.84
支拂入金	362,808.62	17,808.62	106,033.98	160,087.46	230,229.21	295,847.55
前期繰入金	362,808.62	513,225.36	779,053.48	807,141.75	823,618.34	932,448.33
前期繰入金	362,808.62	17,808.62	106,033.98	160,087.46	230,229.21	295,847.55
合計	311,015,146.24	305,708,342.39	292,233,182.53	322,538,568.00	369,323,493.65	342,009,011.57
貸出金						
貸出金	362,808.62	513,225.36	779,053.48	807,141.75	823,618.34	932,448.33
貸出金	362,808.62	17,808.62	106,033.98	160,087.46	230,229.21	295,847.55
貸出金	362,808.62	531,033.98	885,087.46	967,229.21	1,053,847.55	1,228,295.88
貸出金	30,000.00	43,000.00	64,000.00	650,000.00	25,000.00	30,000.00
貸出金	10,000.00	12,000.00	16,000.00	170,000.00	180,000.00	200,000.00
貸出金	80,000.00	110,000.00	160,000.00	170,000.00	35,000.00	35,000.00
貸出金	225,000.00	225,000.00	450,000.00	450,000.00	450,000.00	450,000.00
貸出金	17,808.62	106,033.98	160,087.46	230,229.21	295,847.55	413,295.88

預金 舊政權時代の滿洲に於いては信頼すべき銀行なく、通貨は常に下落して預金は極度に不安な状態であつた。爲め民間の資金は事業又は不動産に投ずる外多くは現銀にて貯藏され、銀行に預金する者は微々たるをのであつた。

斯くの如く信用制度の發達が遅れ、産業の進展は停滞の状態にあつたので滿洲中央銀行は開業以來預金思想の普及に つとめ、第一期末には五千萬圓に過ぎなかつたものが、第二期末には九千七百萬圓に増加し、第三期に入つて政府預 金の減少と特産出廻りに伴ふ季節的資金の需要とによつて減少を見た外は毎期増加の傾向を示してゐる。

貸出 開業當初（大同元年七月一日）の貸出金、残高は一億七百六萬五千圓（政府貸上金一一、五〇〇千圓、諸 貸出金九五、五六五千圓）であつたが、第一期中に於いては政府貸上金、特産資金貸出等があつて期末残高は一億二 千四百萬圓に上り、第二期には漸次資金の回收があつて減少し、第三期には附業分離、特産市場不況のため、一方春 耕資金商工資金、地方行政費貸出等新規の貸出が相當あつたにも拘はらず貸出残高は減少を示したが、之は舊行號よ り引繼の貸出金整理の結果に因るものである。第四期には農商民救済のための貸出増加により稍々増加し、第五期に は更に特産資金の季節的貸出と政府貸上金の増加があり、其後貸出は益々激増の傾向を辿つてゐる。今貸出の主要な るものに就いて略記すれば次の如くである。

(1) 特産資金 農産物出廻期たる冬季に於ける特産物に對する放資は以前舊官銀號又は其の附屬業務たる糧棧を通 じてなされてゐたものであるが、附業が分離されて大同二年度より其の糧棧も廢止せられたため特産金融は沈衰の状 態とならざるを得なくなつた。然し中央銀行の毎季の特産に對する放資は三、四千萬圓で依然重要な地位を占め、 今後特産取引機構の整備に伴つてその金融も漸次活氣を呈するに至るであらう

(2) 春耕貸出(農民、農地復興貸出) 永年の軍閥官僚に依る搾取謀滿洲事變の勃發、匪害、水災及特産物價格の

暴落等に因り疲憊の底に沈淪しつゝある農民を更生せしめ特産生産力の滅殺を防過する目的を以て、大同二年滿洲中央銀行は政府の方策に順應して吉林、奉天、黑龍江及興安の四省に亘り春耕貸款一二、五七三、〇〇〇餘圓の貸付を行ひ、更に翌康德元年吉林、黑龍江、興安及熱河の四省に亘り七、五二二、〇〇〇餘圓の貸款（大部分春耕貸款、一部商工貸款を含む）の新規貸付を行つたのであるが、此の結果豫期の目的を達成することを得た。目下是等の回収を行ひつゝあるが、最近に於ては良好なる回収成績を収めつゝある。尙康德二年以降に於ては後述の如く恒久的な農村金融機關たる金融合作社の増設を見たる結果原則として斯かる應急的貸付を行はないことになつた。此の春耕貸付の趣旨内容に於ては大同二年四月二十八日附民政、財政、實業三大臣の共同佈告、各省春耕貸款辦法及康德二年度の實施要項に關する同年四月三十日附各省長に對す民政部訓令等を一瞥すれば概要を知り得る。今右佈告及民政部訓令を轉載すれば次の如くである。

春耕資金佈告ニ關スル件（大同二年四月二十八日）

昨年奉吉黑三省各地は或は洪水の災害或は匪賊の擾亂に因り農民は其の資産を失ひ田地は荒蕪し困憊を極めたり此の儘放置せんか本年春耕の費用にも事欠き其の苦惱愈々深酷の度を加ふるに至るべし。

茲に於て滿洲中央銀行は農民の此の苦惱を傍觀するに忍びず王道政治の國是に則り三省の窮乏せる農民に對し既墾地を擔保として奉天省國幣三、六二〇、〇〇〇圓吉林省四、八〇〇、六〇〇圓黑龍江省一〇、〇〇〇、〇〇〇圓の春耕資金を月利八厘一箇年以内の期限を以て貸出することゝなれり。

農民は此の低利の融資を耕作に必要な種子勞力費等の諸經費に充當し以て農耕に努力せば農民各戸の家計も亦必ずや改善せらるゝのみならず我國農業發展の第一歩となるべし。

中央政府は今回の滿洲中央銀行の融資は最も時宜に適したる措置なることを認め本總長も省公署及縣公署と協力し其の成功を援助しつゝ、

あり。併しながら今回の春耕資金は、決して窮乏せる農民に對し施與する所の救済金に非ずして、滿洲中央銀行が銀行業務として行ふ所の一種の融通貸付金なり。依て元金並に利息は約定の期限に於て必ず返還すべきものにして、借受農民は良く此の意を體すべし。借受農民が萬一元利の償還を怠るが如きことあらば、滿洲中央銀行は其の擔保の土地を處分するに至るべし、斯の如くならんか農民の損失の大なるは固より當然なるも、其の惡影響は實に個々農民の損害のみに止ざるなり、本春耕資金は實に農民信用に對する一大試金石にして、之に失敗せんか、農民の信用地に墜ち農村金融の將來に一大暗影を投ずるに至るべく、從て今後農民に對し低利の金融を爲すもの、全く後を絶つに至るべきは明かなるなり。

農民各自は今回の春耕資金の目的並に性質をよく諒解し、本融資が完全なる効果を發揚する襟心掛けざるべからず、本資金の借受及償還に關する細目及手續に於ては、各縣當局に於て教示を受くべし。

民政部總長	臧	式	毅
代理部務次長	葆		康
財政部總長	熙		洽
代理部務次長	孫	其	昌
實業部總長	張	燕	卿

康德二年度農村貸款實施に關する民政部訓令（康德二年四月三十日）

康德二年度農村貸款貸出に關しては、關係各部會同協議の上、從來の如き春耕又は農民復興等一般的資金の貸出しは、之れを中止し、唯政府に於て資金の斡旋をなすにあらざれば、全然資金供給の途なく、農民を離散せしめ農地を荒廢に歸せしむる處あるものの中に付、其一部資金の貸出斡旋を行ふこととし、其方法としては、縣をしてこれが轉貸資金の起債をなさしむることに決定し、貸款希望縣中原則として金融合作社所在の縣及び他に資金を得る見込ある縣は、之れを除き更に從來の此の種貸款の償却狀況を參照し、各縣の内容に付最選の上、別

紙の通り農耕貸資金貸實施要綱並に、農耕貸貸出決定縣及貸出限度を定めたるを以て、所屬關係各縣に對し、康徳元年^{民政部七九三}財政部三五七號訓令起債稟請手續（但し添付書類中決算報告、基本財産調、負債調書、財政計畫書事業計畫書は之れを要せず）に照し至急許可稟請の手續をなさしむる様轉令すべし。

(1) 農耕轉貸資金貸實施要綱

一、本貸款は縣債とし縣より農民に轉貸せしむるものとす。

一、起債要綱

(一) 起債名稱 農村轉貸資金起債

(二) 借入先 滿洲中央銀行

(三) 借款利率 年六分五厘

(四) 償還期限 次回糧石出納期より第三年目の糧石出納期に至る三回元金均等償還とす。但し繰上償還をなすことを得。糧食出納期は概ね十一月乃至翌年二月を豫定するも農家收入の地方的實狀に應じて之れを定め起債許可申請の際は何年何月と明示すること。

(五) 償還財源 資金回收及一般歲入

縣に於て轉貸資金を回收せるときは直ちに中央銀行に返還するものとす。

一、轉貸要綱

(一) 轉貸先 自作又は小作農に限ること。

(二) 轉貸方法 なるべく現物（種子、家畜）の實際價格により貸付ることとし出來得る限り現金貸付を避くること。

(三) 轉貸條件

甲、轉貸金額 一戸に付き國幣百圓を限度とす。

乙、轉貸利率 年利一割八分以上とし、縣内又は附近縣の金融合作社の貸付利率と均衡を保たしむ。

丙、なるべく借入年の收穫期に元利金額を償還せしむることとし、已むを得ざる場合に限り、縣の起債償還期以内に分期返還せしむる様なすこと。

丁、擔保方法 五人以上の連帶保證に依る信用貸とするも、擔保を徴し得る限り、徴し置くこと。何れの場合を問はず、別に村長、保甲長、又は之に準ずべきものにして、地方的に責任を持ち得るもの一人以上の償還保證人を取り置くこと。

一、別表各縣貸款額は、其の縣割當の最高限度にして、超過分は他縣貸出を認めず。
 一、右各項の外轉貸に關する詳細規程は、關係各縣に於て、適宜之れを定めしめ、起債許可申請の際添付せしむること。 以上

(2) 農耕貸貸出決定縣並貸出限度

吉林省		龍江省	
敦化	四〇、〇〇〇 ^円	磐石	三五、〇〇〇 ^円
舒蘭	八〇、〇〇〇	樺甸	四〇、〇〇〇 ^円
計 一九五、〇〇〇圓			
甘南	一五、〇〇〇	泰來	二五、〇〇〇
林甸	一八、〇〇〇	克東	八、〇〇〇
龍鎮	一三、〇〇〇	通化	一〇、〇〇〇
景星	一三、〇〇〇	泰康	五、〇〇〇
瞻榆	八、〇〇〇	突泉	一〇、〇〇〇
滿洲中央銀行		滿洲中央銀行	
		大賚	一五、〇〇〇
		德都	一二、〇〇〇
		嫩江	一〇、〇〇〇
		明水	六、〇〇〇
		安廣	一〇、〇〇〇
		一四九	

滿洲中央銀行		一五〇
洮安	一〇,〇〇〇	八,〇〇〇
熱河省	計二〇四,〇〇〇圓	八,〇〇〇
凌源	三〇,〇〇〇	平泉 三〇,〇〇〇
錦州省	計六〇,〇〇〇圓	寧城 三〇,〇〇〇
盤山	八〇,〇〇〇	臺安 五〇,〇〇〇
安東省	計一七〇,〇〇〇圓	錦縣 四〇,〇〇〇
岫巖	三〇,〇〇〇	莊河 三〇,〇〇〇
間島省	計六〇,〇〇〇圓	
延吉	三〇,〇〇〇	汪清 四〇,〇〇〇
琿春	四〇,〇〇〇	和龍 四〇,〇〇〇
計	計一五〇,〇〇〇圓	
三江省		
綏濱	二〇,〇〇〇	

(3)普通銀行に對する融資 中央發券銀行として普通銀行に對して、再割引の方法に依り融資すべきは當然で

あるが、中央銀行創立當初に於ては、外國銀行以外に普通銀行として見るべきものは殆んどなく、從つて再割引も一部外國銀行に限られて居た。然し乍ら其後漸次内國普通銀行も新設又は改組されて活動し始めた結果、現在に於ては内國普通銀行に對する融資額も、相當多額に上りつゝある。

(4)庶民金融 金融合作社聯合會への無擔保貸出し、及び大興公司への出資融通をなして、庶民金融の圓滑を期してゐる。

(5)特殊貸出 以上の外地方行政費借款、棉花資金、鹽田復興資金、燒草栽培資金、私帖整理資金、過爐銀整理資金、國都建設助成としての住宅建築資金等各方面の産業、生業資金の貸出を行つてゐる。

金利	滿洲中央銀行開業當初の同行金利は、舊行號の金利を其儘引繼いだもので、左の如くであつた。	定期預金(年利)	貸金(年利)
行號別			
東三省官銀號	四分八厘乃至八分四厘	九分六厘乃至一割四分四厘	
黑龍江省官銀號	一割二分乃至一割九分二厘	二割一分六厘	
吉林永衡官銀錢號	四分八厘乃至九分六厘	一割九分二厘	

斯くの如く舊政權時代の金利は著しく高率であり、且つ地方によつて差異が甚しかったので、同行は先づ金利を統一し、漸次低下に努め、預金貸出利率共に、大同元年九月一日より改定利率を實施し、其の後大同二年七月及び康德元年五月の二回に亘つて利下を行つたが、康德二年五月幣價維持及び中華民國の高金利に鑑みて、預金利子の引上を實行した。然し其の後日滿金融統制の立場より、康德三年一月更に之が預金利率を引下ぐるに至つた、今預金貸出利率の改定の經過を表示すれば第十五表の如くである。

滿洲中央銀行國內爲替總取組高 【第十六表】

期 別	仕向國		被仕向國	
	口 數	金 額	口 數	金 額
大同元年下半年	57,945	126,133,630	57,440	125,025,526
大同二年上半年	126,585	216,842,669	126,636	237,424,851
大同二年下半年	210,012	214,498,230	206,768	220,004,338
康德元年上半年	260,162	243,360,852	264,246	238,484,802
康德元年下半年	349,776	370,849,540	344,799	363,119,308
康德二年上半年	396,056	403,592,630	394,654	401,208,441
康德二年下半年	489,315	537,447,149	473,092	529,644,059

備考 本表は滿洲中央銀行爲替課調査による。

外國爲替 從來滿洲に於ける外國爲替銀行は横濱正金銀行、中國銀行、Hong Kong Shanghai Banking Corporation及National City Bank of N. Y. 等であつたが、之等は何れも外國銀行であつて、滿洲國內に廣く外國爲替を取扱ふものがなかつたのであるが、中央銀行は業務の整備に伴ひ次第に海外に爲替取組先銀行を設け康德二年十二月末に於ては十六行百五十三箇所に達した。中央銀行が斯く外國爲替業務を行ふ事は一般の例に徴して變則ではあるが、滿洲國が自らの爲替銀行を有せざる以上已むを得ざる措置と言ふべきであつて、同行の外國爲替業務の發展は各方面より希望され且つ期待されてゐる。

産金買上 大同二年六月産金買上法が公布されて、滿洲國內の産金は滿洲中央銀行に於いて買上げることとなり、同行は安東、奉天、龍井村、新京、佳木斯、黑河、哈爾濱等に産金買上所を設けて國內産金の買上げを行ひ、大同二年六月より、康德二年三月迄に二百十五萬六千餘瓦を買上げた。買上げ価格は毎週政府公報に於いて發表される公定相場によるもので、純分の検査は同行の分析所で行つてゐる。

國庫事務 舊政權時代の財政は、大體に於て各省獨立し、省内の各機關は夫々自己の收入及び配賦金を各自獨立に省の中央銀行に預入れ、此の預金以上の支出を要する場合は各自銀行より借入金爲して其の用に充てると云ふ様な状態

滿洲中央銀行

滿洲中央銀行預預金貸出利率 【第十五表】

種 別	大同1年9月1日改定	大同2年7月1日より	康德1年5月1日より	康德2年5月1日より	康德3年1月1日より
	預 金 利 率				
當座預金(日歩)	錢 0.50	錢 0.30	錢 0.30	錢 0.30	錢 0.30
特別當座預金(日歩)	0.80	0.70	0.70	0.80	0.80
通知預金(日歩)	1.00	0.80	0.80	1.00	1.00
定期預金	三箇月(年利)4分8厘	3分6分	3分5厘	—	—
	六箇月(年利)6分	4分8厘	4分5厘	5分	4分5厘
	一箇年(年利)7分2厘	6分	5分	6分	5分
貸 出 利 率					
當座貸越(日歩)	3.60	2.50	2.20	—	—
金銀擔保貸付(日歩)	—	2.20	1.90	—	—
商品擔保貸付(日歩)	3.30	2.50	2.20	—	—
證券擔保貸付(日歩)	2.83	2.30	2.20	—	—
國 積 貸 付(日歩)	3.30	2.50	2.20	—	—
不動産擔保貸付(日歩)	3.30	2.50	2.20	—	—
其他確實擔保(日歩)	3.30	2.50	2.20	—	—
保 有 的 貸 付	—	—	—	—	—
割 引(日歩)	2.83	2.20	1.90	—	—

備考 預金利率は此の外金票に對して次の如く定められてゐたが、康德2年12月23日より國幣に統一されて、以後金票預金利率は消滅した。(第一篇第四章第三節參照)

金票預金利率(康德2年12月)——當座預金日歩2厘、特別當座日歩7厘、通知預金日歩9厘、定期預金(六箇月)年利4分5厘、(一箇年)年利5分。

內國爲替 舊政權時代の滿洲に於いては各省の通貨が各々異つてゐた爲め、國內に於いても外國爲替の如き觀を呈し、爲替取組みには極めて不便且つ高率であつた。滿洲中央銀行は通貨統一と共に爲替は殆んど無手数料として國內金融の疏通を促し、國內爲替取組みは大いに躍進するに至つた。中央銀行總分支行の國內爲替取組高は第十六表の如くである。

滿洲中央銀行

態であつた爲め財政窮乏の結果は勢ひ紙幣の濫發を招來するが如き弊害が生じた。滿洲國建國後は此の弊を除いて國庫金の集中に努力し、各機關分散主義を改めて中央政府の歳入は一括して之を滿洲中央銀行に預入れ、支拂の都度各支出官は與へられたる預算定額の範圍内に於いて小切手を振出し、銀行をして小切手の支拂に任せしむるところの新制度が確立され、大同元年十二月一日より此の國庫預金制度の實施を見るに至つた。實施當日の國庫預金總額は、國幣百四十七萬三千七百十六圓に過ぎなかつたが、漸次増加して最近は常に五千萬圓以上を維持してゐる。而して當初は一般會計の收支のみを取扱ひ、其の項目に於いても總務廳、興安總署、民政部、外交部、軍政部、財政部、實業部、文教部、司法部及び交通部の十項目に過ぎなかつたが、大同二年三月より國都建設局、國道局、外債整理基金、專賣公署等の特別會計が創設せられ、其他一時借入金、逆産繰入金、公債元利拂金等の特別勘定も順次設定せられるに至つた。その主なる國庫事務について概述すれば次の如くである。

(1) 歳入事務 税關所在地にある中銀分支行は關稅の受入事務を取扱ひ、税關の分關並に分卡所在地に對しても行員を派して税關員との協力により其の收納事務を取扱つてゐる。又鹽稅の收納にも各地に專任の行員を派遣して之を掌理せしめ、一般内國稅に對しては税捐局所在地に在る中銀分支行が税捐局收納の稅金を稅務監督署に送金し、稅務監督署所在地の分支行より之を國庫金に收納して總行に集中してゐる。斯くして全國百三十六の中銀分支行辦事處は全部歳入受入事務を取扱ひ、毎日之を總行に於ける政府預金口座に振込むことによつて國庫金を一團として集中計算し得るものである。

(2) 歳出事務 歳出事務は政府支出官振出の小切手の支拂をなすのであるから支出官所在地に於いてのみ其の事務を必要とし、現在に於いては支出官百餘名で中銀は七十箇所に於いて其の取扱ひを爲してゐる(康德二年三月末現在)而して各取扱店に於ける支拂額は毎日之を總行の計算に移し、總行に保有の國庫金の内より支出計算される。

(3) 送金事務 前記十七箇所以外の遠隔の地に於ける債主への支拂、又は國內各地に散在する出納官吏に資金の送附を要する場合に於いては隔地拂の送金方法に據るもので、即ち支出官は小切手の振出を爲すと同時に隔地の債主に對し支拂通知書を發し、小切手支拂行たる當該歳出金取扱行は債主所在地の支行に對し支拂の命令を發送する。

(4) 公債事務 政府管掌の發行事務を除き、元利金の支拂事務を取扱ふ。現在滿洲國の公債は左の九種である。

内 國 債	額	面	外 國 債	額	面
滿洲中央銀行繼承補償公債	三三、〇〇〇、〇〇〇円		建國公債	三〇、〇〇〇、〇〇〇円	
積欠善後公債	五、一四七、九五〇円		第一次投資事業公債	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	
滿海呼海齊克三鐵道收用補償公債	一一、九二八、〇〇〇円		第一回北滿鐵道公債	三〇、〇〇〇、〇〇〇円	
税關職員一時賜金公債	三、五九九、三〇〇円		第二回北滿鐵道公債	三〇、〇〇〇、〇〇〇円	
建國功勞金公債	八、一五〇、〇〇〇円				

(5) 郵局資金受拂事務 國內各地郵局に於て郵便爲替、郵便貯金、歳入金歳出金等を取扱ひ、其の結果資金に過剰を生じたる場合には之を其の地の中銀に拂込み、若し資金に不足を生じたる場合には之を其の地の中銀より其の供給を受くる便法であつて、之等の受入金、支拂金は總て總行に集中され、總行に於いては交通部郵務司との間に決済を行ふ。此の制度の實施は康德元年五月一日より開始された。

(6) 彩票事務 滿洲國政府の發行する彩票の賣出並に當籤金の支拂事務である。

第三章 普通銀行の統制

第一節 銀行法の制定

從來滿洲に於いては銀行の取締については何等の法令がなかつた。種々の金融機關が雜然として何等の連絡統制もなく、住民の不利不便は勿論、産業の發達は甚しく阻害された。然も軍閥は之を監督する事等思ひもよらず、只私利私慾のために干渉を恣にするのみで、民國二十年三月に公布された中華民國銀行法も此の國には實事上行はれなかつたのである。

然るに銀行業は一般公衆の預入した資金を融通運用するものであつて、其の經營の如何は一般、公衆の利害に重大なる關係を有するのみならず、一國産業の興亡にも亦密接なる關係を有してゐる。滿洲國政府に於ては之を指導誘掖すると共に適當なる取締を行ひ、産業の健全なる發達を助成することは最も緊要であるとし、大同二年十一月九日附滿洲國銀行法が公布せられた。

同法は三十二箇條より成り(附録參照)、之が公布後新設さるべき銀行(その名稱の如何に拘らず、預金の受入、金錢の貸付又は手形の割引、爲替取引等の業務を行ふ者は一切之を銀行と看做す)は總てこの銀行法に據る事とし、財政部大臣の許可を受くるに非ざれば之を營む事を得ずと規定されてゐる。尙ほ公布當時現に右業務を營みつゝある錢莊錢舖其の他の銀行は康徳元年十二月末日迄に財政部大臣の認可を要することゝしたが、之に基いて期日迄に財政部大臣に認可申請を提出した數は百六十九に達し、此の中八十八行(中、内國銀行六十五行、中國側銀行二十三行)が認可

され普通銀行として營業を繼續することゝなつた。いまその行名、資本金、預金額、貸付額等を表示すれば第十八表の如くである。

滿洲國普通銀行一覽表 【第十八表】

銀行名	所在地	組織	資本金(内拂込済額)	預り金	貸出金	爲替取扱高	營業許可年月日	資本系統
【内國銀行】								
(1) 奉天商工銀行	奉天省奉天市	株式	圓 2,200,000 (2,200,000)	圓 225,190	圓 864,369	圓 —	康徳11.28	滿洲國
(2) 奉天商業銀行	同	同	圓 1,000,000 (1,000,000)	圓 393,002	圓 1,050,382	圓 —	同	同
(3) 奉天林業銀行	同	同	圓 400,000 (200,000)	圓 69,729	圓 280,489	圓 —	同	同
(4) 世合公銀行	同	同	圓 500,000 (250,000)	圓 369,617	圓 378,457	圓 3,522,412	同	民國河北省
(5) 瀋陽銀行	同	同	圓 400,000 (200,000)	圓 77,653	圓 113,019	圓 —	同	滿洲國
(6) 志城銀行	同	同	圓 200,000 (100,000)	圓 215,469	圓 873,211	圓 —	同	民國山西省
(7) 益增慶銀行	同	個人	圓 24,000 (24,000)	圓 152,727	圓 82,413	圓 232,515	同	滿洲國
(8) 永和久銀行	同	同	圓 50,000 (50,000)	圓 66,371	圓 247,006	圓 —	同	民國山西省
(9) 信誠永銀行	同	同	圓 50,000 (50,000)	圓 15,145	圓 288,145	圓 5,153,143	同	山東省
(10) 隆奉東銀行	同	同	圓 45,000 (45,000)	圓 50,968	圓 142,409	圓 —	同	山西省
(11) 同益興銀行	同	同	圓 50,000 (50,000)	圓 93,915	圓 103,530	圓 4,739,190	同	河北省
(12) 福興銀行	同	本溪縣	圓 20,000 (20,000)	圓 16,323	圓 37,752	圓 89,463	同	滿洲
(13) 義增銀行	同	同	圓 20,000 (20,000)	圓 43,944	圓 70,295	圓 59,828	同	同

(14)	營口商業銀行	奉天省營口縣	株式	1,000,000	(1,000,000)	568,098	6,304,857	720,516	大同2.12.1	滿洲國
(15)	福順仁銀行	同	個人	60,000	(60,000)	99,748	73,073	17,323,005	康德1.10.8	民國山東省
(16)	成發福銀行	同	復縣	5,000	(5,000)	68,625	27,146	92,460	同	滿洲國
(17)	德義厚銀行	同	撫順縣	5,000	(5,000)	36,469	—	1,396,252	同	民國河北省
(18)	梨樹地方銀行	同	梨樹縣	200,000	(10,000)	52,068	54,149	—	同	滿洲國
(19)	和盛長銀行	同	遼源縣	21,000	(21,000)	13,845	3,232	2,782,767	同	民國河北省
(20)	功成玉銀行	吉林省吉林市	株式	500,000	(500,000)	472,293	1,065,997	7,108,841	同	滿洲國、民國山東及河北省
(21)	天和泰銀行	同	個人	20,000	(20,000)	129,399	106,322	—	同	民國河北省
(22)	永盛和銀行	錦州省錦縣	同	3,000	(3,000)	21,434	7,356	2,586,093	同	民國河北省
(23)	信義誠銀行	同	同	2,000	(2,000)	17,408	11,609	1,620,668	同	民國浙江省及省
(24)	天成玉銀行	同	同	2,000	(2,000)	17,533	17,223	1,990,311	同	河北省
(25)	榮厚興銀行	同	同	2,000	(2,000)	25,840	15,381	1,855,256	同	滿洲國
(26)	永盛銀行	同	綏中縣	10,000	(10,000)	49,836	116,671	333,022	同	民國河北省
(27)	東順增銀行	同	同	4,500	(4,500)	27,207	37,469	1,524,238	同	同
(28)	同順銀行	同	同	10,000	(10,000)	36,050	26,718	238,713	同	滿洲國及民國省
(29)	公順合銀行	同	義縣	10,000	(10,000)	58,767	34,952	943,118	同	滿洲國
(30)	慶裕隆銀行	同	同	5,000	(5,000)	44,359	44,369	583,380	同	同
(31)	聚隆銀行	同	同	10,000	(10,000)	48,319	58,833	221,473	同	同
(32)	文瑞成銀行	同	同	5,100	(5,100)	26,315	27,958	442,425	同	同

(33)	同聚源銀行	同	同	10,000	(10,000)	41,191	48,854	188,655	同	12.17	同
(34)	景星慶銀行	同	同	10,000	(10,000)	33,035	45,441	—	同	12.17	同
(35)	東邊實業銀行	安東省安東縣	株式	1,500,000	(1,500,550)	995,550	2,548,291	—	同	12.12	同
(36)	安東地方銀行	同	同	400,000	(400,000)	35,241	361,726	—	同	12.28	同
(37)	義來誠銀行	同	個人	50,000	(50,000)	89,382	101,991	379,918	同	12.21	滿洲國及民國山東省
(38)	天興茂銀行	同	同	50,000	(50,000)	28,012	65,557	3,736,382	同	12.17	民國山東省
(39)	天來銀行	同	同	50,000	(50,000)	32,554	70,335	—	同	12.27	同
(40)	永利銀行	同	同	20,000	(20,000)	108,373	29,278	—	同	12.27	同
(41)	復順興銀行	同	臨江縣	20,000	(20,000)	1,715	3,141	262,677	同	12.27	同
(42)	晉昌銀行	三江省佳木斯	同	24,000	(24,000)	39,924	76,036	610,973	同	12.7	滿洲國
(43)	滿洲商業銀行	黑龍江省省里	株式	40,000	(40,000)	8,861	52,624	142,418	同	12.21	白系露人
(44)	東盛銀行	同	個人	50,000	(50,000)	4,979	34,623	523,090	同	10.24	民國山東省
(45)	海東銀行	同	海拉爾	120,000	(60,000)	56,104	103,386	3,395,425	同	10.20	同
(46)	興盛長銀行	同	同	100,000	(50,000)	22,939	62,042	1,043,821	同	10.20	同
(47)	益發銀行	新京特別市	株式	1,000,000	(500,000)	1,530,780	3,821,720	33,267,012	同	7.9	民國河北省
(48)	益通商業銀行	同	同	1,000,000	(500,000)	1,147,801	1,289,587	6,000,103	同	4.21	同
(49)	惠華銀行	同	同	250,000	(250,000)	112,302	432,763	155,355	同	12.27	滿洲國
(50)	義合銀行	同	個人	63,000	(63,000)	747,830	749,755	—	同	7.23	民國河北省
(51)	福記銀行	同	同	20,000	(20,000)	37,796	54,259	—	同	10.10	同

(52)	遼東銀行	哈爾濱特別市	株式	500,000	(500,000)	6,393,533	5,568,454	29,268,584	康德11.12.28	蘇	聯
(53)	恒聚銀行	同	個人	240,000	(240,000)	294,935	487,274	8,028,515	同	10. 1	民國山東省
(54)	福順德銀行	同	同	200,000	(200,000)	372,702	654,343	35,672,496	同	12.12	同
(55)	中泰銀行	同	同	140,000	(140,000)	809,060	1,237,534	2,923,313	同	12. 6	同
(56)	天和興銀行	同	同	100,000	(100,000)	359,603	418,890	15,850,967	同	12.19	同
(57)	雅泰國民銀行	同	株式	100,000	(100,000)	219,244	232,133	72,136	同	12.27	白系露人
(58)	環城銀行	同	同	100,000	(50,000)	382,166	221,873	—	同	12.27	同
(59)	瑞增祥銀行	同	個人	100,000	(100,000)	20,855	40,975	2,114,982	同	12. 7	民國山東省
(60)	公和隆銀行	同	同	50,000	(50,000)	4,198	2,400	4,790,235	同	12. 6	同
(61)	東恒泰銀行	同	同	60,000	(60,000)	6,868	—	613,213	同	12.27	同
(62)	天玉銀行	同	同	60,000	(60,000)	1,285	—	586,979	同	12.27	同
(63)	福泰銀行	同	同	50,000	(50,000)	1,690	—	222,569	同	12.27	白系露人
(64)	哈協和銀行	同	同	50,000	(50,000)	—	138,253	2,730,972	同	12.27	同
(65)	房產銀行	同	株式	100,000	(100,000)	1,194,220	1,116,032	—	同	12.27	同
計	六十五行			13,450,600	(11,450,600)	18,749,392	32,633,362	208,209,883			
【中國側銀行】											
(66)	中國銀行奉天省奉天市株式本店	25,000,000(24,712,200)				10,010,713	3,570,496	22,060,129	同	12.28	民國
(67)	奉天分行	安東支行	安東省安東市			726,038	681,601	7,192,595	同		
(68)	同	營口支行	奉天省營口縣			1,586,967	1,922,184	26,229,605	同		

(69)	同	營口四市	同			(營口支行=合算)			同		
(70)	同	鞍山支行	同	海龍縣		71,109	260,720	1,415,617	同		
(71)	同	通遼辦事處	同	興安南省通遼		33,808	64,780	427,328	同		
(72)	同	錦縣辦事處	同	錦州省錦縣		(奉天分行=合算)		1,624,690	同		
(73)	同	哈爾濱分行	同	哈爾濱特別市		11,038,333	3,831,150	20,829,630	同		
(74)	同	哈爾濱道外	同	同		3,274,455	3,377,767	13,113,850	同		
(75)	同	黑龍江省	同	龍江省哈爾濱市		321,733	216,838	676,241	同		
(76)	同	吉林支行	同	吉林省吉林市		1,780,197	898,962	6,652,288	同		
(77)	同	新京支行	同	新京特別市		1,447,945	685,452	5,848,829	同		
(78)	同	綏化辦事處	同	濱江省綏化縣		87,775	174,775	1,267,580	同		
小計						30,379,074	15,934,725	107,338,382	同		
(79)	交通銀行	哈爾濱特別市株式本店	10,000,000(8,715,600)			15,354,755	2,462,273	7,826,628	同		
(80)	同	哈爾濱支行	同			(哈爾濱分行=合算)			同		
(81)	同	新京支行	同	新京特別市		1,705,870	223,710	3,097,965	同		
(82)	同	吉林支行	同	吉林省吉林市		559,774	176,576	389,949	同		
(83)	同	黑龍江支行	同	龍江省哈爾濱市		910,726	226,165	1,240,662	同		
(84)	同	奉天分行	同	奉天省奉天市		10,331,929	6,450,759	6,728,223	同		
(85)	同	營口支行	同	營口縣		439,906	426,643	1,506,173	同		
(86)	同	洮南辦事處	同	龍江省洮南縣		285,570	139,512	1,433,018	同		

小計	29,588,530	10,105,638	22,222,218	同	同
(87) 金城銀行 哈爾濱特別市株式本行(10,000,000(7,000,000))	2,415,441	798,705	2,889,446	同	同
(88) 大中銀行 哈爾濱分行	100,444	130,173	386,480	同	同
計	62,483,489	26,989,241	132,836,526		
總計	13,460,600(11,450,600)	81,232,881	59,602,603	341,046,415	

備考 1. 本表は財政部が内國銀行及中華民國開辦銀行に付康德元年十二月末日現在に依り調査したるもので、康德三年二月末日の調査によれば、内國銀行六十五行中十六行（本表の8,16,19,21,23,24,25,26,27,28,32,33,34,50,52,60）が減少し、康德二年中新設された奉天匯業銀行を加へ、内國銀行總計五十行となつてゐる。

2. 預り金及貸出金は康德元年十一月末現在に據る。

3. 爲替取扱高は自大同二年十二月一日至康德元年十一月三十日一ヶ年間の取扱高を示す。

第二節 弱小銀行の改組と増資

右八十八行の認可に當り財政部に於いて從來の金融機關に急激なる變化を來さしめない事に重點を置いた爲め既存銀行に對しては比較的寛大なる處置が採られ、銀行法にも銀行の資本及び其の經營主體に付格別の制限を設けなかつた。之がため滿洲國現在の普通銀行中には組織の點に於いて改善を要すべきもの及び資本の過少なるもの等が尠くない、國內銀行中個人組織のもの四十行、資本金十萬未滿のもの三十五行を數へられてゐる。然しながら之等の弱小諸銀行も既に財政部の銀行監督方針の眞意を諒解し、且つ最近新營業税法の公布と相俟つて、銀行の改組又は増資等に

より業務の改善、基礎の強化を圖らんとするものが漸次増加の傾向にあるので、財政部は此の機運を利用し、此の際弱小銀行に對して行政的措置により全面的に此の傾向を促進し、將來銀行法改正による銀行の資本及び經營主體に關する制限を設くる場合の準備たらしめん爲め康德二年（昭和十年）十月五日付を以つて之等の弱小銀行に對し左記要項に基いて夫々改組乃至資増を指示する所があつた。

(一) 改組勸導要旨

(イ) 個人組織銀行は凡て之を株式組織銀行に改組せしむること

(ロ) 從來の辦事處中其の主要なるものは之を支行に改め、其の他の辦事處及び代理店は原則として之を整理し、銀行相互間にコルレス契約を締結せしめ以て辦事處及び代理店に代らしむること

(II) 増資勸導の要旨

(イ) 銀行資本の總額を最低十萬圓とし、其の半額拂込を認むること

(ロ) 預金、貸出及び爲替取扱高等の現狀より勘案し必要と認むるものに對しては前項の最低資本金額以上適當の額迄之を引上げしむること

(ハ) 現物出資は原則として之を認めざること

(ニ) 資本の總額を十萬圓に増資困難のものに對しては之が合併を奨むること

(ホ) 以上の増資又は合併は特別の事情なき限り一年以内に行はしむること

而して前記財政部の方針に基き各弱小銀行の多くは増資及改組の準備中であるが、爲替管理法實施の結果對中華民國爲替業務を主とする小銀行中には財政部の認可を受けて廢業したもの既に相當ある。斯くして右財政部の方針が具體化した場合には個人組織銀行は影を潜め之等銀行の現有資本の總額二、〇八七、六〇〇圓は尠くとも六、六〇〇、

普通銀行の統制

〇〇〇圓前後に達し、又之に倣つて右以外の有力銀行中更に増資するものも續出するであらうし、斯くて滿洲國の銀行は其の組織及び經營の合理化並に資本の充實と相俟つて面目を一新するに至り、從來遅れたる金融機關に對する種々の非難も一掃されて發展途上にある滿洲國產業界に寄與する所が大きいであらう。尙財政部に於ては大普通銀行主義に基く資金偏在の弊害を豫防する爲主要都市に於ける地場銀行助長の方針を採りつゝあるが、現存内國普通銀行中將來地場銀行として發達を期待されつゝあるものを擧ぐれば概ね左の通りである。

地名	銀行名	資本額 (拂込額)	組織	備考
奉天	奉天商工銀行	2,100,000圓	株式	遼寧儲蓄會を整理改組せしめたるもの
"	奉天商業銀行	1,000,000圓	"	既存銀行なりしが内容を整理改組せしめたるもの
"	奉天滙業銀行	1,000,000圓	"	康徳二年中新設
新京	益發銀行	1,000,000圓	"	糧棧發合の附業を分離改組せしめたるもの
"	益通商業銀行	1,000,000圓	"	既存銀行なりしが新式銀行に改めししたるもの
營口	營口商業銀行	1,000,000圓	"	大同二年過爐銀整理の際設立せしめたるもの
吉林	功成玉銀行	500,000圓	"	有力なる錢輔功成玉を新式銀行に改組せしめたるもの
安東	東邊實業銀行	1,500,000圓	"	既存銀行なるが内容を改善せしむ

尙は最近に於ける普通銀行の業務状態を示せば第十九表乃至第二十一表の通りである。

(財政部理財司銀行科調)

全國普通銀行勘定調 (康徳二年十一月末現在) 單位圓、行數八四行

【第十九表】

科目	借方		貸方	
	金額	行數	金額	行數
未收資本	2,710,000	1	資本金	1,412,600
貸付金	8,871,107	3,495,693	諸積立金	2,124,599
預ヶ金	8,848,178	2,353,819	預入金	38,591,927
他店貸付	1,628,321	1,627,738	借入金	11,776,643
先物買入	18,644,944	10,555,100	他店借入金	1,033,380
有價證券	5,777,733	9,491,558	爲替勘定	8,330,649
地金銀	23,827	23,573	先物賣渡	19,035,309
營業用土地建物	1,234,789	508,808	其他	30,751,197
非營業用土地建物	8,857,640	5,125,523	合計	258,853,333
現金	2,263,527	1,433,646		
其他	25,755,107	3,633,511		
合計	258,853,333	62,440,338		

省別内國普通銀行勘定 (康徳二年十一月末現在) 單位圓、行數六一行

【第二十表】

普通銀行の統制

借方 (資産之部)

普通銀行の統制

一六八

科 目	奉天省	吉林省	錦州省	安東省	三江省	興安省	新京特別市	哈爾濱特別市
行 數	二九	一	一三	七	一	四	四	三
未收資本	1,000,000	—	—	—	—	110,000	1,000,000	100,000
貸付金	1,487,824	1,923,010	456,977	2,920,866	115,446	456,628	6,482,398	5,250,594
預ヶ金	489,575	397,827	3,158	99,933	—	17,620	133,934	1,210,793
他店貸付	272,274	—	77,149	70,007	—	16,944	28,764	1,153,530
先物買入	94,859	1,517,474	—	—	—	—	8,699,992	353,775
有價証券	145,372	10,769	—	68,559	—	—	5,717	58,171
地 金	1,092	13,009	742	847	—	3,280	5,603	—
營業用	336,818	8,975	3,544	3,491	2,197	8,906	14,139	30,738
土地建物	4,039,095	40,168	11,219	50,743	—	11,653	14,033	378,663
非營業用	—	—	—	—	—	—	—	—
土地建物	—	—	—	—	—	—	—	—
現 金	266,933	168,819	79,073	58,100	7,005	57,416	297,860	477,350
其 他	433,058	1,127,724	33,766	104,833	5,644	79,799	1,333,876	485,971
合 計	33,358,880	5,267,775	695,628	4,588,509	130,733	765,185	18,123,323	9,557,474
資 本 目	奉天省	吉林省	錦州省	安東省	三江省	興安省	新京特別市	哈爾濱特別市
資 本 金	7,300,000	500,000	83,600	2,100,000	120,000	310,000	2,170,000	1,500,000

〔貸〕

〔方〕

（負債之部）

科 目	奉天省	吉林省	錦州省	安東省	三江省	興安省	新京特別市	哈爾濱特別市
諸積立金	699,769	88,007	48,108	846,129	13,500	19,462	309,494	120,000
預 金	3,199,334	446,501	292,035	828,479	28,033	165,593	3,034,277	3,732,400
借 入 金	9,677,380	6,056	31,035	76,275	—	15,006	841,388	1,006,930
他店借入金	139,933	—	1,992	26,533	—	268,018	—	600,935
爲替勘定	462,559	2,445,251	157,539	75,402	47,303	119,340	2,055,323	1,628,499
先物賣渡	33,014	1,599,913	—	—	—	—	8,654,474	358,888
其 他	778,933	182,077	81,369	560,623	17,447	125,766	7,000,351	559,261
合 計	33,358,880	5,267,775	695,628	4,588,509	130,733	765,185	18,123,323	9,557,474

中國側銀行勘定（康德二年十一月末現在）單位圓、行數二三行

【第二十一表】

科 目	中國銀行	交通銀行	其 他	科 目	中國銀行	交通銀行	其 他
未收資本	—	—	—	資 本 金	—	—	—
貸付金	10,698,353	5,813,474	833,668	諸積立金	—	—	—
預ヶ金	3,588,633	2,830,999	153,788	預 金	3,177,721	3,210,857	1,485,969
他店貸付	—	—	533	借 入 金	83,733	—	—
先物買入	8,079,200	10,273	—	他店借入金	—	—	—
有價証券	3,779,571	459,685	588,919	爲替勘定	548,865	610,477	150,333

普通銀行の統制

一六九